

伊能忠敬

長岡半太郎監修

大谷亮吉編著

第一篇 忠敬の閱歴

第一章 三治郎時代

(一) 呼稱

伊能忠敬は屢々其名を改めたれば先づ幼時よりの名を列記せんに忠敬もと神保氏にして幼名を三治郎(三次郎)と書せるものもあり。後或は佐忠太とも云ひ諱を詮興と稱せしが伊能氏を嗣ぐに及んで名を忠敬と改め通称を源六と云ひ尋て三郎右衛門と稱し後隱居して勘解由と呼べり。又其雅稱として字を子齊と云ひ東河又は樂天樓主人と號せり。伊能家氏族によると。

(二) 幼時

神保氏系
譜

遇幼時の境

忠敬は延享二乙丑年正月十一日(紀元二千四百〇五年)太を以て生る。須賀庸之助記錄及大據始末に上總國武射郡坂田郷小堤村(現今山武郡片貝村の内小關村)。小關五郎左衛門の女なり。貞恒は初め聟養子として小關氏の女に配し二男一女(長を貞詮と云ひ貞恒の後を嗣ぎ、次に女子名をフサと稱し下)を得たる後妻の死歿により子女と共に神保家に復歸せるものなる(伊能家氏族譜)。が故に忠敬は蓋し小關村なる小關家に於て生れしものなるべし。

神保氏の世系を尋ぬるに足利氏の季に當り神保長門守泰宗(生年未詳、天正元年)なるもの坂田城主三谷大膳佐に仕へしが其子孫相傳へて閭の右族となり世々里正の職を執れり。即ち泰宗より宗長(生年未詳、慶長十一年)、泰年(生年未詳、寛永十一年)、重長(伊能家氏族譜には重久とす。生年未詳天和三年)、宗久(寛永十三年)、宗六(元禄六年)を経て宗重(寛文十二年)、宗三(生年未詳)、宗重三男あり。長を宗載(元禄十三年)、次を宗恒(元禄十四年)、少を宗義(元禄十五年)。と云ひ家を嗣ぎ、仲を宗朗(生年未詳)と云ひ分家神保寛重の嗣となる。季は即ち忠敬の父貞恒(天明二年)、天明七年(生年未詳)、天明六年(死年未詳)なり。(神保家系譜)

寶曆元年(天明二年)貞恒の配小關氏の歿するや忠敬年甫めて七歳而して小關家には配の實弟在るの故を以て貞恒は遂に其子女と共に神保家に復歸するの止むを得ざるに至りしが神伊能家氏族譜、忠敬は齡猶幼なるが故に小關家に留まること數年、十一歳の時に及びて父の許に歸れり。(神保家系譜)されば忠敬の小關家に於ける遂に可憐の一寄生兒たるに過ぎざりしを以て當時の普通教育たる讀書、習字、算術等も十分に學び得しや疑なき能はず。或は傳ふ忠敬

は、九十九里の濱頭に漁具を藏せる納屋の番人として多く其の幼時を送れりと。(神保家其他に傳ふる口碑)。

(三) 少壯の頃

忠敬が小關家を辭して父の許に歸りし時、父は尙未だ獨立するに至らずして宗家に寄食し(貞恒は明和元年(天明二年)忠敬が伊能家を嗣ぎたる後に至りて宗家より分家せり)。且つ既に後配武射郡坂田郷小堤村戸村惣右衛門の女、享保七年(天明五年)歿。忠敬は伊能家を嗣ぐに至る迄家に在ること稀にして多くは常總地方に於ける親戚故舊の間に流寓せり。(神保家系譜)而してこの憐むべき生活は却て忠敬に世智に通じ見聞を博くし且つその好める算數醫術等の學を修むるの機會を與へしに似たるもこの時代に於ける忠敬の閱歷事蹟につきては全くこれを徵すべき文書を覗き唯僅に口碑傳説によりてその一端を察知し得るに過ぎず。

傳へて曰く、忠敬父の許に歸りて後幾もなくして幕府の吏森覺藏なるもの公用を帶び小堤村に來りて神保家に滯在し其屬吏等公務に關する計算を行ふ時、覺藏は忠敬が一意専心その布算を注視して餘念なきの状を觀てこれを奇とし忠敬に授くるに其算法の一端を以てせしに忠敬は直に其大體に通ずることを得たりと。又曰く、忠敬年甫めて十三常陸某寺の僧數學に通せるを聞き就て教を請はんと欲し行て刺を通せしに寺僧先づ一問を與へて忠敬の學力を試む。時正に午時、忠敬携ふる所の行厨を喫しつゝ容易にこれが解答を施せり。寺

僧忠敬の叡才に感じその講を允したれば忠敬はこの寺に淹滯すること約半年にして寺僧の知れる所を習得し盡して學力師を凌ぐに至れり。こゝに於て寺僧は更に數學の蘊奥を極めんと欲せば宜しく某氏に就きて學ぶべしと添書を附して忠敬を去らしめたりと。明治十年治頃に八十歳^許の老翁なりし永澤半右衛門より傳へたる神保家口碑。半

人に長たる才

又傳ふる處によれば忠敬は嘗て醫たらんと欲し其術を修めたることあり。その伊能家に入る頃は常陸土浦邊に於て修學し居たりと。伊能七郎右衛門方口碑。 この傳説は文政四年濵川景佑がその傳聞する所によりて撰述せる忠敬傳中に

(前略)然居僻陋乏其師因就常州土浦醫某受經傳及醫籍句讀(下略)

と記せると一致し且つ忠敬が伊能家を嗣ぎたる當初後見の任にありたる伊能七郎右衛門豊秋の日記伊能家所藏。 中、忠敬病に罹りて醫を迎へざるを戒告せる記事に

(明和二乙酉年)十月二十一日(前略)いしやの儀は得と御相談可然(中略)一體御身分よわき生れに氣斗強く少々いがく被成候故萬事人申事取用無之(下略)

とあるに徵して其事實なることを知るべし。

忠敬が他日一村に長として又測量班に長として發揮したる部下統率の才幹は少壯時代にありても既にこれを認むべきものありしが如し。傳説によれば伊能家が資產位置の如何を問はず専ら重きを才能に置きて婿養子を物色せる時に當りて平山藤右衛門季忠が忠敬を推舉せしはそもそも故あり。其は藤右衛門嘗て忠敬が一隊の人夫を督して東金地方に赴

きし時、これを統御すること頗る巧なるを目撃しその技能の非凡なるを察知し居りしによりてなりと云ふ。神保家口碑。

青雲の志

要するに忠敬が十八歳を以て伊能氏を嗣ぐに至る迄は上記の如き斷片的口碑の外多く傳ふる所無し。然も忠敬が郷黨に於ける名族の子弟として生れたるに關はらず四圍の事情はその名實を一にするを許さず、動もすれば憐むべき三治郎として蔑視冷遇せらるゝの境遇にありしを以て幼より奮勵刻苦自助身を立て名を擧げん事を期するの念頗る深甚にして鬱勃たる功名心の常にその腦裏に横溢せしことを察するに難らず而して彼の數理を習ひ醫術を修むるが如き舊幕時代に在て庶民の名を擧げ譽を馳せんと欲するものゝ探るべき最好の捷徑と云ふべく、忠敬が夙にこの道に志せるは一はその天資にも因るべしと雖も又實に多少この意味を含めるものたるを疑はず。蓋し忠敬が其少壯時代に於て修めし所は單に數學と醫術とに止まらず耳目の觸るゝ所苟もその素地を造るに足るもの有らばこれが習得の機會を逸せざらんことを勉め、其學びし所固より深からざるも其窺ふ處の範圍は頗る廣きに亘りしものなるべし。文化十年四月二十七日對馬出張先より其長女妙薰に與へたる手簡伊能家藏。の一節に曰く

我等幼より高名出世を好み候得共親ノ命ニあ佐原に養子トナリ候間好ル所ノ學文も止メ産業ヲ第一とし伊能家ノ先祖ノ格言ヲ相守リ終ニハ先規遺命の救民迄も助ケ候と以てこの間の消息を窺ふに足るべし。他日忠敬が未曾有の大事業を企圖し且つこれを完

成し得たる近因は江戸に出でて後、得易からざる良師良友を得、遭遇し易からざる機会に遭遇せしに在るや論を俟たず。されども其萌芽する所は頗る遠くしてこれ實に忠敬がその少年時代より夢寐忘れざりし高名出世の初一念を貫徹したるに外ならずと云ふべきなり。

第二章 新主人時代

(一) 入夫結婚

忠敬が伊能家を嗣ぐに至れる頗末を叙するに先ち同家の系譜閥歴を略述し其鄉閭に於ける位置の高くして名望の大なりし所以を明にせん。

伊能氏、本姓藤原氏、その遠祖は世々大和國高市郡西田郷に住せしが大同二年(1467)景能なるもの平城天皇の敕によりて下總國香取郡大須賀莊へ下り伊能村に住し因て始めて伊能を以て氏とす。子孫連綿相傳へて伊能村に住し大須賀莊を領せしが十六代三百八十年を歴て景朝なるもの、時に至り文治二年(1186)源賴朝この地を千葉介平常胤の四男胤信に與ふるに及びて其の領地の大部分を失ひ僅少の地を領してこれを子孫に傳ふ。足利氏の末葉に當り景朝より十世朝辰なるもの伊能の地に城塞を構へてこれに據りその曾孫景信、下總國矢作領主國分氏の後見として矢作城に據りしが永祿年中(1568—1569)里見氏と戰ひて利あらず、潛かに嫡子景久、孫景常等をして國分の幼子を扶けて姻戚大須賀氏に免れ

しめて自殺す。後國分氏大崎城を保ち屢小見川領主栗飯原氏と戰を交へし時景久常に國分氏を援け終に伊能村より佐原郷に遷り其地を領するに至りしが天正の初め家を嫡子景常に譲りて武を止め天正八年(1580)金田某小林某と相議し國分氏に請ひて佐原郷新宿を開き新に市場を立てゝ其繁榮を謀れり。これ即ち佐原に於ける伊能氏の始祖にして佐原村民の爲めに力を盡すこと頗る深かりしを以て民悅服せり。景常(天文十八年(1549)生、父の讓を受けまた武を停め土地の豪族としてその地を管せしが天正十八年(1590)北條氏亡び國分氏亦其領土を保つ能はずして出奔し尋で徳川家康郷村の土地を檢し國分氏の舊領を擧げて代官吉田佐太郎をして管せしむるに及び景常を以てこの地の割本役(割本役は領司稅を司る。となし且命するに幕府の菜鮓御用を以てし其報償として佐原市場に於て取引せる食鹽五斗につき一升宛の役鹽を支給せり。後慶長十三年(1608)佐原組合五ヶ村及其他若干の地を除き舊國分領地の幕臣知行地となるに及びて景常は割本役及鮓御用を罷め改めて村方主宰となりしが幕府その多年の勤労を賞し鮓漁網代場を占有し且役鹽を收得するを許せり。然も景常は役鹽を受くるを屑とせず數年にして其の權利を放棄し永くこれを市場の利益に附し以て其繁盛に勉めたり。加之、景常は天正の末年より篠原、津宮等の諸隣村と協議し當路の許可を得て初めて香取浦入海に新田を開發することに着手し其得たる土地は毫も自らこれを占有せずして盡く細農に配分し且つ村内の窮民にして公租を納れ難きものに代りてこれを償ひ自己の子孫を戒飭するに新田の開發窮民の撫育を以て永く伊能家

の家憲となすべきを以てしたれば村民の尊敬その一身に集まり公邊よりの待遇亦輕からざりしなり。景常の子景満(天正十七年(二二四九年)生、寛文元年(二三二一)歿)。景満の子景善(寛永元年(二二八四年)生、二三二二)歿。能く父祖の志を續ぎ益力を新田の開發に盡し意を民力の休養に注ぎてその效果大に見るべきものありしも伊能家の家資は却て漸く薄く景善の時に至りては公邊の待遇も大に父祖の時に及ばざるに至れり。景善の子景知(正保三年(二三〇六年)生、元祿七年(二三五四年)歿)。嗣ぐに及び家憲により新田の開發、村利民福に力を致すと共に深く家資の漸く減少するを憂ひ初めて釀酒の業を營み貸金、米穀轉貨を副業として貨殖の道を講じ稍復興する所あり。子景利(寛文八年(二三二八年)生、享保十一年(二三八六年)歿)。に及び災害屢至りしも毫も屈せず益奮勵して家資恢復の業全きに近く、能く家憲を遵奉し凶年には恩澤を隣村に及ぼし屢々官の賞揚する所となれり。景利又祖父景善の始めたる村務に關する新舊文書集緝の業を繼續して彌々詳密を極め村内の土地疆界沿革、公私との布達慣例は周より事苟くも村里に關する記錄は一として蒐集せざるなく其他後人の参考に資すべき事項は見聞に從ひて逐一これを詳記し其書冊積んで山を成すに至れり。景善の子昌雄(元祿五年生、寛保三年)能く父祖の意を體して家道を治め中年にして家事を嫡子景慶(享保元年(二三七四年)生、寛保三年)歿。に屬し、後江戸に隠宅をトし交を時の名臣幕臣の間に求め能樂、茶道、俳諧等を事とせしが偶景慶先ちて歿したるを以て家を實弟長由(初め江戸木津屋(跡木)六左衛門の養子となり後伊能氏に復歸し江戸小網町二丁目に米穀地廻問屋並に酒問屋を營み居りたり。寛永三年生、寛保二年(二四〇二年)歿)に譲れり。元文年間(二三九六年)長由官に請ひて世々襲任したる村方主宰を辭し單に村民の推舉により名主後見として村務に與るに止め専ら意を產

業に用ひたれば家道漸く伸長の機運に向へり。然るに不幸にして一女幼名不詳、後二十才を寺主と女名す。

幼名不詳、後二十才を

を以て家嗣と定む。翌年昌雄亦歿するに當り遺命して長由の妻平山氏（名は民、享保八年（一三八〇）生、安永三年（二四三四）歿。及女子を平山氏の父下總國香取郡南中村平山藤右衛門秀曉に託し伊能七左衛門清茂をしてこれを看防せしめ、永澤治郎右衛門征俊、伊能平右衛門景澄等をして家事を後見せしむ。後女子漸く長するに及び寶曆四年（一七五四）を以て家に歸り翌年清茂の子景茂を迎へてこれに配せしが景茂未だ家名を繼ぐに至らずして一子（忠孝）三太郎を遺して寶曆七年（一七五七）六月病んで歿せり。（二四二三）七歳にして夭す。是より先寛延、寶曆の交頻發したる凶作に際し伊能氏は家憲を奉じて救恤を怠らざりしのみならず親戚に委ねし家業經營法宜しからざりしを以て生産漸く減じ家勢日に衰頽を來せり。是を以て景茂の死歿するや伊能家は適當なる家道救濟者を求むるに急にしてその遺子の成長を待つ能はざるものあり。是に於て親族鳩首後事を議せしも遷延決せず。分家伊能七郎右衛門豊秋大にこれを憂ひ平山藤右衛門季忠（秀曉の子、即ち長由の妻の實兄なり）に請ひ其三子の内の一人か若くは分家平山儀左衛門光贊の次子泰光（後忠敬の實姉）を得て伊能氏の後夫たらしめんとせしも宗派を異にし意見相容れず。因て更に其銓衡を季忠に託せしに季忠は初め妻の弟麻生某（上總國武射郡戸田村の人）を推してこれに充てんとせしも議成らず。遂にその再從弟神保三治郎（季忠の祖母（平山光秀の妻）は三治郎の祖父宗重の姉なり）を擧げてこれに擬したり。是れ即ち我が忠敬なりとす。

伊能氏の系譜（特に景久以前の事項）は伊能一族に傳ふる文書間多少異同あり。今専ら旗門金鏡類錄に登載せる忠敬が

の妻の弟麻生某上総國武射郡 戸田村の人。を推してこれに充てん
休三治郎 季忠の祖母(平山光秀の妻)は、三治郎の祖父宗重の姉なり。を擧げてこれに
伊能氏の系譜特に景久以前の事項は伊能一族に傳ふる文書間多少異同あり。今専ら旌門金鏡類錄に登載せる忠敬が

寶曆十二壬午年九月二十四日 風北日和七つ時より雨降夜ニ入少々宛、三郎右衛門者編
按するに當時伊能家に三郎右衛門と稱する人無かりしと雖も伊能家は代々三郎右衛門を通稱としたるが故にかく稱したるにて單に伊能家と云ふ意なり。三郎右衛門之儀段々相談仕候得共片付不申所今日坂田村神保三次郎と申仁取掛積ニ罷出候

十月二十三日 日和吉、中村藤右衛門、三郎右衛門養子之儀ニ付見舞

十一月二十九日 風西日和吉、三郎右衛門養子相極り此方へ引取日限相談仕候、養子な
かうど三郎右衛門ニ下拙と申候得共延引(辭退の意)付平右衛門ニ仕候

十二月朔日 日和吉、中村藤右衛門殿婚禮日限ニ付三郎右衛門方參申候

十二月七日 風西様日和吉、三郎右衛門婚禮ニ付てうしづ座頭見舞ニ參ル祝儀ごせ共
ニ錢三貫二百文ニ付

十二月八日 日和吉、三郎右衛門方婚禮、中村迄迎久兵衛、中村お荷物人足岩日新田ニ付

此方人足共請取中村人足ニ者祝儀仕相歸申候、養子之儀者坂田郷セ内小堤村と申所
 神保氏、中村藤右衛門方養子を積ニ付三郎右衛門方に爲遣申候、中村藤右衛門、坂田神
 保利右門、伴利八(編者按するに茲に所謂利右衛門又は神保宗家は利右衛門とは神保宗家の主忠右衛門と稱する事理又は利八郎と云ひ後に理送り參候此方三郎右衛門親類共罷出婚禮首尾克相調申候

十二月九日 日和吉、三郎右衛門方ニ付町内百姓セ内其外無據方振舞仕候

既に述べたる如く當時伊能家の家運漸く衰頽したりしを以て婿養子の選定につきては
 有爲の才を得んことを主眼となしその實家の門地経験の如きは深く問ふ所にあらざりし
 ならん。さりとて佐原第一流の門閥家の新主人として僅に邊鄙の一農家の寄食兒、しかも多年各所に流寓せる一介の青年を迎ふるは母子の内心多少慊焉たらざるものありしを察するに難からず。されば議決すると共に季忠等は大に忠敬の地位を高め閱歴を盛にせんと企てその苦心の跡歴々として見るべきものあり。即ち忠敬を直に其の實家神保氏より迎へずして先づこれを伊能家の親戚にして且其門地伊能氏に匹敵するに足る平山氏の養子となし然る後これを平山家より迎へたるが如き、又忠敬の伊能家を嗣ぐの議決するや直に平山季忠を介して大學頭林鳳谷信言の門に入り且これに選名を請ひ忠敬と改名したるが如き

錄門金鏡類 による。實に其例證とすべきものなり。

忠敬の林家に入門するに際し鳳谷の之に與へたる詩文及名乘書は當時最も尊重せられたるものなるべく傳へて伊能家に現存せり。

門人平山季忠四子忠敬入余門因與

可稱升堂志

負笈慕儒風

努力聖賢業

豈忘蠻雪功

祭酒林子恭父



忠敬
歸納訂

論語衛靈公篇子曰言忠信

(上包)

行篤敬雖蠻猶之邦行矣於

戲聖言可鑒可誠能守此言

能如此言則何往不孝何往

不弟勿怠勿忘所期在茲所

祝在茲

名乘 從五位下守林大學頭

寶曆壬午仲冬佳辰

國子祭酒林子恭父考



本書には副本一通を添へその文中敬の字に「タカ」訂の字に「タマス」と振假名を附せり。以て忠敬の「タマタカ」と訓すべき證左となすべし。

翻て當時忠敬の意中を忖度するに由來自負獨立の念強く立身榮達に汲々たりし忠敬は必しも伊能家の位置資産に戀々たらざりしなるべし。况んや妻は己れより長すること四才にして且先夫の遺子を擁するあるに於てをや。然も事實として忠敬は寶曆十二年(一四二二)十二月八日を以て伊能家に入り茲に十八歳の青年は二十二歳の女に配したり。この結婚に關して忠敬自ら記せる所のものは僅に親ハ命ニテ佐原ニ養子トナリ_{五頁に掲げた手簡參照}の數語の外又其心事を徵すべき文書を見ず。或は當時伊能家の家産衰頽して昔日の比にあらざるを見て敏腕を振ひて之を恢復し以て大に自家の名聲を發揚せんとの寧ろ幼稚なる野心も亦忠敬の意を動かすに與て力ありしにあらざるか。

かくて忠敬は其寄食的生活より一躍して衰へたりと雖も猶數十石の收入を生ずる田畠、宏大なる邸宅並に釀酒其他の副業を有し佐原第一の門閥家たる伊能家_{伊能家の記録による。}の新主人となりしが其結婚準備の如きは皆平山季忠の恩惠によりたり。平山家は平山武者所兼左衛門尉季重以來連綿相傳へ_{系譜}。伊能家に劣らざる名門にしてこの時家政頗る振はざりしも忠敬の爲めに金十五六兩を費せり。其記錄近年迄平山家に存せしと云ふ。_{神保貢口話。}

從來流布せる忠敬傳中には往々忠敬はもと伊能家の一從僕たりしが先主人その職に忠實精勵なると才幹あるとを嘉し擢で己の嗣子となし配するにその女子を以てせりと記せるものあるもこれ全然誤傳にして忠敬の伊能家を嗣ぐに先ち同家に寄寓せしことなきは前掲伊能豊秋の日記に徵して明白なり。況んや忠敬を拔擢せりと傳へらるゝ伊能家先主

人は忠敬の生るゝ三年前既に世を去れるに於てをや。

世人往々忠敬幼より林門に入り修學したりとなすものあるも是れ亦甚しき訛傳にして忠敬が伊能家を嗣ぐに當りて初めて其門に入りしことは前に舉げたる詩の前書中「門人平山季忠四子忠敬入余門」と記せるによりても又忠敬が自ら撰したる金鏡類錄系譜中に寶曆十二午年十一月貞恒ノ男某伊能ノ家ニテ迎エシニヨリ平山季忠ニ介シテ御先代祭酒正貞公へ入門シ實名忠敬ト賜ハル同十二月伊能ノ家ヲ嗣キ長由ノ女ニ配スと錄せるによりても明瞭なりとす。

又忠敬が伊能家を嗣ぐに當りて同家は負債頗る多く家計困難の極にありしが如く傳ふるものあるもこれ蓋し忠敬復興の業を盛にせんが爲め誇張せられたる流説たるに過ぎず。これを確實なる同家の舊記に徴するに當時伊能家の資産漸減して萎微振はざりしも猶少からざる不動産及動産を保有し假令若干の負債ありしとするも決して債鬼に苦めらるゝが如き甚しき難境にありしにあらず。

(二) 家運挽回

名主後見
伊能家は先代長由歿してより既に二十年近親家業を攝理して僅に名家の面目を保ちしが忠敬入つて家を繼ぐに及び家例に遵ひて通稱を源六と呼びやがて三郎右衛門と改め又先例によりて村民より推されて名主後見となれり然も當初忠敬は其齡尙弱少なりしが故

に伊能豊秋これを輔佐し村務に關しては豊秋殆ど全く其任に當り忠敬は専ら家事の整理に當れり。かくて忠敬は一方に於ては虛飾を去り儉素を守り無用の冗費を節すると共に他方に在りては着實にして且機敏なる商才を發揚し釀酒の傍ら米穀轉貸の業を營み或は江戸に薪問屋を設け大に貨殖の途を講じ日夜黽勉實踐躬行範を垂れて衆を率ひたり。されば忠敬は伊能家を嗣ぐと共に家憲を奉じて窮民の撫育に意を用ゐ明和三年(一七八六)凶作の際の如きは賑恤の爲め米錢を費すこと少からざりしに係らず多年衰微せる自家の資産も亦漸次これを挽回するに至れり。伊能鏡類錄及伊能豊秋日記。

かくて忠敬は齡漸く長じ且家事産業の施設緒に就くに及び傍ら村務にも關與するに至りしがこの方面に於ても亦早く其凡ならざる手腕を發揮せり。明和六年(一七八九)佐原祇園神社の祭典に際し民衆紛擾を釀せし時村内の名望家たる忠敬並に永澤治郎右衛門分擔してこれが鎮壓の任に當りしが治郎右衛門の擔當せし一團は却て紛亂を増大せしに係らず忠敬が說得せし一團は速に鎮靜の效を奏せしが如き以て忠敬の才幹並に衆望の如何を窺ふに足るべき一例とすべきなり。伊能豊秋日記。

伊能豊秋の日記に徵すれば忠敬は伊能家に入りて後明和元年(一七八四)三月を最初として屢江戸に往來せるも事皆商用若くは村務に關せること明白にして各次の滯在日數も皆長からず。されば資性學を好み且林家の門弟と稱せる忠敬は其出府を機として林家の門に寒暄の辭を致せしなるべしと雖も遂に其素志に從ひ親しく門下に就きて講學するを得ざ

りしこと殆ど疑を容れず。林家と忠敬との師弟關係は忠敬が老年に至るまで渝ることなか
りしと雖も其關係たるや前後を通じて遂に名義上の關係たるに過ぎざりしなり。

この時に當りて忠敬をして最も喜ばしめしものは蓋し伊能家所藏の百家萬卷の書_{伊能家藏}
による。にして忠敬のこれに對するや恰も渴者の水に於けるが如きものありしならん。され
ども家産の興復に忙殺せられたる忠敬はこれを耽讀翫味するの餘暇を得ざりしものゝ如
く、口碑の傳ふる所によれば忠敬は終日家業に從事し深夜人定まるの後讀書するを常とし
たりと云ふ。

斯の如く三十歳前後迄の忠敬は多少村務にも關與し又家憲たる窮民撫育にも力を致さ
ざりしにあらず修學の如きに至ても亦絶對にこれを廢せしには非ざるべし。然れどもこの
時代に於ては忠敬はその主力を家運の挽回と資產の充實とに注ぎ専ら潛勢力の養成に努
めたりと云ふべきなり。

第三章 中年時代

(二) 多少の閑日月

既にして養母_{長由}は安永三年(一七七四)十一月を以て歿し家資恢復の業務また著々として
功を奏せしを以て忠敬は多少の閑日月を得て漸く文藝に親むことを得るに至れり。伊能家
む文藝に親

所藏の書簡中に左の一文あり。

先月中は久々振にて御光來_セ處草々御殘多く存候彌以御歸後御安體_セ段珍重々々此
元不相替御安意可被下候寔其節は晝夜清談絶風塵候於今難忘候何卒來春ハ亦々御來
臨候様ニと御待申上候此元之儀貴君御勸ニ_シ彌右衛門なとも少々志出候様ニ相見へ
申候近來先生一人招請申相談有之候併例_シ輕薄如飜手ニ候得者難請合候せめて貴君
御滯在中なればすゝめ能候得共鼻かけ猿には及はぬ風俗にて御座候御推察可被下候
兼々御約束_シ通小子拾二三歳ニも相成候ハヤ御世話御頼候何卒此元ニも一風流取立
申度候得共驚才不德之某等中々相用不申候只々一二之同志と折々相樂申迄ニ御座候
且詩稿差遣申候無御遠慮御批判承度候尤御他見御用捨可被下候猶書外期後音之時候
今日も大取込草々頓首

九月十八日

御家内様へ宜く願候妻も吳々御傳言申上候賢息御取立專要々々善應様御壯健御遊行
一段_シ御事御同悦ニ存候

東河君

覩陵

この手簡の發送者たる覩陵は如何なる人なるや明ならず。また發送の年も詳ならざるも
其内容により忠敬の長男が學齡に達せし後なることを推察するに難からず、_{忠敬の長男景}
_{生る。又善應忠敬の實父貞恒入道して善應と。の死歿以前なること明なり。因て忠敬が三十}

歲乃至三十六七歲の頃には詩文風雅の樂ありし一證となすべく漢學の素養も亦多くこの時代に於て得しものなるべし。久保木清淵香取郡津宮の人、著補訂鄭註孝經年刻元に題せる忠敬の序文中に

余在鄉嘗與仲默講古文

の語あり。仲默は清淵の字にして清淵は天明元年(1781)に弱冠に達せし人なるが故に忠敬は其後閑ある毎に文學の講習を忘らざりしものならん。

又上田源太夫宣珍天草の人、忠敬が測量班を率ゐて地に至りし時忠敬の門に入れり。同の手記せる文書中忠敬の作れる狂歌

を列記し且錄して曰く、

御壯年の頃關東やさしが浦老人を賀して

八十迄ひきもやはらぬ老の弓やさしが浦に年を経ぬれば

この歌は其頃京都芝山家へ添削御願の處名所にて之れ無きを讀出候は憚有りと仰有りし故歌は狹きものと思ひ其より本歌は御止の由

と、唯壯年の頃と記し其時代を詳にせざるも忠敬にして果して國歌朗詠の清興を喜びたりとすればこれ蓋し又忠敬が詩文を弄びたると同時代にあるべきか。

奥州旅行

この時期に於て忠敬が自ら記錄せし文書の遺存せるものは甚だ稀にして唯その手記にかかる奥州紀行一冊伊能家所藏によりて僅に忠敬身邊の消息並に嗜好趣味の傾向を察知し得るに過ぎず、

この紀行は安永七年(1778)即ち五月二十八日より六月二十一日に亘り室伊能氏及從者二名を伴ひ鹽釜、松島邊の風景を賞したる純然たる觀光旅行の日記にして二三寺社の縁起、碑石に刻せる古歌等を集録せるを除きては其内容頗る簡単なり。松島諸島の名稱各宿驛間の公稱里程、人馬駄賃並に領分界の如きは逐一これを記入し且最後に往復行路の總里程を計上せるを見るも沿道國郡の地理形勢等に關して何等特種の感興を催したるが如き記事の存する無くこれを寛政五年(1793)忠の關西旅行記に比すれば大に其趣を異にせり。これに因りて當時忠敬の樂は多く詩歌文學の方面にありて天文地理に關しては未だ深く熱中するに至らざりしことを推するに難からず。

而して忠敬が交通不便にして殊に婦人の旅行困難なる時代に於て其室を伴ひて悠々東奥の風景を探りたるは又以て琴瑟相和し伉儷の情濃かなりしことを暗示すると共に伊能家家資興復の業この時に於て既に大成に近かゝりしことを告ぐるに似たり。

(二) 村務に鞅掌

安永七年(1778)佐原村の地、幕府直轄地より轉じて旗下の土津田日向守の知行所となるや地頭忠敬を信任すること次第に厚く忠敬も亦家運の漸次恢復すると共に意を村治に

用ひ常に公私の間に介して意志の疏通を計り災害窮厄あれば率先して善後の策を講じ細民撫育に勤めたれば其徳望愈重きを加へ屢地頭の稱揚する所となれり。

名主を命
ぜらる

天明三年
の天明
地頭歎
許さる

安永九年(一七四〇)利根川筋普請中精勵事に當りしを以て褒賞として銀二枚を賜はりしが翌天明元年(一七五一)七月佐原の地水害を被むり米穀實らずこの時偶本宿の名主某_{藤門右}を死歿せしを以て八月地頭忠敬をしてこれに當らしむ。これより先忠敬既に名主後見の名義を以て村務に與かりしと雖ももとこれ先例により民衆の推舉せる所にかゝれるのみ。是に於て命ぜられて公職を執るに至れり。忠敬乃ち或は扶食金を貸與し或は米穀を與へて窮民救助の法を盡せり。

越えて天明三年(一七五三)淺間山噴火し降灰の害に加ふるに出来を以てし翌年に亘りて凶歎を告ぐるや忠敬大に私儲を發して窮民を賑恤し且國役普請として堤防を修築するに當りて東奔西走諸材料を廉價に購入し剩餘金を積立てゝ備荒資金を創成する等深く公益を慮り功績顯著なりしを以てこの年地頭忠敬に姓を稱し且道中帶刀することを允せり。

佐原村
名主
三郎右衛門

其方儀苗字御免被仰付候

九月廿七日(天明三年)

伊能三郎右衛門

其方儀道中帶刀御免被仰出候以來御家と繪符相用可申候

室伊能氏
の病歿

既に述べたる如く伊能氏の門地は頗る高くして徳川氏の初めに當りては官より厚く待遇せられもとより稱姓佩刀を例とせしが家勢漸次衰頽して忠敬が伊能家に入りたる頃には多年窮民愛撫の餘慶は猶能く威望を村民に繋ぎしと雖も官に對する位置面目はまた昔日の比に非ざりしなり。然るに忠敬の精勵刻苦は既に能く資産を回復し今又祖先の失ひし位置名譽を復舊して地頭所より苗字帶刀の公許を得るに至れり。忠敬の得意知るべきなり。然も天は伊能家に幾多の福祉を重ねるを許さず。忠敬の室伊能氏はこの年十二月二十九日四十三才を以て忠敬に先ちて病歿せり。

翌天明四年(一七五四)八月地頭忠敬の名主を免し更に村方後見を命ぜり。

伊能三郎右衛門

其方儀是迄御内用向出情いたし去年中國役御普請を砌も骨折相勤候故失墜無之各別村爲にも相成同年凶作ニ付困窮之もの共をも乍少々見繼遣し候段達御聽寄特成事思召候依之名主役御免村方後見被仰付候間猶此上御爲は勿論末々村方相續之儀勘辨可致候先達ゆ村方ニ被仰付候調達金之儀速ニ濟方等之儀ニ付取斗方も可在之間相考可申出候其外心附之儀ハ委細書付ニシムも相認差出可申候事

八月(天明四年)

茲に所謂村方後見は曩の名主後見と名稱略等しきもこの村方後見は地頭が任命せる公吏なれば村民より推舉せる名主後見とは大に其權限を異にし名主の上に立ちこれを監督

するの實權を附與せられたるものなり。

天明六年(一七八六)夏關東地方大洪水ありて五穀實らず。天明三年の凶荒以來連年諸國凶作の後を承けたるを以て救荒の備ありたる雄藩と雖も賑恤尙全からず、旗下の士の采邑の如きに至りては多くは救濟の術を見ず、これを以て窮民野に餓死し或は流亡するもの其數を知らず。加ふるに疫癆大に行はれこれが爲めに死するもの亦頗る多く慘状其極に達し、米價は甚しく暴騰し天明七年遂に江戸及其他の地に於て所謂天明の打毀なる暴動を見るに至れり。この時忠敬復大に私儲を發して村内の窮民を救恤すること一千數百戸遂に施いて近傍の村落に及ぼせり。加之或は疫癆の流行を慮り豫め村内に施薬を配布し、或は窮民等が未熟の穀類を食料に供せんことを恐れ百方これが防壓に努め、或は機に先じて關西其他の比較的豊作の地に於て許多の米穀を買收廻送し村内並に近村の米穀商人に安價に轉賣し以て衆民の需用に應せしめ、或は典舖に資金を貸與して以て窮民典貸の用に供せしめ、或は村内の資産家を勧誘して賑恤を行はしむる等全力を注ぎてこれが救護に努めたれば村内一人の餓莩を出すことなく又何等暴動を見ることなくして能く其目的を達することを得たり。これを以て天明八年(一七八八)正月地頭忠敬に紋付麻上下一具並に掛物一軸を與へて厚く其功績を賞せり。

忠敬また地頭津田氏の經濟の議に參して意見を開陳し屢々用金の調達に應じて其窮厄を救ひたれば寛政四年(一七八二)二月に至り津田山城守(日向守)は三人扶持を給してこれに

三入扶持
を賜ふ

酬いたり。以上専ら金鏡類錄に載する所に據る。

覺

一 三人扶持

右者多年村内取メリ其上勝手用向も骨折出情候ニ付宛行之者也。

寛政四子年

二月十四日

山 城 (花押)

伊能三郎右衛門へ

(三) 退隱の志

是より先忠敬の長女(名は稻實)生。既に長じ神保氏の姻戚布留川某の男盛右衛門景明なるものを迎へてこれに配し家を江戸小網町に分ちて米穀轉貨の業を營み、又長男景敬(和明二年生)も弱冠を超えて獨立して家事を執り得るの齡に達せり。加之忠敬は屢救濟の業に巨多の私財を擲ちしもその商才機智は能く益資産を増大し家道恢復の素志を遂げしを以て寛政十二年より翌年に亘り忠敬父子賞揚方箱訴吟味の際、景敬の口供によれば其持高本田百二十石餘、新田二十五石餘、醸酒高約一千石なり。又箱訴人等は全資産を約三萬兩内外と推定せり。忠敬は家事を長子に嘱して隠退の意あり。寛政二年(一七八〇)地頭所に職を解かんことを請ひしも當時津田氏封を嗣子に譲りて未だ多く歳月を経ず且凶歎の後を承けて家資窮乏を告げ特に封地に良主宰を要するの際なりしを以て聽されず。金鏡類錄による。然れども伊能家の實狀は上述の如くにして景敬は其氣概乃父に似ざりしも父に仕へて至孝、一に其意に悖らざらん

ことを勉むる人なりしが故に忠敬は蓋し寛政の初め頃より事實に於て多く意を家事に用ゐるを要せず悠々として己の欲する所に従ひ學藝に耽るを得たるものゝ如し。然もこの時代に於て忠敬の樂みし所のものは又曩日の如く詩歌朗詠にあらずして専ら意を曆術の研鑽に注ぐにありたり。斯の如き忠敬嗜趣上の變化は蓋し特殊の動機により突如として起りしものにあらず。忠敬は幼時より數學を好みたれば當時數學の附帶科目の觀ありし天文學にも早くより多少接觸せしは疑を容れず。而して寶曆の改曆以後却て日食の推步を誤り民間に於て司曆者の無能を嘲笑するの聲漸く高く曆書は頻々として出版せられ曆學勃興の氣運に際會したれば忠敬も亦夙にこの方面の奧義を窺はんと欲せしなるべし。されども曆算の術は詩歌文學の如く業務の餘暇を以て容易に自習し得べきものにあらざるを以て四圍の情況これを修むるに便なるを待ちて後専らこれが講讀に從事せしに當時民間に流布せる曆書は皆未だ詳密正確ならず、これを講讀するに従ひ興味を覺ゆると共に疑義をも生じこれが解釋を試みんと欲して漸次研究の歩を進むるに至りしものなるべし。

忠敬はこの時代に於ては各種の用務を帶びて屢江戸に往來せしを以て江戸に於ける曆學者の教を請ふべき機會なきに非ざりしならん。されども忠敬はかゝる方法に出でずして當時刊行せる各種の書籍を購入し或は幾多の材料を蒐集し専らこれにつきて諸曆法を比較して獨習自鑽せしものゝ如し。左の手翰断片伊能家所藏は忠敬より在府の女婿盛右衛門等に與へしものにして年月を記さざるも寛政の初期四年間に屬するものなること疑を容れず。

又以て忠敬が當時研學の一端を察すべき資料となすべし。

(前文缺損)

追加

一京都注文曆書之件

古曆便覽 一冊相届申候

曆算啓蒙 當時切ものニあ來春出版を條相分リ申候

一律裏曆 一觀象曆 ベ二部ハ御注文御失念と存候今以不被仰遣候ハ、

一授時曆俗解 一冊 後卷三冊メ四冊と被存候中根元圭作

一同ニ御注文被仰遣可給候御世話とハ存候へとも當時曆算ニかゝり居候間無據申遣候

一古曆御寫し被成候哉兼あ申談候通毎月の中と節と季ニ御座候一ヶ年ニ廿四四季土用と毎月ノ大小日月食ノ時刻ニあ宜候此度京より候古曆便覽も貞享元甲子より寛政十四年迄ヲ中節土用大小日月食ヲ記し候得共官曆と引合候得ハ小差有之候正徳より來ハ古曆則官曆ナリ不殘揃申候何卒貞享二又ハ貞享元より元祿迄ヲ節中土用大小日月食バカリ寫し取申度候も揃兼候ハ、貞享二年か三年か元祿ニあ一二年ニあも宜候扱吾朝も貞享元甲子迄ハ宣明曆ヲ用來候由依之二日ノ違出來申候ニ付貞享曆ニあ改マリ候間貞享二又正曆のよし貞享以前ハ曆術の見合ニハ難相成と申事ニ候宜御都合頼入候 以上

閏十八日

東

河

盛右衛門殿
直右衛門殿

新兵衛殿

この時代に於て忠敬は又既に普通の量地術に通じ且これを實地に應用せり。前に述べた如く忠敬は其身村吏の最高位置にありて佐原全村の水帳保管の任に當れるが故に田園の位置、境界、廣袤等につきては特に正確にこれを了知するの要あり。この職責上の必要と天稟の資性とは蓋し忠敬をして自然にこの方面的技術をも習得するに至らしめしものなるべし。この時代に成りたりと目すべき實測圖にして現存せるものに本宿、新宿、淵岸田地危畫圖數葉但し圖上記入の文字は忠敬の手蹟にあらざる。寛政四年製自宅境界圖、寛政六年製地所交換證書附圖能家所藏。以上二枚伊能等あり。

忠敬が斯の如く専ら曆學を中心としてこれに關聯せる諸科學の習得に熱中せる時期に於てその一身上につきても又一二の大に注目すべき事件ありたり。其一は忠敬が寛政二年(1780)六月を以て後配として仙臺藩醫にして江戸に在住せる桑原隆朝の長女名はぶを迎へしことはなり。金鏡類錄によると、隆朝は其職業上屢幕府顯官の門に出入し面識の士多く他日忠敬が蝦夷地測量を企圖するに當りて當局者の意向消息を探知し高橋至時と共に忠敬の爲に有力なる顧問となり其實行の機を熟せしむるに與て力ありしこと頗る大なり。行策略日記中の啓

關西旅行

唯惜むらくは桑原氏の閱歷審かならず、又忠敬が最初如何なる關係によりて桑原氏と姻縁を結ぶに至りたるかを明にすべき文書の存するものなくして十分にこの間の事情を詳にすること能はざるを。

其二是寛政五年(1793)忠敬が百餘日に亘り關西地方へ大旅行を試みしことはなり。忠敬は其旅行記題して關西旅行記。と云ふ。伊能家所藏。の端首に記して曰く、

安永年中伊勢神廟に太々講なるものを催し年を経て成就しけれど凶作おほけるまゝ延引し此春會談し兩春に修行せんと連衆を兩年に分一組は寛政五丑二月二十八日我里を出立ぬ予が黨も同日朝五ツ後乗船しける(下略)

と即ちこの旅行の主なる目的は伊勢參宮にありたりと雖も忠敬の率ゆる一隊は伊能一族並に久保木清淵其他強健なる男子のみより成りしを以て沿道の名所舊蹟を尋ねると共に秋葉、風來等の嶮嶺を踏破し伊勢大廟を拜して後奈良に出で多武峰を越えて吉野に遊び西して高野山に登り和歌浦に至り大阪、兵庫を經て播磨の名蹟を巡覽せり。これより更に船に賃して讃州金刀比羅に賽せんとせしも風波の爲めに果さず。即ち行を回して京都に入り其附近の勝地を歴訪し歸路を木曾街道に取り六月初旬江戸に歸着したり。この旅行中忠敬があらざるものゝ如し。加之忠敬の科學的素養はこの時既に漸く深くして觀察着眼點も又從て科學的特徴を帶ぶるに至れるを見るべし。即ちこれを旅行記に徵するに忠敬は眼界廣闊

退隱

なる景勝の地に至れば先づ羅鍼を按じて各地點の方位角を略測し、地勢の向背を察し、或は時に晴夜星辰の高度を概測して其地の緯度を推定してこれを日記に記入せるのみならず、經由道路の公稱里程をはじめ寺社境域並に堂宇の廣袤等に至る迄地理的事項はその見聞に従ひ逐一これを手録し記事頗る精細に亘れり。以て忠敬が江戸に遊學するに先ち地理學に關しても亦既に特殊の趣味を有せしことを察すべきなり。

忠敬がこの關西旅行を試みたる翌寛政六年(一七九四)忠敬は再び公職を罷め閑に就かんことを請ひ十二月に至りて遂に其許可を得て家を嗣子景敬に譲りて隱退し通稱を勘解由と改めたり。この時地頭は忠敬が多年の勤功を賞し隱居扶持一人扶持を與へ翌七年二月にいたり景敬に稱氏佩刀を特許せり。金鏡類錄による。

佐原村

伊能三郎右衛門

願乞通隱居被仰付後見役御免被成候ニ付是迄御扶持被差止以來隱居扶持として壹人扶持被下之候且苗字並道中帶刀者其身一代可相用先祖之名ニ付隱居名勘解由と改名致し度段勝手次第たるべく旨被仰出候

寅
十二月(寛政六年)渡邊清藏
長谷川良太夫
加藤忠司

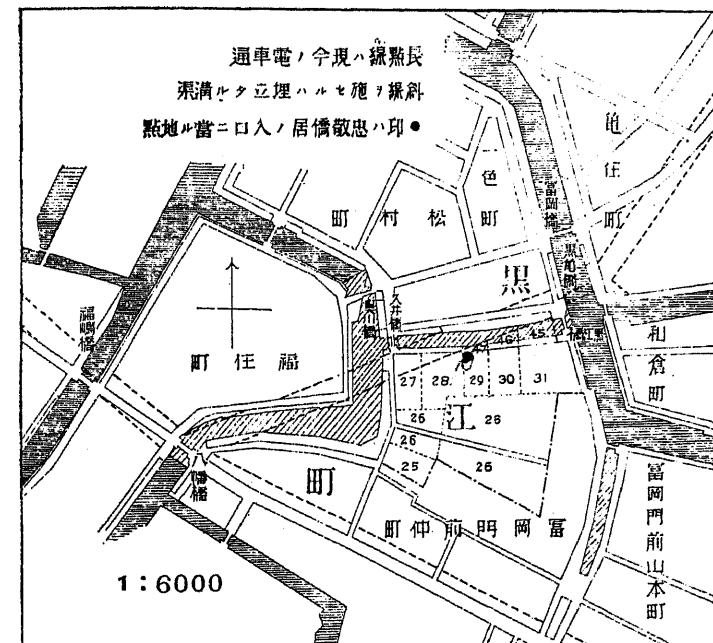
佐原村

三郎右衛門(景敬)

其方儀父勘解由勤功を以苗字並道中帶刀其身一代御免被仰付候尤道中御家を繪符可相用事

卯
二月(寛政七年)渡邊清藏
長谷川良太夫
加藤忠司

忠敬曆學を獨鑽せること茲に年ありと雖も其歩を進むるごとに疑問益滋きを加へ釋然たる能はざるもの多かりしが今や名實共に全く閑散の身となりしを以て隱宅を江戸にトし良師を求めて疑を質し深く其蘊奥を極めんと欲せり。偶後配桑原氏病を江戸の實家に養ひしが寛政七年(一七九五)三月不幸にしてまた先ちて歿し忠敬再び其内助を失へり。されば景敬は父が單身遠隔の地に寄寓するを憂ひ其志を翻へして佐原の地に悠々餘生を樂ましめんとし百方勧請せしも忠敬は斷乎としてこれを却け金鏡類錄に據る。是年五月を以て負笈の老書生として江戸に出で僑居を深川黒江町にトしたり。測量日記首巻蝦夷于役志啓行に記載ある。この僑居の位置は後忠敬が淺草曆局に至る迄の道筋を略測して方位及間數を記せる圖伊能家所蔵。よりて推考すれば黒江橋南詰より久井橋の方へ四十七間許の所に當れり。但し岡上には四十間と記せるも四



この附圖に記せる距離は凡て歩数により極めて粗雑に測りたるものゝ如く何れも皆實際距離より著しく短縮せしを以て眞距離の明なる部分より推定してこれを改算せり。然るにこの附近は近年市區改正の爲め道路溝渠に大變化を來たし毫も舊態を留めざるに至りしが東京市役所の地籍圖上に於て其跡を求むれば忠敬僑居の入口は現今の黒江町二十九番地の西北端二十八番地に接する邊にありしことを知るべし。但し改正市の際舊道路敷を宅地となしたる爲め二十九番地の北邊は今道路に接せず其前に四十七番地忠敬出府の翌寛政八年(一七九六)七月景敬村方後見に任せられ三人扶持を給せらるゝに及び忠敬は隠居扶持を辭し地頭これを容れて左の辭令を交付せり。類鏡。

佐原村

三郎右衛門隠居

勘解由

其方儀兼々隠居扶持遣置處此節相斷ニ付其段聞届扶持方ハ相止候併數年來村用取斗

心得罷在候儀殊ニ怍三郎右衛門に此度後見役申付候上者村方取締を儀致心添萬一入組候儀等有之節者立歸りニも令歸村俱ニ相談いたし可遣候

右之通被仰出候間可被得其意候以上

辰

七月(寛政八年)

渡邊清藏
長谷川良太夫
加藤忠司

以て地頭が忠敬を信任すること如何に深かりしかを察するに足るべし。然も是に於て忠敬は表面上全く何等拘束を受くることなき無祿無累の身となり後擢んでられて幕臣に列するに至るまでは一介の浪人として世に處したり。

第四章 江戸修養時代

(一) 素養

寛政七年忠敬が老書生として出府せる時に當り既に研修自得せし學力の程度は今具體的にこれを審にするを得ざるも其大概は忠敬の出府以前に使用せしものと認定すべき諸儀器の殘片、参考書目録及其他斷片的文書等によりてこれを推定し得べからざるに非ず。數學は忠敬の幼時より最も好める學科の一にして伊能家に入るに先ち既に稍深くこれ

を學習せしことは口碑の傳ふる所たり。由來兩總の地數學を以て家を成せるもの少からず、就てこれを學ぶこと敢て難事にあらざれば忠敬知命の頃には當時の高等數學の一般に通曉せしことは蓋し疑を容れず。文化の頃に景敬が舊目錄により改めて製せる藏書目錄（當時は江戸にあり而してこの藏書目錄は佐原の宅の書庫に藏せる書冊の目錄なれば忠敬が出府後に得たる新書籍並に江戸に携帶せるものは殆ど全く之を除けり。即ち主として忠敬出府以前より伊能家に存せし書籍目錄として中に拾璣算法、開商點兵算法等高等數學に屬する多くの刻本の書目を列認むべきものなり。）中に拾璣算法、開商點兵算法等高等數學に屬する多くの刻本の書目を列せるのみならず、關流秘傳書たる大成算經（今に存）の名をも掲ぐるによりて其一端を察するを得べし。但し忠敬が果して關門に入り正規の傳授を受けてこの大成算經を得たるものなりやに至ては他に何等準據すべき資料を留めざるを以て今俄にこれを斷すること能はず。曆學に關しては當時民間に曆術を唱道するもの漸く多く刊行の曆書亦少からざりしと雖も殆ど皆範を授時曆に取り僅にその算法の粗雑なる點を更正し若くは所用の常數を改訂し以て一時の用に應せんとせしものなればこれを遠く既往に遡りて日月食の如き著明なる現象によりて驗徴すれば其精と稱し詳と唱ふるものも亦多少齟齬なき能はず。忠敬が曆術に關し獨學自研せし所の者も蓋し要するに當時流布せし是等各種の曆書を涉獵參照して比較研究を行ひたる程度に出でざるべく前に掲げたる忠敬手稿の断片（二十頁參照。並に藏書目錄中に掲載せる曆書々目は最も能くこの間の消息を傳ふるものと云ふべし。而して曆法の長短優劣を論ずるにはこれを既往の現象に驗すると共に現時の實測に徴するを以て最も肝要となすこと固より論を俟たざる所なり。されども忠敬は佐原にあるのかかる日

至寶曆乃

的を以て精密なる觀測實驗を試むる所無かりしものゝ如く、忠敬が出府以前に所有せし器具は今日伊能家に残存せるその断片等によりて推察すれば僅に日晷計、羅盤、簡単なる高度計（分割半度迄位。等寧ろ観具と稱すべきものゝ範圍を出でざりしに似たり。

量地術に關する忠敬既得の知識は蓋し量地指南、規矩分等集、町見辨疑等の諸刊本（享保年頃中に出でたるものにして是等の書皆既に泰西測量法の端緒を傳へ普通の平面測量に適切なる方法並に測器等につきては略これを記述せり。而してこの時代に於ける忠敬の遺物と認むべき木製方位盤（一は津宮村久保木昇五郎所蔵、一は南中村平山方所蔵。）に就きて見るに其形態は量地指南に大丸盤と呼稱せるものと殆ど相等し。又寛政六年（一七九四）に忠敬が製せる宅地圖を檢するに其測量方法は測繩と方位盤とを用ひて現今導線法と稱する方法によりて測量し、方位は一支の百分一即ち $1/100$ を最小単位となせるを見るべし。量地の事たる忠敬は蓋しもと必要上これに與りしものなるべしと雖も後來の事蹟によりて察すれば當時既に必要以上に特殊の趣味を以てこれを習得し少くとも世上普通の測量師若くは繪圖師と稱するものに匹敵する技能を具備せしものなるべし。

茲に忠敬の量地學上の素養に關して猶一言すべきことあり。即ち規矩術傳來之卷と題する寫本（岡本則錄藏書より譜寫せしも）に忠敬を以て松宮俊仍の門弟とせることはれなり。同書に記せる傳來系統を抄錄すれば左の如し。

一術起漢士——爲阿蘭陀流——樋口權右衛門尉——金澤刑部左衛門尉——金澤清左衛門尉——

金澤勘右衛門尉——清水太右衛門尉貞徳——河原吉兵衛尉貞頼——早川源五左衛門尉尙徳
——野間權左衛門尉政令——村井蘇道子昌弘——萬尾六兵衛時春——松宮寛山(後仍)——伊能勘
解。由——大谷貞四郎供隆——鈴木多門光英——村田佐十郎光隆——村田佐十郎光恒——奥邦喜
三郎增地(馳)——渡邊儀右衛門以親

この書にして果して信すべくんば忠敬は量地の術を松宮俊仍に受けたるものとせざるべからず。然れどもこの書はもと野間權左衛門に至るまでの傳來は熊本藩士兩角某の藏書によりて傳寫し其以後は安政元年(一八五一年)即ち忠敬歿してより三十六年の後に至り渡邊以親の補記せしものにして以親は如何なる根據によりてこれを作成せしや知るべからずと雖も疑惑を挾むべき餘地少きにあらず。即ちこの書には村井昌弘、萬尾時春、松宮俊仍を以て師弟相承くるものとなすも各其著書たる量地指南、規矩分等集、分度餘術等の序文及内容につきて考察するに未だ俄に彼等の間に直接師弟關係の存在せしことを断じ難きものあり。殊に松宮俊仍と忠敬との關係に至りては俊仍は明和六年(一八二九年)八十四歳の時(即ち忠敬二十五歳の時)事に坐して江戸を逐はれ安永九年(一七八〇年)(即ち忠敬三十六歳の時)九十五歳を以て歿したる人にして忠敬と世を共にせし期間は俊仍にありては頽齡の時代に屬し忠敬にありては營々として専ら家運の挽回に力めたるの時期に屬せり。さればこの兩者の師弟關係は絶對に否定する能はざれども四圍の事情に鑑みれば又直にこれを肯定し難きものあり。况んや忠敬の遺留文書數十卷中に毫も俊仍との直接關係を推想せしむるに足る。

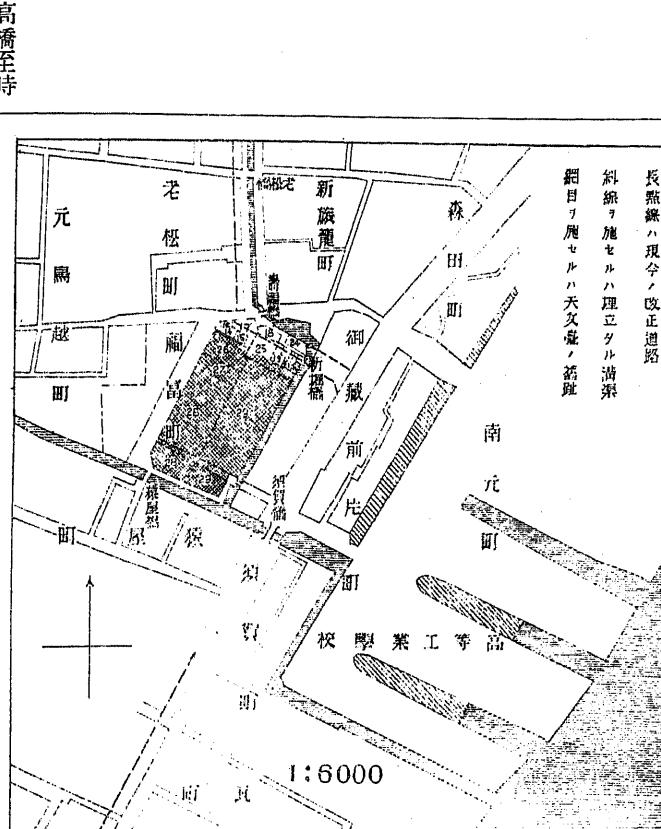
べき記事を見ず。又この傳來の卷に忠敬の直門として掲げたる大谷貞四郎供隆との關係につきても全く記す所無し。是等の點は大にこの書の真價を疑はしむる所以なりとす。本書又忠敬の條下に

下總國佐原住寛政十二庚申日本測量シ經緯度有實測書筑前福岡至御城下金子爲拜借
磁石入ル大半圓器ヲ大守エ差上右測器以親拜見ス

と記せり。微祿なりと雖も苟も公命を帶びて出張せる幕府直參の士が實測用器具を典して金子を借用せりと云ふは頗る怪訝に堪へざるのみならずこれを忠敬の日記(忠敬が福岡城下に至りたるは文化十九年八月及同十ニ徵するも福岡城下に於て借金若くはかるる事件の存在を推察せしむるが如き交渉記事の存するを見ず。但し福岡藩に半圓方位盤存在するならばそは蓋し忠敬が藩主若ものならん。かゝる例これを要するに右傳來の卷は其内容に疑ふべき點少からざるを以て單にこの書の記事のみを以て忠敬と俊仍との直接師弟關係を輕々敷承認すべきにあらず。疑ふらくは忠敬の事業宏大なるを以て後世に至り擅に忠敬の名を清水流直系中に加へ以て其流派を盛にせんと試みたるものなるを。

されども忠敬が村井、萬尾、松宮等諸先輩の著書によりて量地術を學習せしは否認すべからざる事實なるが故に忠敬が直接に俊仍に師事せしや否やの如きは畢竟枝葉の問題たるに過ぎず。其流派を汲みて量地術に關する根本知識を養ひたることは師弟關係の如何を問はず即ち一なりと云ふべきなり。

(一) 入門



忠敬が江戸に出で深川黒江町に僑居せ

しは既に述べたる如く寛政七年五月にして實に至時、重富等の出府と略時を同うす。天當に忠敬の志を嘉してこの得易からざる良師友を招きしものと謂ふべし。忠敬即ち至時の門を叩きその新説の一端を聞くや論理整然、測算詳密、到底舊説の企及し得る處にあらざるを知り直に贊を執り請ひて其門に入れり。時に忠敬年既に五十一、至時は三十二歳なり。

附記 忠敬の至時の許に入門せし年次は忠敬晩年の著佛國暦象編斥妄稿本伊能家
に現存す。中にと記せるによれば寛政八年となるも忠敬測量日記中蝦夷子役志啓行策略寛政十二年閏四月五日の條下に

寛政七乙卯年五月御當地へ罷出深川黒江町ニ住居仕り罷有候

前々より天文暦學地圖等相學候所六ヶ年以前高橋作左衛門儀御用ニ付罷下リ候節より門弟ニ罷成天文暦學測量出情仕候と記せる所に従へば寛政七年となる。而して後者は前者に比し入門の年次を距ること近き時代に認められしものなるを以て後者に據りて寛政七乙卯年の入門とす。

(二) 改々研學の跡

高橋至時が業を門下生に授くるや漸進啓發の方針を探り西歐の新説を教ふるに先ち授時曆法を講習せしめそのこれに通ずるを待ちて暦象考成の上下編に及び以て暦算の事に

慣れしめ然る後始めて曆象考成後編を授くるを常とせり。されども忠敬は其門に入るの前既に授時曆法に通せしを以て蓋し入門と共に直に曆象考成上下編の講習に入りしものなるべし。而して至時は忠敬が老年の身を以て學に篤きの志に感じて尋常一般の門人と同一視せずこれに特殊の待遇を與へ定期の講釋日に業を授くる外隨時文書を以て其習得せる成果を報告せしめ且其質疑に應する等學識速達上大に便宜を計りしものゝ如く忠敬の自筆の計算質疑書に至時がその誤れる所を指摘訂正し且批評を加へたる往復文書の断片今に伊能家に遺存するを見るべし。

忠敬が至時の門に入りたる翌年即ち寛政八年(一七八六)九月より同九年十二月迄一年有餘の間至時は改曆の要務を帶びて京都に赴きしを以て其不在中は間重富代りて忠敬の質疑に應じ又其觀測成果の如きも重富點檢してこれを至時及麻田安彰等に報せしものゝ如く寛政八年十一月二十四日附を以て重富より在京の至時に送りたる書翰_{星學手簡と題せる}に傳へたる京集錄天文臺に存す。東中に記せる左の一節によりてこれを明にするを得べし。

伊能も後編推歩そろくと出來申候月食も出來申候間々に尋に來り申候曆理も少々

ヅ、分り申候間ニハ彼ノ火_(星?)口_□を尋被申候自笑被致候事も有之候追々出來申候

伊能測量_(編者按するに寛政八年十一月望月食の觀測錄なり)も麻田ヘハ別ニ下シ申候間左様ニ思召可被成候

これによりて見れば寛政八年末には忠敬既に曆象考成上下編を習了し後編の講習中にありしことを知るに足るべし。

爾來忠敬は愈其精力主義を發揮し曆理に推歩に幾多の煩勞をも顧みず其習熟に勉めたれば寛政の末に至りては其學識大に進み至時門下第一流の曆學者と目せらるゝに至れり。然も忠敬が寛政年間に修得したるは主として曆象考成後編所載の學說並に至時等の研究自鑽に成れる諸説の注入を受けこれを蓄積したるに止まり殆ど忠敬の自發に出でたるものを見す。曆說數理に關する疑惑の如きも多くは皆先覺者が苦心解釋せし餘澤に浴し甚しく勞することなくして當時最新の曆說に通曉することを得たり。されば苦心慘憺自ら新曆學開拓の任に當りたる至時及び重富等より目すれば忠敬の如きは單に其異常なる熱心によりて比較的短時日間に普通一般の曆學課程を修了せる一介の新卒業生たりしに過ぎず。享和元年(一七八一)重富より至時に送りたる手簡_{星學手簡中に載す。}中忠敬を評して曰く

(前略) 勘解由杯は僅セ稽古必竟閣下御世話被遣候故ニ人並ニ天學者にて先は人の上へも出可申自分も心得居候得共兼々被仰下候通ニ測量は人の爲所從ヒ法は勿論別ニ唐人の不記候事ニ骨を折候程にもなく併漸ク近頃_ミ稽古には大上達ニ_モ御座候(下略)と以て其一端を察すべきなり。

蓋し寛政年間には歐洲天文書の直接渡來せるもの無きに非ざりしと雖も未だ以て基範となすに足るべき良書を得るに至らず。清朝に於て翻案編輯せる曆象考成後編は實に當時本邦に傳はれる曆書中最良の西洋曆法書たりしものにして寛政曆の如きもこれを基礎とし多少の補訂を加へて成れるものなり。_{至時、重富及忠敬等の遺せられたる諸文書の記事による。}されば此の時代に於ては曆

象考成後編に通達せば即ち暦學の蘊奥を極めたるものと認められしなり。然も眞に暦學の研鑽に從事せる者より見れば後編の所説も不備の點甚だ多く未だ以て満足すべからざるものあり。至時の如きは日夜研究して措かざりしが寛政享和の交に至り洋書の舶齋するもの漸く多く至時は享和三年(一八〇三)の春初めてラランド暦書の蘭譯書を覽ることを得たり。この書歐洲に於ける最近の暦説を網羅詳説し其の精密にして且正確なる到底後編と日を同うして語るべきに非す。至時著地球橢圓形赤道日食法序文による。是に於て至時は猛然としてこれが譯解をして斃るゝに至るまで僅々數ヶ月の短時日間にその大部分を讀破評論してラランデ暦書管見と題する十餘冊の書を記述し本邦暦學上更に一大進歩を促すの機を作り、間重富、高橋景保、濵川景佑等其後相繼ぎてこれが研究譯述に努力し暦家の知識は駭々として長大足の進歩を爲すに至れり。而して是等の人士が新暦書の譯解に腐心せる時代に於ては忠敬は既に日本測量の業に従ひ東奔西走席暖まるに暇なく親しく暦説の研鑽に與ること能はざりしも先輩及友人等の苦心によりて開拓せられたる新知識はその死歿に至るまで逐次これを收蓄するの自由を得たり。然も今日遺存せる各種の文書によりて考察すれば忠敬が沿海測量開始後に得たる暦學上の知識は多く斷片的零碎的のものに止まり遂に自らラランド暦書所載の學説を統括して自在にこれを活用し得るの域に達する能はざりしものゝ如し。又忠敬の蘭語に關する知識も極めて貧弱にして其晩年に於ても僅にアラビヤ數字の記方、字と記せるを見るべし。

觀測實習

母及普通暦學上に使用する多少の名詞等を知得せしに止まり、直接蘭書を閲讀するの能力の如きは全くこれを有せざりしこと殆ど疑を容れず。

忠敬は至時の門に入りてより一方に於ては極力暦理を講習すると共に他方に於ては巨費を投じて新式の諸測器を購入若くは新調し黒江町の橋居に於て大に各種觀測術の實習に努めたり。

忠敬は星辰の高度測量、方中時刻測定其他普通の天體觀測につき日夜其業を怠らざりしと共に日月食の如き特殊現象につきても觀測の機を逸せざらんことに勉め其修學の初期に當て寛政八年六月朔の日食を初めとし同年十一月望の月食、同十年十月朔の日食、同年同月望の月食等の觀測を遂げ開氏記録及至時手簡等による。この他忠敬出府後寛政七年六月望月帶食、同年十月朔日帶食、八年五月望月帶食、九年五月望月帶食、十年四月帶食、同年十二月朔日帶食等に於ても觀測を行ふことは疊々に妨げられ、暦局に於ても觀測を行ふことは能はざりき。其技術漸次進歩の域に向へり。されどもこの頃に於ては至時は尙未だ深く忠敬の手腕に信賴するに至らざりしものゝ如く、月食觀測の際に生ずる器械的並に箇人的誤差の影響に關し寛政十年十月至時より重富に送りたる手簡中星學手簡中に載す。中に

(前略) 何卒月食を晴曇に不拘今少し揃ひ候様に測り留候器物は有之間敷哉測ながら何とやら心持あしくうたがわしく覺申候勘解由を測は小子の測に近く候得共是は未熟^①事故^②聴^③と見合^④にも難成候(下略)

然も忠敬は爾後益精良の測器を加へて愈観測に精勵せしを以て其技能著しく發達し寛政の末、蝦夷測量開始の頃には有數の測量家として自他共に相許すの域に達せり。而してこの修學時代に於て忠敬が推算に將た實測に如何に勤勉努力せしやは濫川景佑至時の次子が其見聞せる所に從ひ集録せる忠敬言行錄中に記せる左の一節により略これを察するを得べし。

(前略) 東岡先生の名譽を聞て其門に遊ぶ西洋法教示せられて寤寐を忘れて久年の疑蓄を散し曆象考成後編本法と用表法との二法を以て兩三年の年曆並日月兩食を推歩す東岡先生も翁の根氣を感じてたゞむれに推歩先生と唱ふ其後漸く測器全く備ふるを以て他行を厭ふよつて朝より出れば午正前に歸宅して午中太陽を測り午後より出れば黃昏に歸宅して星測を爲す曇天ならざれば悠然として對話する事なし又先生と曆理を談じて俄に黃昏に及べば狼狽して取る物も取りあへず速急に立去るよつて脇差を始め懷中物等は忘れて出る事常也是を見て不知者は性急の爲す所といふ是測量に切なるの致す所なり因て偶然と白晝に金星南中を測量することを得たり是本邦金星南中を測る始めなり。

寛政改曆の際に用ゐたる測器は主として靈臺儀象志に準據して製作せしものに加ふるに本邦在來の測器に改善を施したもの並に歐法に從ひて製造せる垂搖球儀等を以てせり。而して是の種の測器は初め至時、重富等の師麻田姿彰が精確なる觀測の曆理研究に最も

必要なるを説きて大に測器の精製改良に志し、尋で至時、重富等の協力苦心によりて京阪の工匠を督して漸くこれを製作するに至りしものなり。寛政府書、姿彰及重富の墓碑、至時及重富の手簡等による。されば忠敬がはじめ新式の諸測器を購入若くは新調するに當りては多く先輩たる重富にこれが製作監督方を依嘱し或はその周旋によりて京阪地方に於ける既成品を購買したものなり。重富が寛政七八年一七九五—一七九六頃に記せる雜記簿中に貼付せる忠敬自筆の左の覺書によりてその消息を窺ふを得べし。

覺	
一金貳兩壹步	遠鏡
一金壹步	同まし
一金貳步貳朱	象限儀柱の金物
一金壹朱	崇禎曆箱代手間
一金壹兩貳朱	小こんばす小道具共
一拾貳匁	こんばす直し
一金貳步貳朱	時計飛脚 <small>(編者曰く、飛脚の意ならん)</small>
一金貳步貳朱	遠鏡臺金もの
一金貳兩	定心儀代
合金拾參兩壹步二朱銀九拾四匁	

内金 五兩 崇禎曆過金

銀 八拾匁 仙臺しま二反

残金八兩壹步仁朱銀拾四匁

内金 拾兩 渡し

即ちこの覺書によりて察すれば忠敬及重富間に於ける器具書籍等の購入依囑關係は蓋し相識の初期以來既に繼續せるものにして測器中象限儀圭表儀の類は重富の監督の下に工匠をして新に製作せしめ、時計(垂搖球儀)等は關西地方に於て調製せるものを重富を介して購入輸送せしめ、伊能家に現存せる垂搖球儀に寛政八丙辰歲作の署名あり。靈臺儀象志、崇禎曆書の如き曆書も亦重富の手を経てこれを購入せしことを明にするを得べし。

既にして東都の金工大野彌五郎及同彌三郎の父子新式測器の製法に熟するに及びては忠敬は専らこの兩工に命じて各種の測器を新調せしめ寛政十二年春に於ては遂に左記の測器を所有するに至れり。夷于役志啓行策略による。蝦夷器品目は測量日記中の蝦夷

一 象限儀 長六尺 一器

但全體真鍮板張星鏡附之游表其外小道具臺架共全備

一 同 長三尺八寸 一器

但右同斷全備

一 同 長一尺二寸 一器

但真鍮板張

一 圭表儀 高一丈二尺八寸 一器

但圭盤長四間半景符圭尺表尺水盤等小道具全備並雨覆家附

一 垂搖球儀 一器

但全體真鍮仕立

一 子午線儀 一基

但長表高一丈一尺短表高五尺五寸銅物小道具附

一 同 一基

但長表高七尺短表高三尺五寸銅物小道具附取解キニ相成候様仕立置申候

一 測食定分儀 一器

但全體真鍮仕立

一 星鏡 長七尺八寸 一

但臺附

一 同 長五尺 一

望遠鏡

一 同 長三尺 一

方位盤

一 同 長二尺四寸 一

徑一尺二寸 一

一間 桟 長二間

一間 繩 長五十間

二筋 (編者曰く、啓行策略中別り)

右三品者量地ニ相用ユル器

一指南鍼 大小 四

一コンバツ 大小 四

一新製分度矩 一

以上

即ちこの時に當りて忠敬は各種の天體觀測を行ふに必要なる最精の諸測器を殆ど完備所有せしものにして之れを官府の曆局に設置せる諸器に比するも舶贋に係る二三の儀器並に諸器を設置せる基礎の設備等を除きては著しき遜色無かりしなり。

第五章 日本測量時代

(一) 測量請願の動機

忠敬江戸に出でゝ専ら曆術の講習に從ひてより既に數年、昔日の疑惑氷釋して當時最良の曆書として知られたる曆象考成後編に通曉するに至り觀測の技術亦精妙の域に達し負笈當初の志望は略貫徹せられたり。然も忠敬はこれを以て満足し悠々天を談じてその餘世

を送り得るの人あらず。寛政の末に至りて忠敬は自費を以て蝦夷地を測量せんと欲しき志願は師高橋至時よりして幕府の要路に披瀝せられたり。

斯の如く忠敬が蝦夷地測量の舉を企畫するに至りたるは其動機果して那邊に存すべきか。これを當時の文書に徵するに文政四年(一八一四)に成れる大日本沿海實測錄の卷首に掲げたる至時の嗣子高橋景保の序文中に曰く

屬官伊能忠敬、夙好曆算、夢寐不啻、臣先人之蒙徵而東也、忠敬即從學益極其精、先人常患本邦地度之未有定測、嘗建白之、官時適開撫蝦夷、因使忠敬往焉、遂有沿海測量之命、從事積年、始知其確數。

と、これによりて觀れば至時は本邦に於て未だ子午線一度の長さを實測したるものなく從て地球の大きさにつき確數を得ず曆算推步上不都合を感じること少からざるによりこれが測定に關して幕府に申請する所あり、遂に忠敬を起して蝦夷地測量の事に當らしめしものにして事全く至時の發案に出でたりとなすものゝ如し。蓋し至時が度法の確定せざるを憂ひてこれが實測を熱望し遂に蝦夷地測定實行の機を熟せしむるに至りたるは疑を容れざる所なりと雖も忠敬をして自費を以て事に當らんとの志望を抱かしむるに至りたるもの亦以て全然至時の慾念に出でたりとなすべきか。この點につきては上記の序文は未だ能く其真相を盡せるものと云ふべからず。

忠敬が其晩年に於て著せる佛國曆象編斥妄なる書中に曰く

余寛政丙辰年、初見日官高橋子、而學推步曆理測量、移居深川黒江町、立景表用子午線象限儀垂搖球儀測量七曜列星歷年焉、居地距曆局南北一里許、曆局者北極高三十五度四十二分深川者三十五度四十〇分半、北極差一分半也、因茲測量深川距曆局行路、而欲窮吾朝、南北一度之里數、高橋子曰、可也、然行路少極差小不足爲北極一度之法、應有俟時也。

と、以て稍其消息を審にするを得べし。憶ふに度法を確定せん事は當時素養ある曆學者の等しく希望せし所にして忠敬の如きも夙にこれが實測の必要なるを了知せり。偶忠敬の居所深川黒江町と淺草曆局町現稱前福富とは緯度を異にすること約一分半にしてこの數値は曆局及自宅に於ける數多の恆星方中高度觀測により稍精密に決定するを得たり。こゝに於て忠敬は更にこの二點間の地上南北距離を測定して度法を算定せんと欲せしも當時江戸府内に於て公然街衢の測量を行ふが如きは容易の事に非ざりしが故に簡単なる磁鍼と歩數とによりて窃に兩點間の距離の略測を行みしものゝ如く當時の略測圖と目すべきもの伊能家に現存せり。かくて忠敬は其略測の結果を齎して更に細測の議をの至時許に提出するや至時は府内に於ける短少距離の測量を以て精確なる度法の得難きを諭すと共に其胸裏に藏せし地度實測に關する大計畫を告げ、この計畫は更に又忠敬が地度決定の外別に懷抱せし地圖製作の志望と相連繋して茲に師弟の議は次第に相熟し遂に蝦夷地測量請願の端を發するに至りしものなるべし。

忠敬が夙に國郡を實測してこれが地圖を製せんとするの意ありしことは寛政十二年閏

四月蝦夷地測量の認可を得て將に出發せんとする數日前、蝦夷掛松平信濃守名は忠明、御書に上りたる書策略中に載す。に

地圖を精敷認候術は第一ハ北極出地度其次ハ方位ニ御座候扱其術を至密ニ仕候ニは子午線象限儀等之大道具を用地平經儀俗ニ申方位盤之事並望遠鏡磁石等迄も夫ニ準候様ニ仕立置其上は此術ニ熟練仕候者之眼力を以見込精神の注き候所々自然と妙境ニ入至密之上ニ至密をも盡候儀ニ御座候ケ様ニさへ仕候得は數百里之海陸を測候も聊々差も有之間鋪候尤土地之高低ニより候るは方位里數を測かたき所々御座候得共是も其所ニ暫く滯留仕候得は臨機應變之工夫ニ是非見極め可申事ニ御座候先年奥州へ下り候節濱邊通旅行仕候所松島より常陸下總上總安房等之海邊ニは連測ニ障り候地勢も相見へ不申候蝦夷地之儀は勿論津輕南部より松島迄の海濱ニは如何様成島嶼之遠近磯灣之屈曲御座候歟一向存知不申候間碇とハ申上兼候得共地圖之全備不仕候儀は有之間敷奉存候私儀若年より數術を好み自然と曆算をも心掛終ニハ天文をも心掛候様ニ相成候得共在所ニあははかゝ敷事も無御座候中高橋作左衛門様御門弟ニ相成六ヶ年之間晝夜出情仕候得は當時ハ測量等無間違程ニも相成申候右ニ付てハ種々の道具をも取集メ身分不相應之費をも仕候畢竟隱居慰とハ申ながら私體之者を一體不相濟事ニ御座候仍ゆせめてハ後世ゆ見合ニも可相成地圖をと存立候得共御大名様御旗本様方ニ御領内御知行等之地ニあ間棹間繩等入候の種間を取或は大道具持運等仕

候節必定御役人衆より御咎ニも逢可申何れ私共身分ニシハ不相成事ニ御座候私儀元來上總出生之者ニシテ下總に養子ニ參り米穀取引等ニシハ常陸にも度々往來仕候事故常、陸、上、總、下、總、安房等之諸州ニハ舊故之者も多ク有之候間右之者共方に逗留仕漸々切繪圖之様ニも仕立可申歟など心掛候内冥加ニ相叶此度公儀之御聲掛を以蝦夷地に出立仕候右ニ付シハ何卒蝦夷地之圖並奥州より江戸迄之海濱ニ沿候諸國之地圖を仕立指上度念願ニ御座候此地圖公儀ニシテ萬一之御見合ニも相成候得ハ重々難有仕合ニ奉存候右ニ趣意最初より申上度奉存候得共先達の堀田仁助殿右様之御用被相勧候後間も無く申上候儀恐入候間不能其儀候逆も當年中ニ地圖全備仕候儀ニも無御座凡三年程も手間取可申候此上は何卒蝦夷地より江戸迄之海濱諸國之地圖御用之御聲掛りを相願候事御座候以上

閏四月(寛政十二年)

伊能勘解由

と記せるによりてこれを明にするを得べし。

然も忠敬が國郡地圖の製作を企圖するに至りし所以は必しもこの書に記するが如く單に曆學研究の爲めに巨費を投じて調製せる測器を活用せんとするの意にのみ出でたるものと解すべからず。蓋し忠敬の資性測地事業に關し特殊の趣味を有せしことの外更にその幼時より諱勃たりし功名心第五頁参照。は曆學習得の目的を達してより愈々抑へ難く遂に忠敬をして前人未成の業務を遂げて大に世の名聲を博し以て多年修學の效を全ふせんとする

と記せるを見るべし。

熟々寛政前後の世態を案するに西歐諸國は漸次東亞地方に其勢を張らんとするの氣運に向ひ露船は屢北海に出没して我が邊境を窺ふこと次第に急なり。この時に當り林友直通称平子は三國通覽圖說天明五年刻成。を著して本邦並に隣境の地理形勢を論じ又海國兵談寛政三年刻成。を公にして沿海警備の忽にすべからざるを説き大に世人を覺醒し却て幕府の忌諱に觸れ幽囚の危を受けたり。されども時勢の推移に幕府も亦遂に二百年來の惰眠を貪ること能はず。或は最上常矩通称近藤守重等をして蝦夷地を幕府の直轄地となし有司をして警衛の策を講せしめ北海の風雲暗憺として天下漸く多事ならんとす。然も沿海防備の畫策に最も必要な地圖に至ては内地と雖も未だ實測を経て調製せられしものなく蝦夷地の如きは何等信賴すべきものあるを見ず。幕府に秘藏する地圖にして既に然り、民間傳ふるものに至ては僅に水戸の長久保玄珠赤水とが製作せる所謂赤水圖なるものあり。當時最も精細なりと稱せらるゝも要するに數個の主要地點の緯度の概數を基礎とし各種の見取圖を取捨して輯製せる一小略圖たるに過ぎず。蝦夷地の如きは除外して

載せざるに係らず世人これを珍重すること甚しく安永七年(一七七八)刊行以來既に版を重ね玄珠は遂に庶民より擢んでられて士籍に列せられたり。時代の要求は尋常一般の地圖を編緝するも猶世の注意を惹き其歡迎を受くること斯の如し。若し夫れ精確なる實測圖を製したらんには其效果更に大なるものあるべしとは蓋し測地上の趣味及其素養に富める忠敬の胸中當然湧起すべき問題なり。况んや刻下の事態は精確なる北邊の地圖を要求すること愈急にして幕府既に堀田泉尹(通稱天助、津和野藩士にして延享二年(一七四〇)生る。即ち忠敬と同年一月十五日歸着す。文化十四年(一七三七)暦作御用手傳御免文政十二年(一七九九)歿す。十を蝦夷地に遣)に遣はしこれを製せしめんとし未だ其功を收めざるに於てをや。

之を要するに忠敬が蝦夷地測量を計畫請願するに至りしは單一なる動機に誘發せられしにあらずして忠敬の嗜好及功名心至時の慾懃及斡旋天文及測地學上の必要問題時代の要求等相待つて其基因をなせるものと謂ふべきなり。

(一) 幕府への交渉

高橋至時が蝦夷地測量に關する議を初めて幕府に呈せし時日はこれを確徵すべき文書の存在を見ず。されども忠敬が手記せる蝦夷于役志啓行策略の記事によりて察すれば最初より公式に具體的の建議書を提出せしにあらずして寛政十一年の末若くは十二年の早春の頃至時が天文方の所屬長官たる若年寄及其屬僚に對して述べたる希望的談話を以てそ

の端緒を開き漸次交渉の歩を進めしものゝ如し。

蝦夷于役志啓行策略は寛政十二年(一七九〇)二月十五日の記事を以て始まり。この日幕府奥御祐筆秋山松之丞より至時に書を寄せて曰く

先日被仰聞候稻生勘解由身分何國何郡何村百姓と申儀地頭と姓名且又測器大小幾ツ程有之候哉尺寸委細御認被遣候様奉存候尤早く被遣可被下候以上

二月十五日

高橋作左衛門様

と。この書は蝦夷測量に關する幕府との交渉文書中最も古き日附を有するものなるも至時が初めて所屬長官等に意見を吐露してより徐々に其議を進めこの日遂にかかる照會状を受くるに至る迄には相當の時日を経過せるや固より云ふを俟たず。而して啓行策略中に載する記事によりて察すればこの頃忠敬は至時の提議の必ず容れらるべきを豫想し既に測地の用に供すべき測器の新調を工匠大野父子に命ぜしものゝ如し。

越て二月二十三日御船手向井將監組露木元右衛門なるもの忠敬の僕居に臨みてこの月十六日出雲守周年寄立花種より忠敬をして政徳丸に乗じて蝦夷地に赴かしむべきに付き測器類搭載方を取調べべしとの命を受けたることを告げ測量用諸器の容積重量等を概算して去れり。蓋し幕府は蝦夷地沿岸の形勢の外、江戸より同地方にいたる航路に面せる本邦東海岸の地勢をも詳にせんことを要せるが故に忠敬をして海路蝦夷地に赴かしめ一は測

器類の運搬を容易ならしむると共に又能ふべくんば海上より東海岸の地形をも略測せしめんと欲せしなり。然るに忠敬の請願せるは表面蝦夷地實測にありと雖も其裏面には幕府が蝦夷地沿海の良地圖を求むるに急なるの意を迎へて其實行を容易ならしめんとする多少の權謀的意味を含有せるものと謂ふべく、至時忠敬等の眞意は既に述べたる如く蝦夷地の測量と共に其途次の里程、方位及緯度を實測して沿道の實測圖を作り曆學上緊要を感じる度法を決定せんことを期したるなり。然れば若し幕府の意に従ひ往復を船舶の便に籍らんか是等計畫の大半は自然に破却せらるべきを以てこの報を得ると共に至時は直に若干寄堀田攝津守正敦の許に至りて陸路往復を請願して左の書面を提出せり。

伊能勘解由

右者若蝦夷地に爲測量御用被遣候御儀ニも罷成候ハ、何卒陸地ニシテ旅行仕御當地
カ蝦夷地迄之途中ニシテ所々ニ北極出地度並都合次第其所ニ地勢方位之大概をも測量
爲仕候ハ、後々御見合ニも相成可申と奉存候尤測器之儀者左ニ通持參仕候得者隨分
測量相成差支之儀無御座候測器持運人足之數も見込を以荒増左ニ相認申候

一 象限儀 長三尺八寸 一器

但凡四人持

一 同臺架

但凡二人持

一 新製方位盤 一器

徑二尺五寸臺高一尺三寸盤面眞鍮板張遠鏡付之見通シ之器其外小道具共
是者別段新製仕候積ニ御座候

但凡二人持

一 子午線儀 長表高七尺短表高三尺五寸 一基

但臺共凡二人持

一 垂搖球儀

一 星鏡 大小 一器

一 望遠鏡 大小 一器

一 方位盤 大小 一器

一 間棹 大小 一器

一 間繩 大小 一器

一 指南鍼 大小 一器

一 コンパス 大小 一器

一 新製分度矩 一器

一 新製計程儀 一器

是も別段新製仕候積ニ御座候

右垂搖球儀より以下十一品並入用之書物算盤筆墨紙類共長持壹棹ニ入候積り

右之通測器持參仕候得者測量向惣差支之儀無御座候陸地より罷越候ハ、所々測量之都合も宜御座候間可相成御儀ニ御座候ハ、陸地より被遣被下候様仕度奉存候此段御舍置可被下候以上

二月

高橋作左衛門

然るに其後闇として何等の命に接せざること約一ヶ月に及べり。忠敬は初め其年三月を以て出發し寒冷の候に先ちて歸着するの豫定なりしを以て意甚だ平なる能はざりしが三月下旬に至り忠敬の繼室たりし故のぶの父桑原隆朝其筋の消息を傳へて曰く、忠敬に蝦夷地測量を命ずるの議は官府に於て既に決定せるも蝦夷地測器運搬方案に關して未だ決する所を見ず爲めに遷延今日に及べるなりと。是に於て至時は更に若年寄に對し曩に忠敬を蝦夷に派遣すべきの故を以て官府より忠敬所藏の測器類調査の事ありたるが故に忠敬は愈々其議の確定せるを信じ各種の測地用器具の新調に着手し自費を支出すること既に金七拾兩に及び日ならずして全部竣工すべきことを陳情し公命の一日も速かならんことを請願せり。これに對して蝦夷掛の一人たる御目附羽太庄左衛門正養は旨を至時に傳へて曰く、當時公用を以て蝦夷地に往來するもの漸く多く蝦夷地は固より内地沿道に於ても人馬の用命頗る頻繁なるが故に忠敬への下命はこれを來年に延期すべき筈なりしも忠敬既に

出張準備を了し下命の速かならんことを切望するに於ては本年これを許可せざるに非ざるも宜しく先づ海路測器運搬の便によるか若くは大に運搬人夫の數を減少すべき方案を講すべく更に親しく忠敬に面接して諭示する所あるべしと。

是を以て三月晦日忠敬は初めて直接幕府當事者の一員たる羽太正養に會見し測器運搬方法及其他につき種々意見を上申する所あり、尋で四月七日蝦夷掛松平信濃守邸に於ける寄合に召喚せられたり。夫より後忠敬は屢信濃守邸及蝦夷會所に出入し或は蝦夷地沿海に於て測器の一部を船便に託して順次天測地點へ轉送するの案を立て、或は天測諸機の臺架類は携帶せずして工匠を伴ひて天測地點に於て臨時假製すべきの法を講じて交渉する所ありしも皆實行難の存するを以て成立するに至らず。遂に測器は最も必要なるもののみを携帶し能ふ限り運搬人夫の數を節して陸路運送の方法によるべきこととして略解決を告げ四月二十六日左の文書を蝦夷會所に提出せり。以上の交渉事件は専ら蝦夷子役志
啓行策略中に掲載せる記事に據る。

以書付奉申上候

一 蝦夷地測量御用ニ付先達の測器之儀蝦夷地ニシテ人足繼立又者船ニシテ繼送リ之儀御伺奉申上候所何レ繼送之儀者不容易之段御利解被仰聞奉畏候依之段々勘辨省略仕

リ道中繼立之儀者人足四人馬壹疋差支無之様奉願上候

一 相殘リ候測器之儀者御船便リニ御積立被下候様奉願上候尤御船延着仕測量間ニ合不申候ハ、其場所ニシテ自分入用ヲ以手輕ニ相仕立可申候

請願許可

一私持參仕候諸品荷物等御座候間人足貳人馬壹疋都合ニシテ人足六人馬貳疋道中無滞
様自御當地松前領箱館迄御添觸被下置候様奉願上候尤人足賃錢之儀者御定之通り
自分入用を以相拂候様可仕候

一於蝦夷地者人足差支候儀も難計奉存候間可成たけ荷物も相減私並召連候者共之夜
具等者其御場所ニシテ御借仕度奉存候
右之通自分入用ヲ以罷越候間此節出立仕度此段奉願上候以上

申四月

伊能勘解由

蝦夷御掛

御役人中様

斯の如くにして議遂に決し寛政十二年閏四月十四日忠敬は築地なる松平信濃守邸に於
て勘定改役鈴木甚内、徒士目附細見權十郎より左の辭令書の交付を受けたり。この日の記事
書全からず、よりて忠敬由緒に記する所による。

高橋作左衛門弟子

西丸御小姓組番頭津田山城守知行所

下總國香取郡佐原村元百姓

浪人

伊能勘解由

其方儀兼々心願を通測量爲試蝦夷地に被差遣候間入念可相勤候右ニ付御用中爲御手

當一日銀七匁五分宛被下之

申閏四月

官府が忠敬を目するに浪人を以てし且自費測量の請願に對し一日銀七匁五分金に換算して貳朱ある。宛の手當金を支給せしは多少の恩典なりしならんもこれを以て官府が十分の便宜を
忠敬に與へたるものとなすべからず。蓋し幕府が精確なる地圖を要すること切なるの時に
當りて忠敬の請を容るゝに遷延數箇月を費し且これを遇すること甚だ薄かりし所以は幕
府當事者が機宜事を處するの明なきに因ると雖も一は又當事者が未だ忠敬の技能を信ず
るに至らず其結果の如何につきて疑を挾みたるにも起因するものにして辭令書中「測量爲
試、蝦夷地に被差遣候」云々と記せるは乃ちこの消息を漏せるものと謂ふべきなり。

(三) 蝦夷地測量

隨從者及
携帶測器

忠敬は既に各種の準備を整へ唯命の下るを待てるのみなれば請願許可の辭令に接する
と共に直に旅装を結束し人馬傭役等に關する幕府勘定方よりの添觸及其他必要なる手續
の了るを待ち寛政十二年二四六〇閏四月十九日太陽暦の六月十一日當る。朝五ツ前齡五十六歳但し忠敬當
は老齡の爲め當局者との交渉上不利益を來さんことを願慮せしものゝ如く松平信濃守に答へたる書付(蝦夷子役志啓行策略に載す)には五十一歳と記せり。の身を以て日本全
國測量の端緒たるべき第一歩を深川黒江町なる僑居より踏み出せり。これに從ふもの門倉
隼太平山宗平將季、齡二十歲前後。伊能秀藏伊能秀眞(忠敬の庶子)にして時年僅に十五。の三人並に僕二名なり。

この時忠敬等が携帶せし測器は最初の立案より如何なる程度に迄削減せるやこれを詳記せるものを見ずと雖も蝦夷地に於ける實測の状態及測量日記中の記事等によりて推考すれば三尺八寸の象限儀、二尺五寸の新製方位盤、垂搖球儀、新製杖先羅鍼一に彎窓羅鍼とも云ふ。其他間棹、間繩、普通の羅鍼、望遠鏡等の諸器を携帶するに止めたるものゝ如し。而して四月末に於て上申せる測器の一部を海上直に蝦夷地に輸送することは測量御用下命後に至てこれを取消し測器は凡て陸上携帶のものゝみを以て用辨することに改めたり。是等忠敬が海上輸送に託せんとせしものは蓋し子午線儀並に測食用の諸器なりしならんも遂に之を割愛せしるべし斯の如くにして官命を以て傭入るゝを得べき人馬の數も愈々減少して内地沿道にありては人足三人馬二疋、蝦夷地に於ては人足三人馬一疋となしたり。

忠敬は其僑居を發してより途を奥州街道に取り間断なく歩數を以て行路の距離を定め杖先羅鍼の類を以て其方向並に遠山の方位等を概測しつゝ折しも晝間の長き頃なりしが故に毎日八九里乃至十一二里許の道程を進行し、又宿舎につけば即ち携帶せる象限儀等の天測器を設置し恒星の方中高度を測定して其地の緯度を算定せり。かくて宇都宮、白河、仙臺、盛岡、野邊地、青森等の諸地を経て五月十日奥州三厩に達し茲に順風を待つこと數日にして同月十九日出帆し漸く對岸蝦夷地に至りしが風向不良にして箱館港に向ふを得ず。遂に吉岡に上陸し夫より陸路を取りて同月二十二日を以て箱館に著せり。

忠敬はこの地に滯在すること數日、緯度觀測及遠山方位觀測等を行ひ且諸般の手續を了

沿岸測量

略奥州街道

りたる後更に測器運搬人夫の數を減せんが爲め大方位盤をこの地に殘留し置き嵩高き測器としては僅に象限儀一個のみを携帶し五月二十九日を以て箱館を出發せり。この時箱館役所より沿道村落に對し發したる添觸れ左の如し。

覺

一馬　　壹疋

一人足

三人

右者此度蝦夷地爲御用津田山城守領分下總國佐原村元百姓當時浪人伊能勘解由其地に被差遣候間書面世人馬同人申談次第相定之賃錢請取之無遲滯可差出之渡海川越止宿等之儀是又指支無之様且壹ヶ所ニ三四五日宛逗留之儀も可有之間其心得ニシテ執斗可申候以上

申五月

箱館番所印

箱館よりクナシリ迄

右村々場所々々名主

支配人

忠敬は初め蝦夷地に於ては稍精密なる實測を行ふべき伏案なりしものゝ如く箱館を出づるや間繩を牽て距離を測定し杖先羅鍼を以て逐次其方位を檢しつゝ進行せり。然れども

斯の如き方法を以てすれば時間要する事頗る多く到底豫定の行程を測了すること能はざるを以て出發の第一日に於て既に間繩の使用を止め奥州街道に於けるが如く歩數を以て距離の概測を行ふことゝせり。以後毎日四五里乃至七八里の行程を以て蝦夷地東南海岸に沿ひて走れる通路を測進し夜は會所若くは番所に宿泊し若し天候不良にして星測を行ふ能はざる際にはこれを遂行し得る迄滯在して必ず其地點の緯度を決定せり。斯の如くにして忠敬は箱館より山越内、モロラン、ミツイシ、ホロイヅミ、ヲホツナイ、クスリ等の諸地を経て七月二十七日ゼンホウジに達する迄は連續して沿道の測量を行ふことを得たり。忠敬はこの地より船にてアツケシ灣を横切りて對岸アツケシに渡り夫より更に陸路アンネベツを経て八月七日ニシベツに至りしがこの間は行路困難にして屢川船の便を籍りたるを以て道程方位の測定頗る不完全となりアンネベツ、ニシベツ等の位置は僅に緯度の測定とヲアカン、メアカン兩高山の遠測方位とによりてこれを決定し得たるに過ぎず。これより忠敬は更に蝦夷地の東端ネモロ迄赴かんと欲せしも當時恰も鮭の獵期中に屬し人夫の缺乏甚しきを以てこれを次回の出張に譲り單にニシベツ附近よりネモロ並にクナジリ島の諸岬角等の方位を遠測して其位置を略定するに止め八月九日を以て歸路につけり。

歸路は往路と殆ど全く同様なる道筋を取り通路の距離曲折等につき往行の測を検査せり。されども僅に一二箇所を除くの外は天測の爲めに滯留することなかりしを以て日子を費すこと往行の半數ならずして九月十一日箱館に歸着せり。この途中八月十五日曉忠敬

蝦夷地よりの歸途よ

がクスリに宿泊せし時月入帶食ありしも測量日記上これに關して毫も記する處を見ず。憶ふにこの地方に於ては觀測殆ど不可能に屬し又何等測食用儀器を携帶せず加ふるに前夜來曇天なりしを以て遂に驗測を試みざりしものならん。

九月十四日忠敬は箱館を發し更に西進して松前迄の通路を測量し十八日松前に出帆三厩に歸航し夫より往行に於けると同様なる方法により再び奥州街道の略測及宿泊地點の緯度測定を行ひつゝ歸途につけり。當時晝間甚だ短き季節に際せしを以て往行に比し毎日の行程短縮して六七里乃至八九里となり三厩を發してより一ヶ月餘を費して十月二十一日江戸深川に歸着せり。閏四月十九日江戸出發以來日を閱すること實に壹百八十日なり。

歸途箱館役所に於て忠敬の爲めに發したる添觸れには

覺

一本馬 貳疋
一人足 三人

右者此度蝦夷地爲御用津田山城守知行所下總國佐原村元百姓當時浪人伊能勘解由右御用相濟歸府致し候ニ付書面之人馬同人申談次第御定之賃錢請取之無遲滯可差出之且又渡船川越止宿等之儀も是又差支無之様執斗可申候以上

寺田忠右衛門 判
水越源兵衛 判

申九月

箱館より松前、松前より津輕三廻

夫より奥州道中千住宿迄

右宿々名主

問屋

年寄

とありて人馬の傭入其他渡河宿泊等の便宜につきては毫も蝦夷地内の通路に對して發せ
る添觸れと異なる所を見ずと雖も元來官府が忠敬の請を容れてこれを蝦夷地に派遣したる
は主として蝦夷地を測量せしめんとするにありて奥州街道の測量の如きは表面上何等の
命を下したるにあらず。されば忠敬は奥州街道に於ては天測遂行の爲め特に一地に滯留す
ること無く往復の宿泊に際して天候偶星測に適したる地點に限りて緯度を測定し通路の
距離及曲折等の測量の如きも歩數と小羅鍼とのみを以て極めて簡略なる測定を行ひたる
に過ぎず。

この行往復の費用につきては忠敬は僅に渡船川越等の賃錢支拂を免れたるのみにして
宿泊料の如きも幕吏の出張に於て見るが如く木賃支拂によること能はず普通の行客とし
て旅籠賃を支拂ひ所要の人馬賃は測器運搬の用に供したるものに至る迄逐一規定の賃錢
を支出せり。これを以て忠敬は頗る経費の節約に勉めしと雖も手當として受けたる金額の
外忠敬が自ら補足せしもの猶金八拾兩に達したり。重富に與へたる書簡(七十頁參照)中の記事間

製圖

る。

歸府後忠敬は門倉隼太、平山郡藏、季恭、平山宗平、久保木太郎右衛門、清潤、下總國香取郡津宮及
榮女忠敬の妻。等を助手として専ら製圖に從事せり。元來この年の測量は十分の詳密を期せし
にあらざるを以て製圖も亦從て簡單にして十二月に至て其功を竣へ同月二十一日大小二
種の地圖大は四萬三千六百三十六分一縮尺を以て描き二十一枚より成る。を幕府下勘定所に上り、また別に
一部を製し高橋至時を經てこれを若干寄堀田攝津守正敦に呈せり。而して是等の上呈地圖
には左の添書を付し以て實測製圖の方法精粗等を明にせり。

私儀此度蝦夷地測量御用被仰付彼地の罷越其場所々々ニの北極出地度並方位測量
仕候ニ付御用地東蝦夷海邊行路之地圖相仕立差上申候

一北極出地度ニ儀泊々ニ何れも象限儀を相用恒星中の大星を擇み天氣曇り見へか
たき節は五六星晴天を夜ハ二三十星も皆其地高度を測量仕兼る測置候恒星赤道緯
度を相用其所ニ北極出地度を相求申候一星毎ニ如此仕り其中を取り候其地北極
出地度と相定申候

一蝦夷地通路之儀多ハ海邊而已ニ御座候得共海岸通行不相成所又ハ満潮ニの往來難
相成山越を通行仕候處も相雜り候上人歩も少且止宿仕候所も其場所之外ハ中途之
止宿ハ無之様ニ承及候ニ付北極出地度を相測候象限儀而已持參仕候大方位盤は
無據箱館ニ残し置候間小方位盤ニの道筋の屈曲子午を離レ候方位の大槩を測量仕

且又道路里數之儀ハ往返日數之限も有之候間一々間棹間繩等相用候儀も難仕間歩行之足數を以里數を相求メ申候尤御府内より蝦夷地之極東ニシベツセ地ニ至リ候迄不殘足數相記し海川の外ハ嶮難之山道ニシテも一步も相漏レ不申候様相測候所々之里數を相定申候右北極出地度と道路之方位の三數を兼用候之繪圖相仕立申候尤北極出地度之儀は數十星相測り其中を取用候間御見合ニも相成可申奉存候方位並里數之儀は密測とハ難申御座候間少々之差を儀も可有御座候且山坂を越候所ハ平坦の土地より見候へハ必足數も多く相成候ニ付其加減も仕候得共少々之伸縮も可有御座候

一箱館より大野夫より鶯木へ山越仕候ニ付サハラよりエサンシヲクビ等ハ測量不仕候ヲシヤマンベよりレブンケアブタ又ホロイツミよりサル、ヒロウ亦コンブムイゼンボウジを間同様山越仕候間右海岸測量不仕候所有之候乍然圖面象形難相分候間所々見込候方位を以其海岸又ハ岬等圖面に書加ヘ不測之儀を相記し申候亦アツケシトノコベリベツアン子ベツニシベツセ間海川山澤相雜り候故方位里數共密測難仕候間メアカンヲアカンセ遠山を測量仕其所北極出地度を兼用候之繪圖仕候モロ並クナシリ島ニハ相渡り不申候故ニシベツセ地より測量仕其大概を圖面に書載申候

一蝦夷地測量相濟候歸路(編者曰く、事實は往復共なり。) 奥州三廻より御府内迄道中止宿之所々

ニシテ測器相改候ニ付折節天氣も晴レ候得は北極出地度測量仕猶又行路も蝦夷地之通小方位盤と足數を以方位里數等相測候ニ付御府内より奥州又ハ蝦夷地ニ至リ候迄北極出地並方位も相分リ已後御府内より海邊測量連續之御見合ニも相成可申ため蝦夷地に引續候様繪圖仕候

一繪圖大小二通ニ相分ケ候儀者小圖ハ其全形を一紙ニ記し可申ためニ御座候大圖之方ハ道路の曲直微細ニ相記し可申ため分圖ニ仕候大圖之方ハ曲尺二寸九分七厘を一里と仕候但シ一間六尺一町六十小圖ハ大圖之十分セニ 仕候故一里二分九厘七毛ニ相當リ申候尤大圖之如く道路之曲直細密ニ相記し候儀は難成候間大圖之方と形象相違之様ニ有之候得共宿々之方位直徑之里數等ハ全同様ニシテ相違無之様相仕立申候

一此度測量之儀所々北極出地並驛路之方位里程之測量を第一ニ仕其外方位之見合ニ相測候高山而已圖面ニ書載セ申候蝦夷地より海面連續之三廻平館青森野邊地之外ハ不形容ニ御座候ヘ共當年ハ國圖迄ニハ難及候間測量仕候道路高山等而已相記申候尤大山之分小圖ニハ書載候得共大圖之方ハ寸尺も余り引延候間省略仕候

一所々ニシテ相測候北極出地度を以御府内より仙臺仙臺より南部南部より野邊地又ハ御府内より南部野邊地と足數之里數方位を相用候南北直徑里數相求引合推算仕候所地上南北一度里數都ニ二十七里余ニ相當申候蝦夷地之測量相用推算仕候も同數ニ

相成候依之一度々里數二十七里ニ相定繪圖仕候南北兩地二十七里直徑ニア相離レ
候得者北極出地度一度々差ニ相當リ申候則大圖之方曲尺八尺〇一分九厘ニ相當リ
小圖ニアハ八寸〇一厘九毛ニ相成候東西一度々里數之儀ハ北極出地度ニより候而
不同ニ相成候三十五度を地ニアは廿二里〇四丁ニ相當リ則大圖六尺五寸七分ニ相
成候三十六度を地ハ廿一里三十〇丁即大圖六尺四寸九分ニ相當リ候四十四度を地
ニ至リ候アハ一度十九里十五丁ニ相成大圖ニア五尺七寸七分ニ相當リ申候如此逐
度逐分推算仕候得ハ自然と南北北ニ至リ次第ニ曲線之形ニ相成候所々方位之度數
皆此線より東西之度數を算計仕繪圖相仕立申候

一日光山筑波山岩城山之類蝦夷地之カヤベ山嶽或ハ内浦ケシリベツ嶽タロマヘ嶽ヲアカンメアカン等の高山ハ所々見込候方位を以圖面ニ相顯ハし候得共其餘山澤等ハ大小方位ニ拘ハラす書載申候人家橋川樹木等狹小ニアハ難相分候間是又大小寸
尺ニ拘ハラす繪圖仕候

右之通御座候以上

申十二月

伊能勘解由

既に述べしが如くこの年に於ける測量には測器運搬の爲めに十分の人馬を雇傭使役するを得ず且往復日數にも限りありたれば到底精細なる實測を施行し難く又多少の困難に遭遇すべきことは當初より忠敬も亦豫期せし所なるべし。されどもこの行は忠敬が量地に

關する知識を實地に試むる最初のものにして又實に幕府當事者が忠敬の技能如何を探るの試験とも目すべきものなれば忠敬は出張中物質上の困難の外其心を勞すること更に大なるものありしなるべし。然も忠敬が年少にして且何等の經驗を有せざる輩を率ゐて交通不便の地に往復したるに係らず隊員中毫も健康を損する者なく其使命を全くするを得たるは幸と云ふべし。彼の大方位盤を空しく箱館の地に殘留し、或は蝦夷地に於て測繩を使用するの豫定案を實行の第一日に於て放棄するの止むを得ざりしが如き、或は又アツケシ以東の測量の頗る不完全に陥りたるが如き多少計畫上の齟齬を來たしたるもの無きに非ざるも斯の如きは新事業の初めに當りて常に免れ難き所にして是等の經驗は忠敬が爾後の測量を畫策するに際して有益なる教訓となりしなるべし。明記せるもの以外専ら測量日記に

る。

高橋至時の如き忠敬の技能を熟知せる者にありても猶忠敬が最初の實地測量に當りて能く其目的を遂行し得るやにつきて多少疑惧の念無き能はざりしなり。然るに忠敬は至時が豫期せし以上の成果を收めて歸府せしかば至時は多年薰陶の效空しからざりしに満足し書を間重富に寄せて忠敬實測の經過を詳細に報道し併せて自家の意見希望等を開陳せり。即ち寛政十二年十一月十日附の書信星學手簡中に載す。中に曰く

一勘解由無恙十月廿一日ニ歸着致候同道に遣し候隼太其外召連共一同往返共病氣其外何ぞ障りも無之無難ニ歸リ申候先々御安心可被下候且仕合成功事者蝦夷地夏中天

氣續能且當秋の霖雨も彼地ニては一向降不申候由余程相隔り候故晴雨も一様に無之候江戸を出候より泊リニ、ニ、北極出地をも測り蝦夷地も不殘泊々測候由尤惣恒星地高度を測り記し參候叔感心は江戸より蝦夷地此度參候「ニシベツ」と申所迄凡ソ四百二三十里有之候此間を少しも不殘足數を記し申候大骨折成事ニ御座候尤道筋の屈曲は三寸五分の指南針にて方位を測り其外所々高山をも測り歸申候尤右ニ通測候義は小拙惣ア差圖は致候得共右程に揃ひ可申とは不存候處能も仕おふせ候義に御座候只今少し残心は折角持參致候新製の方位盤はあまり嵩高にて蝦夷の内持運人寄にかかり候故松前ニ近邊箱館と申所に残し置杖先指南針斗用候義少心残りに御座候此義は余り殘心故此間もいらぬ儉約ニ、肝要の測出來不申儀ヲ申聞しかり候へば是は一言も無之由申聞候乍去能も續候事と内心には感心仕候事ニ御座候何様貳尺五寸の方位盤人足四人掛ニ候故費へも多く強ても申聞がたく御座候儉約致候てさへ往來の道中入用金百兩を内漸壹分残り候由御手當は貳拾兩斗故道具代支度料除キ候八拾兩を入足しに御座候夫故來年は壹尺二寸位の小方位盤を新製致持參を積に御座候何様せめて壹人持ニ成候ハ、道中駕籠脇に差添はせ候ハ、測量を都合も宜敷費も少く可然と奉存候事ニ御座候彌五郎の申付候積に御座候(下略)一西蝦夷より北の方測量致し候ハ、蝦夷の全形相知可申候來年は西北の方へ参り候積りに御座候如何可相成哉通覽ニ、アは南北へ長く記し候ヘ其實ハ東西の方永く被

と、至時の喜知るべきなり。

忠敬の蝦夷測量に關して猶一二記載を忘るべからざるものあり。其一は忠敬が蝦夷地に於て實測に從事せる際間宮林藏倫宗と邂逅して相知るに至りしことは是なり。當時倫宗は一介の傭吏に過ぎざりしが故に未だ深く忠敬の注意を惹くに足らざりしものゝ如く測量日記中この事を載せずと雖も後文化八年(1811)倫宗が蝦夷地に赴かんとするに當り忠敬の贈れる序に

存候「クナシリ」「エトロウ」「ラッコ」島等も大抵は松前より正東より少しおとと相見候來年も彌勘解由參リ候ハ、八月十五日の月食をクナシリ歟エトロフにて測らせ申度奉存候左候ハ、東西經度相分リ可申候何レ容易の事には無之候

と記せるによりてこれを明にするを得べし。而してこの偶然の邂逅は實に他日倫宗が忠敬より習得せる方法によりて行ひたる蝦夷地の測量材料を忠敬に提供して忠敬の實測の足らざる部分を補ひ以て日本沿海圖を完成するに至らしめたる端緒をなせるものと云ふべきなり。

其二は忠敬が蝦夷地より歸りて測圖を製するの際其助手中に名を列せる榮女なるものに關する事項なり。榮女は實に忠敬が内縁の妻とも稱すべきものにして是より先寛政十年(1798)冬忠敬は第三次の妻としてこれを娶りたり。されども時に忠敬齡知命を過ぎ且既

に隠退せる身分なるを以て世を憚りて公然妻と呼稱することを避け客分の名を以てこれを遇せしなり。寛政十年十二月十三日附至時より重富に送れる書翰(星學手簡に載す)による。この女學識深く且手工に長じ世上一般の婦人と大に其選を異にせり。寛政十二年末至時が重富に寄せたる書(星學手簡に載す)中この女の技能に關して述べて曰く

一 勘解由妻の義董藏申上候由(編者曰く、是より先下津董藏なるもの江戸より歸國)何様才女と相見候素讀を好み四書五經の白文を苦もなく讀候由算術も出來申候繪圖様のもの出來申候象限儀形の目もり杯見事ニ出來申候勘解由仕合ものにて如此助力有之候此節の繪圖にも此婦人壹人前を仕候由に御座候

と以て其大要を察すべく忠敬が蝦夷測量を畫策するに當りても内助の功亦蓋し少からざりしなるべし。然もこの間の消息に關しては遂に全くこれを知るに由なく又この女の生家、閱歷及享和以後に於ける動靜等につきても毫も傳ふる所無きは惜むべきの至りなり。只忠敬が後に九州の測量を遂げて歸府したる頃にはこの婦人の既にその左右にあらざりしことは明にして忠敬が其女妙蘿等に與へたる當時の諸手簡より推斷す。忠敬に侍せし期間は蓋し久しきに亘らざりしものゝ如し。

(四) 第二次測量に關する交渉及忠敬身上の光彩

忠敬が第一回の蝦夷地試測に引續き兩三年を費して同地沿海の實測を完了し且奥州より常總地方に至る本州東海岸を測量して江戸より蝦夷地に至る沿海地圖を完備せんとの

忠敬の計
畫

念慮を有せしことは寛政十二年蝦夷地に出發するの際松平信濃守に上りたる書(五十頁)によりて明なり。されば同年末第一回の測量地域の地圖の製作を終るや忠敬は直にこの希望を實現せんと欲し高橋至時及桑原隆朝等と合議の上翌享和元年正月左の計畫書を作製し至時の手を経てこれを松平信濃守若くは羽太正養の許に申請することとなしたり。

昨年蝦夷地測量御用被仰付候ニ付御當地より箱館東蝦夷地ニシベツ迄々地圖差上置申候此上又候被仰付候ハ、此度者御當地内海通行徳を始ニ仕夫より登戸寒川曾我野西上總木更津富津夫より房州鋸山外海通九十九里通銚子夫より常陸海邊通夫より奥州路通松島金華山石之卷十三濱十五濱氣仙南部路惣體海邊ニ沿ヒ宮古尻谷ヶ崎大間佐井焼山夫より南部路内海通田名部横濱野邊地より津輕地青森平館邊相測三厩より松前泊渡リ同所より海邊通西蝦夷を相極メクナシリヘ出又候エトロフウルツブ等相極メ八月十五夜之月食右三島之内ニヨ測量仕歸路ハ去年仕残し候所共相改候様仕度左候得ハ江戸内海浦賀邊よりウルツブエトロフクナシリアツケシ等ニセ海路里數委敷相分リ且蝦夷地全體之形も荒増相知レ候繪圖出來可申奉存候右を通セ繪圖仕立候ニハ里數も往來既ニ千里余も可有之候間二月末ニも出立不仕候ハ、間ニ合申間敷奉存候

一 昨年差上候繪圖ハ精力を盡し成丈委敷仕候得共持夫人足等も少く大方位盤杯ハ持參難仕箱館ニ差置其後ハ小方位盤ニヨ相測リ申候勿論北極出地度セ儀者象限儀を

以相測リ申候間相違も無之儀と奉存候得共方位里程之儀ハ間棹間繩等も用ヒ不申足數を以相定メ小方位盤ニ見通シ等仕候事故真之地圖とは難申上候此上又候被仰付候御儀ニ候ハ、測量相用候諸道具持運人足壹人馬壹疋外ニ長持壹棹被下置候様仕度奉存候左候得者大方位盤其外諸道具等肝要之品不殘持參仕如何様ニも精密ニ精密を盡し候る真之全圖ニ仕差上申度奉存候

一當八月十五日月食クナシリエトロフウルツブ三島を内ニ相測申度左候得者御當地カ東に何程開キ有之候と申儀慥ニ相知レ繪圖全體セベリニも相成候儀ニ御座候間右月食測リ候諸道具ハ御船便リを以七月中クナシリ迄着岸セ積リニ仕度奉存候一道中雨天之節ハ測量も仕兼候間天氣晴レ候迄ハ其所ニ逗留仕度奉存候

一西蝦夷地ハ陸地不通行之所も有之候様承及申候仍モ松前ニ船御買上ケニ仕丸小屋食物等積入西蝦夷地海濱通りクナシリエトロフウルツブ等測量相濟候後右船御賣拂ニ仕度奉存候

右者昨年差上候繪圖御當地カ蝦夷地セ海路備ハリ不申方位里數等も荒増を以相仕立候儀故猶又相心附候儀共申上候儀ニ御座候以上

酉正月

伊能勘解由

然るに至時が未だこの書を公然提出せざるに先ち隆朝これを當路の某々に内示してその意向を探る所ありしに測器運搬に要する人馬並に長持支給の件及松前に於て船舶購入

更計の幕府當局
内意の變
繪圖の變

の件はこれを申請書に掲載せず單に口上を以て其希望を開陳するに止むべしとの意を漏したり。是れ蓋しこの二條件の容易に許容せられざることを暗示せるものに外ならざるなり。是に於て至時、隆朝等は止むことを得ず該二項を削除して申請せんことを忠敬に謀れり。然れども忠敬は該二項にして實行せられざらんか實測業務に支障を生ずること甚しく爲めに確實なる測量を遂ぐる能はざること明なるが故に假令瘴烟毒霧の内に往來して苦心努力するも遂に無益の勞に歸すべしとして斷乎として之に應せず。至時この間に處して百方考慮を廻らし遂に忠敬に諭すに西蝦夷地は官府の特別保護を受くるに非ざれば精測困難なるべきも本州東海岸の地の如きは必しも然らざるが故に若し忠敬にして昨年同様の手當待遇に甘んじて事に當らんとするの覺悟あらば宜しく先づ内地東海岸の測量のみにつきて請願すべきことを以てせり。忠敬乃ち意を決してこれに従ひ最初の計畫書中前述の二項を省くと共に蝦夷地巡測のことも亦これを削除し單に江戸より本州東海岸を経て三厩に至り夫より多少松前附近の昨年測り残せる部分を測り歸路は奥州街道を取り昨年の測量を再査することに改め其申請方を至時に託せり。

この時に當りて忠敬の身上一大光彩を添ふべき事件發生せり。曩に寛政六年(一七八四)冬忠敬村方後見の職を辭し隠退してより後同八年七月に至り嫡子景敬命せられてその職を襲ひ又能く家憲を奉じて愆つことなかりき。これを以て村民は深く忠敬父子が多年村務に鞅掌して村民を庇護撫育したるの徳に悅服し忠敬等が未だ幕府より直接賞典に浴したる

ことなきを遺憾とし寛政十一年末より翌十二年春に亘り佐原並に加藤洲、津宮等の村民交々伊能家代々奇特の趣を錄してこれが調査褒賞方を江戸評定所へ箱訴せり。是に於て有司は屢々訴人及景敬等を江戸奉行所に召喚して事實の如何を審査する所ありしが遂に箱訴の至當なるを認め寛政十三年即ち享和元年(二四六〇)正月二十九日忠敬父子を勘定奉行所に召して柳生主膳正より左の申渡を傳へて其行爲を賞し授くるに白銀各十枚を以てし且永代姓を稱し終生刀を帶ぶることを許せり。金鏡類錄による。

下總國佐原村

三郎右衛門

右同人親

勘解由

其方共儀先祖天正年間佐原村に罷越住居いたし候已來代々村方爲に相成候儀を心懸引續勘解由儀右申送り相守村内困窮人等相憐類焼に逢候ものへ米錢食類等合力いたし凶年亦ハ出水等を節村内者勿論近郷迄も夫食貸渡し或は合力いたし貧窮にて年貢難納者には辨納を儀取斗ひ米穀拂底高直を節も窮民救方を儀品々心を用ひ取斗都て平日村内撫育を志厚く且三郎右衛門儀も幼年より孝心にて父之申教ニ隨ひ代々之申送り能相守り公儀を重じ地頭所を大切にいたし平日人を勞り村内貧窮にて年貢難納ものは辨納いたし遣し又ハ貧家を長病人産婦等に手當いたし類焼をものを勞り且困

窮にて可及漬もの又ハ荒地起返等を手當として積金を心懸等いたし右體先祖を數代申送り相守惣て村方爲に相成候儀共常々取斗候段寄特を志ニ付爲御褒美三郎右衛門に銀十枚被下置苗字は子孫迄相名乗帶刀ハ其身一代御免被成下勘解由儀者銀十枚被下置苗字帶刀共其身一代御免被成下

忠敬は天明年間既に地頭より稱姓及び道中帶刀の許容を得昨年蝦夷に赴くに當りても浪人伊能勘解由として稱氏佩刀して事に從ひたるもこれ要するに一地頭よりの認容と一時の便宜に出でしに過ぎず。茲に至て忠敬ははじめて幕府より公然士分に準する待遇を得たるなり。而してこの事たる幕政時代に於て稀に見る所の恩典に屬し忠敬の人格品性の高きことはこれによりて確實に證明せられたるを以て忠敬の畫策せる測量事業の交渉に少からざる好影響を與へたるなるべし。

又一方に於て至時は忠敬の請願書を羽太正養に提出せしが事蝦夷測量に關聯すと雖も其測量地域は蝦夷掛の所轄にあらざるが故に道中奉行にも交渉するの要あり。至時は隆朝と共に大に奔走斡旋の勞を執り漸次交渉を進めしが忠敬の申請せし計畫に多少變更を加ふべき點を生じ且至時の希望をも明言すべき要を認めたり。これを以て至時は二月十五日左の一書を官府に提出せり。

私弟子伊能勘解由儀昨年蝦夷地測量御用被仰付御當地を蝦夷地ニシベツ迄を地圖相仕立差上候處右地圖を義蝦夷地を内者海邊通行仕候故松前箱館をアツケシニシ

ベツ迄之形象ハ相知レ候得共日本地之内者陸路往返仕候故蝦夷地ニ引續候海邊を
形象海上セ里數等未出來不仕蝦夷地セ内も西蝦夷其外クナシリエトロフ等を所々^レ
未備ハリ不申候間當年ハ右セ分測量爲仕度奉存候ヘとも當年セ義ハ蝦夷地セ人馬
御差支も有之候由御座候間何卒當年セ内日本地海邊通測量爲仕度奉存候左候ハ、
伊豆セ西面海邊カ相初メ南東セ方海邊ニ從ひ候ア陸路測量爲仕度奉存候左候ハ、
第二相測リ御當地品川ニ戻リ夫カ行徳ニから下總セ海邊カ上總安房セ西面海邊
通り夫カ安房セ南東ヘ相回り夫より東セ方外海通ニ從ひ又上總下總常陸陸奥等惣
體海邊通セ陸路測量爲仕度奉存候右セ通測量仕候ア昨年セ繪圖ニ増補仕候得ハ
即御當地内海並伊豆相模安房等カクナシリアツケシ其外蝦夷地所々ニセ海路里數
委敷相分候繪圖出來可仕奉存候

一右日本地海邊測量セ儀伊豆カ相初メ當年セ内成丈爲仕置若相殘候ハ、來年罷越殘
セ分相極メ夫カ蝦夷地仕残し候分相測らせ申度奉存候

一昨年差上候繪圖セ義精力を盡シ成丈委敷仕候得共持夫人足等少く候故大方位盤等
ハ持參難仕箱館ニ差置小方位盤ニ而相測り申候北極出地度セ儀ハ象限儀を以測量
仕候間相違も有御座間敷奉存候得とも里數者間繩間棹等も相用ひ不申足數を以相
定方位セ儀ハ小方位盤ニ而見通し等仕候事故至ア之精密とハ難申上候當年被仰付
候儀ニ御座候ハ、測量相用候大方位盤其外諸道具等肝要セ品不殘持參爲仕度且

繪圖セ儀も其日切ニ其所々ニ草稿相仕立萬一疑敷義も有之候ハ、改測仕如何様
ニも精密を盡し候ア繪圖相仕立させ申度奉存候右ニ付測量並繪圖仕立等ニ相用ひ
候諸道具道中持運セ爲何卒長持壹棹人足貳人馬壹疋被下置候様仕度奉願候左候ハ
、途中所々測量仕候節測器セ出シ入レ其外萬端都合も宜敷且諸道具も相揃候故彌
精密ニ精密を盡し候儀も相成至密セ繪圖ニも可相成奉存候ニ付此段奉願候

右者昨年勘解由差上候繪圖御當地カ蝦夷地カセ海路里數備り不申方位里數等も荒
増を以相仕立候儀ニ御座候間込セ儀海路里數其外蝦夷地セ内成丈繪圖全備仕且方
位里數等も相違無之様相仕立御用向萬一セ御見合ニも相成候様仕度奉存候ニ付此
段申上候儀ニ御座候以上

西二月

高橋作左衛門

蓋し無賃の人馬支給の件の如きは本年許容せらるべき見込あらざりしも猶多少當路者
の意を動かして忠敬の爲めに便宜を與へしめんとの意に出でたるものなり。

越えて三月三日至り若年寄立花出雲守より至時に對し門弟伊能勘解由本年伊豆國より海邊通相州、武州、安房、上總、下總、常陸、奥州迄測量御用被仰付、爲人馬御手當一日銀十匁宛被下置旨の辭令を傳へ且道中支障無之様取計方勘定奉行ヘ通告濟ニ付蝦夷掛と申談じ實測に着手せしむべき旨を命じたり。即ち無賃人馬支給の請願は遂に容るゝ所とならざりしも一定數の人馬傭入等に關しては道中及勘定奉行よりの先觸れを得且毎日の手當金も昨年

に比して多少増額せられしが故に忠敬等の願意の幾分は採用せられたるものとも云ふべきなり。

斯の如くにしてこの年も亦忠敬は官府より多少の保護を得たる外特別の權能を享くこと無く單に天文方高橋作左衛門門弟なる資格の下に測量に從事することとなれり。而して其測量地域は全然内地なるも事江戸附近より蝦夷地に至る海邊地勢を明にせんとするにあるを以てこの業務は依然として蝦夷掛の手に屬し出張に關する諸般の手續の如きも皆蝦夷掛を經由し手當金も亦蝦夷會所より交附せられたり。以上特記せるものと外専ら測量日記所載の記事による。

(五) 本州東海岸の測量

忠敬命を受けて後、出張に關する諸般の準備手續を了し享和元年(一八〇一)四月二日平山郡藏、平山宗平、伊能秀藏、尾形慶助名は慎後渡逸と改姓す。及僕一名を從へて江戸を發足し先づ西の方に向ひて沿海線の實測を開始し江戸灣の西縁より三浦半島を回測し相模の海岸及伊豆東海岸を経て五月十三日下田に達せり。この伊豆東海岸の地は斷崖絕壁多く爲めに或は海中を引繩し或は嶮巖に攀ぢて方位を検する等實測上具に辛苦を嘗め殊に測器類は大方位盤等の嵩高なるものをも携帶せしが故に其運搬に甚しき困難を感じたり。然るに伊豆西海岸の地は東海岸に比し地勢一層險惡にして大方位盤を帶同して測量するが如きは實に容易の業にあらざること明となりしを以て下田よりこれを江戸に送還し以後専ら中方位盤を代

用することとなせり。この月十七日下田を發して西海岸線の測量を行ひ同月晦日三島驛に達し、この地に於て江戸より回送し來れる量程車を請取り東海街道を東に向ひて測量し六月六日一旦江戸に歸着せり。六月十九日再び江戸を發して東方に向ひ江戸灣の東縁に沿ひて測進し房總半島を一周して七月十八日銚子に着せり。この時忠敬偶病に罹りたれば療養に數日を費し同月二十七日この地を發し常陸の海岸を經て陸奥に入り八月十四日鳥崎に着し翌十五日月出帶食を觀測せんが爲めにこれが準備をなせしも天曇りて其目的を達せず、同月二十二日に至りて松島に着せり。江戸よりこの地に至る迄の間は海岸一帯比較的平坦にして實測に困難を感じること少かりしが松島以北釜石、宮古附近に至る迄の間は岬灣の出入極めて多く加ふるに沿海の地勢峻険にして海邊の通行容易ならず、これを以て松島を出でより後は屢々小船によりて海中を引繩して沿海の測量を續行し九月二十五日釜石に着し更に北進して十月十七日尻谷に達し夫より斗南半島を一周し同月二十七日野邊地に至り青森を經て十一月三日三厩に到着せり。

斯の如くして忠敬は豫定の沿海線を測了せるを以て同月五日三厩を發して歸路につき道を奥州街道に取りて沢寒積雪を冒してこれが再測を行ひ十五日盛岡に、二十二日仙臺に達し十二月七日を以て江戸に歸着せり。

この年忠敬に従ひ行を共にしたもの僅に四五名の少數に過ぎざりしも宗平、秀藏の二名は既に昨年實地の經驗を有し又郡藏は年少の頃より忠敬の薰陶を受けたるものにして

皆忠敬の命に従ひ手足の如く活動して毫も其勢を辭せざりしが故に實測進行の上に於ては著しき不便を感じるに至らざりき。加之昨年蝦夷に赴くに際し人馬の傭入等に關し官府より得たるもののは勘定方の添觸れに過ぎざりしが今次の出張に對して發せられたる道中及勘定奉行よりの觸書は

覺

人足貳人
馬壹疋
長持壹棹
和泉印
天文方
高橋作左衛門弟子
伊能勘解由

右者此度伊豆相模武藏安房上總下總常陸陸奥國海邊測量爲御用被差遣候ニ付書面之
人馬勘解由斷次第御定之賃錢請取之可差出者也

西六月十四日

御用ニ付無印
下野印
左近印
飛驒印
主膳印

上總國

追此觸書不限晝夜早々繼送請書相添
留村々最寄御代官に相達可相返者也
右村々宿々
年組問頭寄屋
市原郡望陀郡
周准郡天羽郡

の如き形式を有し代官等の添觸れと共に忠敬の巡測すべき沿道各村邑に對し晝夜を論せず村繼に布告せられしものにして舊幕時代に於ては非常なる權威を有せしものなり。從て忠敬自身が人馬其他川越、宿泊等に關して發せる先觸れも亦これを昨年に比すれば大に尊重せらるゝに至り沿道村落の村役人等は順次忠敬を送迎して測器類の運搬は固より宿舎、晝飯、測量順路の案内並に測量の手傳等にいたる迄遺漏なからんことに周旋せり。されば忠敬の資格は單に天文方高橋作左衛門弟子たるに止まれりと雖も事實に於ては多大の便宜を得たりしなり。但し經由諸地の各代官所及藩廳に於ては殆ど皆單に幕府の命により前掲の觸書を傳達し村役人等をして規定の所置を執るべきことを命じたる外直接に忠敬の測量に對しては何等關與する所無かりしものゝ如し。以上主として測量記による。

斯の如く忠敬はこの年測量實施上に於ては幾多の便宜を得しと雖も諸経費の支辨方法に至りては毫も昨年と異ることなく且測器運搬用の外更に手荷物運搬等の爲めに人馬を使役せしことも少からざりしが故に官府より支給せられたる一日十匁宛の手當金の外忠

敬が私儲を發して實費を補充せる金額猶六拾餘兩に上りたり。星學手簡に載す。星學手簡に載る。星學手簡に載る。而して當時忠敬が如何なる程度に於て人馬賃、宿泊料等を支拂ひしやは高橋至時より間重富に長崎行の参考として報じたる左の手簡享和二年四月附、星學手簡に載す。によりて略その實狀を明にするを得べし。

一道中人馬駄賃之事本街道ハ惣其定メ有之一里ニ付人足壹人貳拾壹文程本馬壹疋

四拾貳參文程ニ當リ候由尤當時東海道ハ貳割増木曾路ハ壹割半増ニ由擬海濱ハ一

切定リも無之候は所々の村役人承リ合拂遣し候事ニ山勘ヶ由申聞候

一宿賃ニ儀御朱印御證文被下候外ハ木賃ニは成不申候此儀は勘解由遣し候節色々世話も致聞合候得共出來不申御證文被下候得者木賃ニ候へども左も無之候ハマ先々旅籠賃御拂と御心得可被成候勘解由ハ自分壹人ハ百五十文と定メ召連之弟子侍ハ百貳拾四文ヅ、小者ハ百文ヅ、に定メ拂候由申聞候始メ何方ニモ何程と定メ宿役人旅宿亭主の請取印形を取置候得者何國迄も夫ニモ押通ニ相成候御出被成候哉ニ候尤自分先觸ニ一汁一菜セ外無用ニ候旨申遣し候扱一所に滯留も致候歟或は別段料理ニモ駆走致し候得ハ貳三百銅ヅ、も遣し滯留日數長く成候へは金貳朱ハマ勘ヶ由拂方御見合被成初日ニ御定メ被成候方可然候御定法と申も無之或ハ壹分も茶代として遣し候事も有之由勘ヶ由申聞候小拙上京ニ節木賃ニ候故是ハ日々茶代として三百文ヅ、遣し申候旅籠代ニ御泊リ之事ニ候得者日々被遣候ニも及申間敷候

一海川渡船の賃錢も承合候處是は先づ沙汰も無之故拂不申由尤長キ渡海も無之皆小渡セ儀故渡錢無之儀と存候旨勘ヶ由申聞候中國も下關の渡リハ如何相成候哉是等は其節ニ至リ町奉行所拵ニモ其聞合も可然哉に奉存候

一奥州地ニモ測量ニ節船出させ候船賃ハ拂不申由勘ヶ由申聞候何様是は測量ニ爲ニ其所づ出し候事故賃錢ニモ及申間敷哉とも奉存候(中略)

一勘解由參候節御勘定奉行出候先觸ハ大先觸と唱ニ候事ニ由御代官づ別ニ添觸も出申候猶亦勘ヶ由自分ニモ出し申候地圖測量ニハ風雨等ニモ測量難成節は一所ニ幾日も滯留致候事も有之候故泊り宿は兼る幾日ハ何方とハ難定候故是は道中毎日前日ニ翌日の泊り觸を出し申候(下略)

この年忠敬は大に測量の精度を増進せんことを期し沿海の地は間繩を以て逐一其距離を實測したるが故に到底昨年に於ける如き速度を以て測進すること能はず。これを以て忠敬は屢隊員を分ちて前後の二班と爲し交々實測の事に當らしめたり。一班一日の測量里程は平均二里乃至三里にして全隊として一日の行程は巡路の險夷と班の分割如何とによりて一二里乃至四五里に當れり。而して班員の漸次事に熟するに及びて忠敬は普通の量地作業は全くこれを配下に委し自ら地圖の總括となすべき遠山、岬角、島嶼等の方位測定と夜間の天體觀測とに從事し業務分擔の實を擧げて其進歩を圖りしものゝ如し。斯の如くにして沿海線は稍精密なる測量を施せしが三廻よりの歸途は風雪に妨げられ仙臺以北の地は僅

蝦夷地測量を中止し内地の續測す

に歩測によりて前年の測を再検するを得たるに過ぎず。仙臺以南江戸に至る迄の間も間繩を用ひず量程車によりて毎日八九里乃至十里内外の行程を測量せり。測量日記による。

忠敬は江戸に歸着するや直に隨從せる門弟等と共に専ら計算及製圖に従事せり。而して本年の測量は未だ十分の精確を盡したりと云ふにあらざるも計算の結果として子午線一度の長さ二十八里二分なる後來忠敬が確定度法として採用せるものと全く相等しき數值得たり。忠敬自筆の計算簿、享和二年三月製地圖凡例原稿(以上伊測圖は翌享和二年三月に至り能家藏)及至時書簡(享和二年附星學手簡にあり)による。伊測圖は翌享和二年三月に至り功を竣へその十九日大中小三種の地圖大は縮尺三萬六千分一にて享和元年に測量せし地城のみを含み三十二枚より成る。中は二十一萬六千分一、小は四十三萬二千分一縮尺にて共に寛政十二年測の蝦夷地をも含有し中は二枚、小は一枚より成る。の内大小の二種を幕府に上呈し中圖を若年寄堀田攝津守の許に呈せり。其金鏡類錄による。

(六) 第三次測量に關する交渉

忠敬既に豆相地方より蝦夷東南部に至るまでの海邊實測を了し且其地圖を製してこれを上呈せり。享和元年春忠敬が作れる計畫書によるも又其後至時が官府に呈せる申請書によるも此後忠敬が引續き測量すべきの地は當然蝦夷地たるべきなり。然も蝦夷地沿海を完測するには特殊の便宜を得るに非ざれば到底満足なる結果を得べくもあらず、これ實に享和元年忠敬が蝦夷地の測量を繼續せずして内地東海岸の實測を行ふに止めし所以なり。されば忠敬及至時等は今年又蝦夷地の測量を實行するに必要なる便宜を得んが爲めに奔走

盡力したるや必せり。蓋し單に本邦北門の警備上より論すれば蝦夷地の精確なる沿海地圖を製するより急務なるはなく忠敬も亦この國防上の見地よりして進んで先づこの地方の地圖を製せんとの意ありしならん。されどもその最も欲する所は啻に蝦夷地の地圖のみに止まらず汎く本邦全土の地圖を製せんとするにあり。はじめ蝦夷地及其接續地の測量を標榜せしは幕府の意を迎へて實行を易からしめんとする意寧ろ多きに居りしものならん。然るに蝦夷地方面に對する忠敬の要求は未だ容れらるゝの機に達せざりしに反し忠敬が測量製圖に關する技量は既に上呈せる地圖によりて漸く幕府當事者の認識する所となりたり。これを以て忠敬等は徒に蝦夷地の精密測量に執着して虧心せんよりは寧ろ官府を動かし前年に優れる便宜待遇を得て先づ本邦内地の沿海測量に繼續從事するの適切にして且得策なるを感するに至りしものゝ如し。而して至時は更にこの方針の下に若年寄に申請して大に斡旋の勞を執り遂に享和二年(一八〇七)六月三日至時は堀田攝津守の命を受けて左の辭令を忠敬に傳達するを得るに至れり。

其許一昨年昨酉年蝦夷地爲測量御用被差遣伊豆より蝦夷地まで海邊地圖仕立被差出候を所右者陸奥出羽等全體形象不相備候故近之儀陸奥三馬屋より西を方北海通出羽越後越中能登加賀越前までの海邊夫々陸地通南を方尾張に出尾張三河遠江駿河を間海邊致測量以前を地圖相補ひ尾張越前より東を方諸國全體海邊地圖出來候様致し度自分勘辨を以相伺候所即右國々海邊爲測量其許被差遣候を旨堀田攝津守殿被仰渡候付

此段申渡候早々致支度出立入念御用相勧候様可被相心得候以上

成六月三日

高橋作左衛門

伊能勘解由殿

追ゆ道中ニあ當八月日食測量有之申越候積可被相心得候事

更に出張中の手當、待遇其他心得方等に關する細目につき至時はまた左の命を傳へたり。

北國筋其外海邊爲測量御用被差遣候付爲御手當金六拾兩被下(編者曰く、この六十兩はする手當金なり。)並道中人足五人馬三疋長持壹棹持人被下候事

當年勤方を儀昨年迄々通被相心得都々入念測量有之地圖相仕立所々北極出地並全體道路里數等可被書出候事

一往來通筋の者道中御奉行御勘定奉行の達シ有之候筈ニ候事

一御用を途中より日食測量其外御用向ニ付自分に被差越候書狀之儀其所御代官領主地頭等之役人に相賴幸便ニ自分御役所に相達候様申談候様可被致候尤御勘定所より其段相達置候筈ニ有之候事

但御代官並地頭を儀者所ニより人少ニ而書狀達方等を儀難澁を儀可有之候左様之節者差斗ひ領主を所まで持參相賴候様ニも可致候何れいかつかましき儀無之様申談候様可被致候

一被召連候弟子小者等都無いかつかましき儀無之様精々申合可被置候事

一道中宿賃を儀御定を木錢米代相拂候積り可被相心得候事
一此度御用を途中其許萬一病氣差發療養相加候ても御用向難相勸體有之候ハ、其趣自分迄届書差出し置勝手次第歸府可有之候若右届書差出候後病氣快氣候は其段又々届書差出置直様御用先に出立可有之候事
右爲心得申達置候

この年以後忠敬の測量業務は全く蝦夷掛の手を離れしものにして忠敬の資格は依然として天文方高橋作左衛門弟子たるに止まりしと雖も其待遇の如きはこれを前兩年に比すれば大に其趣を異にし一種異様のものとなれり即ち測量用経費は全く自費測量の形態を脱し略實費を償ふに足るべき手當金を支給せられ恰も請負仕事の如き觀を呈し且測器其他附屬荷物運搬に使役し得べき人馬の數も昨年に比して増加せられしのみならずこの年始めて無貨にてこれを徵發するの特權を附與せられ又宿泊料の如きも公用を以て往來する幕吏と等しく木賃支拂の制によるを許され事實に於ては大にその位置待遇の高められたるを見るべし。(以上主として測量日記による。)

(七) 羽越測量

忠敬は測量の命を受くるやこの年先づ受命地域中陸奥の西北部及羽越の沿海並にこの

地に至る順路に當れる街道を測定せんとし享和二年(一八〇二)六月十一日門弟平山郡藏、伊

能秀藏、尾形慶助、大平雄助及僕久兵衛、兵助等を隨へ江戸を出發せり。一行は千住より奥州街道を鐵鎖、籐繩の類を以て細測しつゝ北進し二十一日白河に達し此地より道を若松に取り夫より米澤、山形、新庄、久保田現今の秋田土崎等を經由して七月二十三日出羽の海岸能代港に到達せり。爾後この地に滯在して八月朔の日食を觀測せんが爲め専ら其準備に從事せしが當日曇天にして僅に復圓前に濛影を雲間に認めたるに止まり精密なる觀測を行ふことを得ず、八月四日能代を發し大館、弘前等を經て青森に至るまでの街道を測れり。これより沿海測量に移り前年既に略測したる三厩迄の沿岸を更めて細測し龍飛崎附近は乘船略測を行ひたる後二十日三厩を發し算用師峠を越えて小泊に出で日本海沿岸を南下し二十九日再び能代に達し進んで男鹿半島を回測して土崎に至り更に出羽海岸を南し本庄、酒田等を経て越後に入り九月二十四日新潟に至り猶沿岸を測進し寺泊、柏崎等の諸地を過ぎ十月四日今町江津直に達しこゝに海岸を離れて同日高田に着せり。夫より一行は越後街道を測量しつゝ歸路につき善光寺長野上田等を経て追分にて中山道に入り輕井澤、高崎、熊谷等の地を経て十月二十三日江戸に歸着せり。

既に述べしが如くこの年の測量には忠敬は前年に比し官府より一層厚き保護を受け巡測沿道に對しては道中及勘定奉行より

馬 三疋 人足 五人

天文方 高橋作左衛門弟子

伊能勘解由

過測量の經

長持 壱 桿持人足
右者此度北國筋海邊浦々測量爲御用被差遣ニ付書面を通無貨之人馬被下候問於宿々
村々其旨相心得往返共無滞可差出者也

成六月 和泉

飛驒主膳 近美濃

江戸傳馬町

日光道中千住宿

奥州道中白川宿

羽州米澤山

若松通

津輕弘前

三馬屋迄

右宿村々

年寄頭主

の如き無賃人馬差出方の命令を發せしのみならず、各藩に對しても勘定奉行より所謂御聲掛と稱して通牒する所ありしを以て沿道の村吏等が實測の進捗に十分の便宜を計りたるは勿論、各藩廳に於ても多くは輕士を出して形式的應接の勞を執らしめ居れり。忠敬は是等沿道の官民に對し常に恭謙なる態度を取り無事に業務を進捗せしめんことをめたるも苟も實測に支障を來す如き事あらば假借する所なく自家の權利を主張し其態度稍前年と趣を異にせるを見るべし。新庄、久保田、弘前等の城下に於て町吏が出迎案内を怠り或は宿泊上不都合を感じしめし際忠敬は直に町役人等を召致して其怠慢を詰りたるが如き、又高田藩の管せる鉢崎關所に於て番士の應接無禮の廉ありし時忠敬大に怒り高田城下に達すると共に町役人をして藩當局者に其旨を通せじめて大に詰問し藩當局に於て番士の不都合を承認し寛恕を請ふに至りて止みたるが如き即ち其例なり。

斯の如き狀態の下に忠敬は測量の業に從ひしが故にこの年よりは一層測量の精密を期し沿海は固より街道筋も殆んど皆鐵鎖若くは簾繩の類を以て距離を細測し山路の傾斜の如きも逐次小象限儀を以て精測せり。御用書簡集中の記事による。然も一日一班の測程は昨年と大差無く出張中多くは隊を前後兩班に分ちて交々測進せしが故に全隊を通じて猶能く毎日三四里乃至六七里の道程を實測することを得たり。忠敬は歸府後例の如く隨行者と共に専ら測圖の製作に從事し翌享和三年正月に至りて草稿成りしがこの度測量を終へたる地は受命地域の一部分に過ぎざるを以て草稿の儘にて正月十五日鏡類錄によると。この月日は金これを

官府に提出して其閱覽に供し直に又測り残せる地方へ出發すべき準備を整へ以て命の下るを待ちたり。以上特に記せるものゝ外は主として測量日記による。

(八) 尾張及越前以東殘部の測量

享和三年(一四六三)二月十八日高橋至時は若年寄の命を受け忠敬に對して昨年測量する能はざりし部分を繼續實測すべき旨の命令書

昨年申渡候海邊測量を儀奥州より越後高田迄相濟右相殘候駿河遠江三河尾張越前加賀能登越中越後等當年測量可有之候且佐州に相渡全國海邊致測量候様可被相心得候 得候

一路用を儀當年者佐州にも相越候ニ付都合金八拾貳兩貳分被下候道中人馬長持セキ持人等去成年を通被下候旨堀田攝津守殿被仰渡候ニ付此段申渡候早々致支度出立入念御用相勤候様可被相心得候此外を儀者諸事昨年申渡候通可被相心得候以上

二月十八日

伊能勘解由殿

高橋作左衛門

を傳へたるを以て忠敬は同月二十五日門弟平山郡藏、伊能秀藏、尾形慶助、村津大兄、小野良助榮重外に伊能吉兵衛、僕久兵衛等を隨へ江戸を出發せり。一行は先づ東海道筋を西進し曩に享和元年伊豆よりの歸途略測せる道路を再測して三月四日沼津に達しこの地より新に沿

海測量を開始し駿河江尻、遠江御前崎、三河伊良湖崎、尾張師崎等を經由して熱田に至り進んで尾勢の界に位する佐屋宿に至るまでの沿海線並にこの沿海線より岐して駿河府中濱松、吉田^{豊橋}名古屋等の城邑に達する小街道を測りて五月十二日佐屋宿に達せり。これより海岸を離れ大垣、關ヶ原、木本等の諸地を經て敦賀に至る街道を測量して五月二十七日同地に着し、こゝに北陸の海岸測量を開始し先づ西の方若狭國境に至る迄の越前海岸を測りたる後六月三日敦賀を發し東方に向ひ越前、加賀の海岸線及この海岸線より岐して福井及金澤等にいたる街道を測量し七月五日能登國羽咋郡今濱村に至れり。この地に於て忠敬は初めて大手分を行ひ平山郡藏をして獨立せる一隊を率ゐ本隊と分離して能登半島の海岸を右旋せしめ左旋せる本隊と相待ちてこれを完測し同月二十七日所口^{七尾}にて兩隊合して一となり、それより越中及越後の海岸を測進して八月十二日今町^{直江津}に達し以て昨年の測點に連結し茲にわが國本州東半部海岸線の測量を終了せり。これより忠敬等は尼瀬町^{出雲崎}に至り順風を待つこと數日、八月二十六日漸く佐渡に渡航することを得二隊に分れてこれが實測を遂げ九月十七日寺泊に歸航し夫より歸府の途次長岡、六日町、清水越を経て高崎に至るまでの街道を測り十月四日高崎に着して昨年の測點に連繋したる後熊谷を経て十月七日江戸に歸着せり。

本年の行は全く昨年よりの繼續事業にして支給金額に多少の増加を見たる外官府よりの保護待遇等は昨年と毫も異なる所無し。沿道の諸侯は殆ど皆家主をして形式的に測量隊

を訪問應接せしめ且沿道の村吏に命じて測量の進捗上支障なからんことを期せしめたる外深く實測の事に關與する所無かりしと雖もこれを昨年に於ける東北地方の諸侯の態度に比すれば概して多少重きを加へたるの觀なきにあらず。

忠敬も亦年々得る處の経験により業務の進捗に各種の方法を案出し泊觸れの如きも單に宿泊休憩等に關する事項のみに止まらず、次の實例に示す如く複雑なる事項をも記入し村民等をして豫め種々の準備をなさしめたり。

覺

明廿四日正六ツ時松島村出立海邊浪打際通り測量濱松町迄罷越致止宿候間宿用意有之且國、郡、村、名、領、主、姓、名、高、家、數、等小紙ニ書記し順村先に差出可給候

一荷物繼送を儀海邊ニあるも本道ニあるも村々申合勝手宜方を繼立測量器持並手傳人足を儀ハ案内差添海邊ニある繼替候様可被致候天龍川ハ不及申其外川々有之場所ハ川尻浪打際を相渡候間船ニあるも人足ニあるも差出し置差支無之様執斗可給候以上

三月二十三日

伊能勘解由

松島村・福島村・西島村
江島村・中田島村・白羽村
田尻村・米津村・濱松町
海邊迄

追々申入候出立日雨天ニ候得者及逗留天氣次第日送ニ致出立候間爲念申遣候且

松、島村、米津村、迄長サ、參問、宛程も有之候竹、先、白紙、壹貳枚、結付、浪打際より、十四、五間、又は二十間許、岡、方、凡、村、境ニ、建置可給候、是は測量を節方位見當ニ相用申候以上

かくの如く忠敬は村民をして單に測器運搬及測量實施の手傳をなさしめたるのみならず、測量に對する準備作業を行はしめ且測圖製作上参考に資すべき事項を秩序的に記録提出せしむる等これを勞役すること漸く多きを加ふるに至れり。而して測量の方法測器の種類等は從來漸次改良考案する所ありしが本年に於て略整頓を告げ渡邊慎が編せる量地傳習錄第二篇所載のものと殆ど同様なる形式を取るの域に達せり。

然もこの年は隨員多く病魔の侵す處となりし爲めに忠敬は意外の苦痛を感じたり。内弟子中郡藏、秀藏、慶助等は既に能く量地の技に熟し加之今年は新に大兄、良助等の遊擊手を加へたるを以て忠敬は初め普通の量地事業は彼等に一任し自身は多く駕籠に乗じて其業務を監督しつゝ進行し専ら遠山の方位測量及緯度測定等の特種の業務に従ひたり。然るに近江地方に於て隨員の一名麻疹に侵さるゝや漸次傳染して忠敬の外は從僕に至る迄隊員全部交々これに罹り敦賀に達せし頃には測量に從事するを得るもの僅に忠敬外一名に過ぎざるの苦境に陥りたり。幸に幾もなくして全員盡く快癒し爾後測量上多く支障を感するに至らず。また越後地方に於て忠敬病に罹ることありしも日ならずして癒え業務上大なる影響を及ぼさずして止みたり。而して本年も亦昨年の如く多くは毎日前後兩班を以て測進し

たる外更に能登及佐渡等に於て大手分を行ひ郡藏一隊に長として能く其任務を盡したるが故に上述の如く病魔の爲めに多少の打撃を受けしに係らず、全體を通じては昨年と略同様なる速度を以て豫定の地域を測了することを得たり。

忠敬が寛政十二年蝦夷測量を開始してよりこゝに至るまで既に四星霜、往來せる道程亦幾千里に達し其間偶或は村民の怠慢或は下級藩吏の無禮等に關しこれを戒飭詰責せしこと無きに非ざりしも事皆直に釋くを得これが爲め何等の累を生ずるに至らず。巡測沿道の吏民と忠敬との關係は一般に平穏良好なりしがこの年に於て初めて一不祥事件を生じたり。即ち忠敬が北陸海岸を測りて越後國絲魚川に至るや其地の村吏等は自己の煩勞を避けんが爲め屢虚偽の言を弄して忠敬を欺き大に實測上の支障を醸さしめたり。忠敬怒りて其罪を責めしに百方陳謝する所ありしが故に之を宥恕せしに村吏等は己れの非を掩はんが爲め忠敬を誣ひて領主に報告せり。領主松平日向守は又忠敬の歸府に先ち幕府勘定所に通牒して曰く、絲魚川に於て村吏等が忠敬に對する待遇を以て直に之を調査したるも待遇不良は事實無根なりきと。是に於て幕府當局者は多少忠敬が出張先に於て幕府の權威を籍り尊大の行爲あるものなりとの疑を抱き至時に命じて急御用狀を以て忠敬を嚴飭せしむるに至れり。然れども事固より捏造に出でしが故に忠敬の歸府と共に事實闡明し忠敬の身上事無きを得しと雖も忠敬が村吏等より惡意を以て迎へられ爲めに奇禍を買はんとせしが如きは蓋し

これを以て初めとし又この後も遂に見ざりし所なり。記の記事による。

九八

の高橋至時

享和三年(一四六三)の測量の終了と共に本邦東半部の海岸線は盡く測量済となりしを以て忠敬は歸府後單にこの年實測せる地域の測圖を作製するに止まらず蝦夷地測量開始以來四箇年間に得たる材料を精査綜合して新に本邦東半部沿海全圖を調製せんと欲し門弟等を助手として晝夜専ら其事に從へり。

然るに忠敬が未だこの東半部沿海圖完成の功を收めざるに先ち忠敬に取りては殆ど何物を以てするも代ふべからざる一大不幸發生せり。即ち忠敬の恩師高橋至時は既に久しき前より健康を損したりしが享和四年(一四六四)正月五日遂に病歿せり。源及過去帳位 至時は嘗に忠敬に新曆法を傳へしのみならず、又測量事業に就きて忠敬の爲めに大に斡旋の勞を執り實行の機を熟せしめしのみならず、晝夜學術の研鑽に耽り其新に得しものは直に移して忠敬の新知識となしたり。而して今や忠敬漸く初期畫策地域の實測を卒りて綜合地圖の作製に着手し諸圖の調整法及投影法等に關して學識該博にして思索綿密なる至時の指導に待つべきもの頗る多きの時に當り忠敬が歸府後僅に二ヶ月にしてこの事あり。忠敬の遺憾察すべきなり。唯忠敬が至時の深く希望せし地圖度法を至時の生前に確定するを得たるは以て一の慰籍となすべきも尙至時の死歿と共に地圖製作に關する至時の意志十分に

成海東半部沿

行はれずして綜合圖上意外の缺點を見るに至りしは誠に惜むべきの極なりとす。第二篇 參照
地圖は至時の歿後七ヶ月を経て文化元年(一四六四)七月中に完成し八月朔日を以て天文方吉田勇太郎秀賢及同高橋作左衛門景保、嗣子なり。より幕府に上呈せり。同十七日堀田攝津守はこの兩名に命じ江戸城内大廣間に於て地圖を展開接合せしめ老中及若年寄一同これを檢閲し越えて九月六日將軍家齊亦これを閱覽せり。金鏡類錄

この時上呈せる地圖は既に述べたる如く前四ヶ年間に實測したる全地域を包含せるものにして大圖六千分之一六十九枚但し大圖に限り蝦夷地を缺く。 中圖六千分之一三枚、小圖四千分之一一枚の三種より成り小圖には高橋景保及吉田秀賢の序文並に忠敬の識せる凡例を載せたり。是等序文及凡例は大に測量當時の状況を明にするものにして就中景保の序文は

夫北極出地高低ノ度數ハ大地相距の準量ニテ寒暖氣節ノ絲テ分ル、所ナリ然レトモ
或ハ二十五里ニシテ北極ノ高低一度ヲ差フトシ或ハ三十里ニシテ一度ヲ差フトス其
量一定ナラズ大率里數ヲ求メテ其實測ヲ爲サレバナリ伊能忠敬素ヨリ天文地理ノ
學ヲ好ミ後ニ先人ニ從ヒテ益其術ヲ學ビ寛政十二年庚申命ヲ奉ジテ蝦夷地極度ヲ測
量ス乃チ方位ヲ端シ極量ヲ窺ヒ高低ヲ測リ距里ノ大較ヲ得ルトイヘトモ測器精カラ
ズシテ未ダ其正ヲ得ズ翌辛酉年再ビ命ヲ奉ズルニ及デ益器ヲ精フシ法ヲ正シ豆州ヨ
リ東ノ方海邊ヲ測量シ奥ノ南部ヲ盡シ始メテ二十八里七町一十二間ニシテ一度ヲ差
フノ數ヲ得タリ續テ壬戌年羽越ヲ量リ亥癸又豆州ヨリ西參尾ニ至リ北ノ方三越加能

ノ地及佐州ニ赴キ盡ク其極度ヲ正ス皆辛酉得ル所ノ數ト同シ遂ニ之ヲ以テ準トシ地圖ヲ製シテ上ル先人嘗テ同僚ト官庫ニ藏ル所ノ和蘭ノ書ヲ閱セシニ中ニ拂良察國極度ノ測量ヲ載セ二十五里ニシテ一度ヲ差フ說アリ蓋シ彼國二千二百八十三竿ヲ以テ一里トス一竿ノ長サ本邦ノ曲尺六尺四寸二分ニ當ル此ヲ以テ彼ヲ率スルニ拂良察國ノ都把理斯極度四十八度五十分本邦ノ極度豆州ヨリ奥州ニ至テ平均三十八度トス則地球矮立圓南北小差比例法ヲ以テ推算スルニ實ニ一度ノ距里二十八里七町一十二間也即チ忠敬測リ得ル處ノ者ト符合ス於是先人大ニ喜ビ忠敬ガ能ク實測ヲ得ルヲ嘉シ蘭書ノ信ズルニ足ルヲ奇トシ其事ヲ圖上ニ記セント云シニ忠敬ガ圖未ダ成ラズシテ先人世ヲ辭スルニ會フ景保不肖先人ノ緒餘ニ預リ職業ヲ承奉スル事ヲ得タリ今忠敬ノ圖成テ官府ニ上ルニ及ンデ先人ノ云シ事ヲ圖上ニ記シ以テ其志ヲ續グ嘗テ西洋人羅鍼ノ說ヲ聞ニ概子西ニ偏シテ真北ノモノナシ其地方ニ依テ小差ヲ生ズト云蘭書中其比例ヲ擧グ伊能忠敬命ヲ奉ジテ海邊ヲ測量ス要トスル所羅鍼ニアリ其器ノ精工ナルハ西洋ヲ以テ最トス忠敬其巧ヲ借ラズ自ラ羅鍼數品ヲ製シテ羅鍼ニアリ其器ノ精益精測スルニ悉ク真南北ヲ指ザルトナシ終ニ偏西ノ差ヲ見ル事ナシ因テ工ハ其器ヲ山島ノ遠近ヲ望ム方位ヤ、合ザルモノアレバ岩石嶮岨ヲ論ゼズ即チ就テ之ヲ正シ彌利クスルニ在ル事ヲ知リヌ忠敬又謂ラク鍼ヲ執ルノ法切ニ煉鐵ヲ忌ム苟モ其氣ニ觸ル、コアレバ或ハ西或ハ東其差無キコト能ハズ故ニ測量ノ際眞刀ヲ佩セズ寸鐵ト雖

モ身ニ帶セズ如此ニシテ羅鍼ヲ用ユレバ偏差ノ患ナクシテ方位自ラ端シク山島數十
里ノ懸度其標ヲ失セズ是ヲ以テ地圖ヲ製スルニ迂回屈曲數千里ニ彌ルトイヘトモ天
度地勢相應ゼザルモノナシ然リトイヘドモ羅鍼ノ製西洋ノ精巧ナルモ猶差ナキコト
能ハズ况ヤ他ノ羅鍼差無シト謂ベカラズ今製スル所能ク真南北ニ應ズトイヘドモ他
人若シ凡製ノ羅鍼ヲ用ヒテ方位ヲ正サバ恐クハ少差アラント故ニ景保等ニ謀リ其製
スル處ノ羅鍼ト此圖ニ用ル處ノ直尺トヲ以テ地圖ニ添テ上ル後來差ヲ檢スルノ備ニ
充シコト冀フトナリ景保依テ其旨ヲ圖上ニ書シ謹テ上進ス

于時文化元年秋八月

天文官 高橋景保謹誌

の文辭より成り専ら地球度法並に羅鍼の偏差に関する知識及研究につきての實狀を記述せり。吉田秀賢の序文は全くこれと同意味のことを記せるものにして同一序文を重複掲載せるの觀を呈せるに過ぎず。忠敬の凡例は主として測量及製圖に關する要點を摘記せるものにしてその全文左の如し。

沿海地圖凡例

- 一 蝦夷地松前よりニシベツまで寛政十二申年
- 一 伊豆より相模武藏安房上總下總常陸奥州津輕領三厩まで享和元酉年
- 一 奥州津輕領三厩より出羽越後高田領今町まで享和二戌年
- 一 駿河遠江三河尾張美濃近江越前加賀能登越中越後佐渡まで享和三亥年

右地圖年々相納候所此度申年より亥年まで四ヶ年分一同ニ仕大繪圖中繪圖小繪圖三通ニ仕立相納申候但大繪圖の方は蝦夷地相除き申候

但小繪圖と申候者此繪圖に御座候

圖面里數割合之事

一大繪圖は曲尺三寸六分を以て一里の割合に仕立申候一分一町一町六尺の割合なり

一中繪圖は曲尺六分を以て一里の割合に仕立申候一分六町の割合なり

一小繪圖は曲尺三分を以て一里の割合に仕立申候一分十二町の割合なり

但大繪圖は國郡御料私領寺社村々地名相認申候中繪圖小繪圖は精敷難認候間國郡村之地名計り相認御料私領寺社領等相略申候

一中繪圖にて里數を求候には何方より何方まで何尺何寸何分と量り六分一里の割合を以て量り候得者相分り申候假令は江戸より富士日光筑波等之直徑何寸何分と量り六分宛に割合候得者何里何町と相分り申候

一小繪圖は三分一里之割合を以て量り候而已にて中繪圖同様に御座候

一大繪圖は道の屈曲に隨ひ糸を引き右之糸を三寸六分一里の割合を以て量り候得者里數相分り申候中繪圖小繪圖にては直徑は相分り候へ共道路之屈曲之所者精微には相分り不申候

朱にて認候直線之事附道筋朱引之事

一地圖を仕立候には高山並島嶼等之方位を見通し地圖を總括に仕候儀に御座候

富士山駿河 大山相模 箱根山同 日光山下野 赤城山上野 武甲山武藏

筑波山常陸 天城山伊豆 本宮山三河 朝熊山伊勢 淺間山信濃 御嶽山同

伊吹山近江 白山加賀 石動山能登 立山越中 妙高山越後 米山同

栗島同 金北山佐渡 鳥海山出羽 飛島同 岩城山陸奥 岩鷲山同

金華山同

右山島者自當に相成候要所に御座候間測量を節見通し候方位御見合を爲に朱之直線相認申候右之外にも朱にて直線仕候分は方位を見通し候場所に御座候大繪圖之分者切々に相成認がたく且御見合にも不相成候間略之申候

但山島を見通し候儀者道之曲直に隨ひ幾度ともなく大小方位盤を以て精敷測量仕候事故一々認候得者圖面は朱線許り之様に相成申候依之重立候要所計り朱線仕其餘者不殘相省き申候

一面海陸共朱引仕候分者量程車間繩引繩等にて測量仕候道筋に御座候

島々之事附南部燒山等之事

一島嶼之儀は一々相渡り候て其全形を認候儀には無之大小方位盤を以て所々より見通し其在所を相定候而已に御座候奥州松島等も重立候島々を測量仕候其在所を定候事にて島數並島々之形一々相正候儀には無之候

一 南部燒山は一體人跡之絶候程ニ所に御座候へ共圖面朱引通りは罷越測量仕候其節
は冬至の頃日々大雪にて間繩等相用候儀も不相成其上海に臨み候絶壁ニ下者大
濤を打かけ汐合甚六ヶ敷場所故中々小船にて引繩等も不相叶無是非所々より方位
盤を以て見通し相量り候而已に御座候其外圖面に道筋ニ朱引を離れ候磯灣等は大
抵此測量に准じ候儀に御座候

一 南部野邊地より仙臺迄は日々雪にて量程車間繩等相用不申候ニ付申年脚數を以て
測り候儘にて圖面に出し申候

一 蝦夷地ニ圖申年仕立候節者量程車間繩等も不仕脚數を以て相量り其上測量無之所
も御座候得共其儘にて相加ヘ申候

一 江戸深川より高輪迄は濱御殿並御武家屋敷多く有之精敷測量難仕其上小繪圖にて
は六分程に御座候へば強て海上方位等に拘り候程ニ義にも無御候依之深川より高
輪迄は圖面朱引之通に有來り候江戸繪圖を以て補之申候

一 山川村家橋梁田園樹木等は其土地ニ形勢を記し候而已にて大小分寸方位に拘り不
申候

一度里數ニ事附地圖仕立之事

一 地球上一度里數ニ儀は是迄相定リ不申候ニ付申年蝦夷地へ罷越候節何卒相定申度
成丈出精仕候へ共其節は間繩引繩量程車等を相用不申脚數を以て推算仕荒増相定

候而已に御座候翌酉年は伊豆國より奥州三厩まで海邊通り日々諸道具を以て方位
を測り量程車間繩にて里數を正し磯灣屈曲嶮岨にて人力及不申候處は小舟にて其
屈曲に隨ひ引繩仕夜分は象限儀子午線儀垂搖球儀等之測器を用恒星中ニ大星を撰
み其地ニ高度を相測り雨天にて測量難相成節者雨歇候へば深更に至り候ても晴間
を窺ひ測量仕候て兼々測置候恒星赤道緯度を相用一星毎に其所ニ北極高度を相求
候て可成丈之精力を盡し一度ニ里數二十八里二分但一分は三町三拾六間ニ付申數を得
申候へども一ヶ年ニ儀にては中々密數とも難申候ニ付猶又成年亥年兩年は日々無
油斷出精仕候處彌以て二十八里二分に相當り申候

一 地圖仕立ニ儀如何様精敷仕候ても紙にて仕立候へは彩色等にて少々縮み候事も有
之又年を經候へは伸候事有之候仍て後ニ御見合のため東西南北ニ寸法委敷相認置
申候

一 中繪圖は南北一度一尺六寸九分二厘に相當り候東西一度里數ニ儀北極出地度によ
り不同に相成候三十五度ニ地にては二十三里一分圖面にて一尺三寸八分六厘四十
度ニ地にて二十一里六分圖面にて一尺二寸九分六厘四十四度ニ地に至り候ては二
十里二分八厘五毛圖面にて一尺二寸一分六厘に相成申候

一小繪圖者南北一度八寸四分六厘に相當り三十五度ニ地にては東西一度六寸九分三
厘四十度の地にては六寸四分八厘四十四度ニ地にては六寸〇八厘に相成申候

一大繪圖は南北一度一丈〇一寸五分二厘に相當り三十五度之地にては東西一度八尺三寸一分六厘四十度之地にては七尺七寸七分四十四度之地にては七尺三寸〇三厘に相成り申候。如此逐度逐分推算仕候へば南より北に至り次第に曲線之形に相成申候所々方位度數之儀も皆此線より算計仕候て相仕立申候尤大繪圖は切々にて南北東西を度線伸候て一紙毎に難認候間略之申候。

地圖合印(略之)

文化元年甲子八月

伊能勘解由謹圖

(十) 登用及西國筋測量の下命

忠敬の量地術に於ける技能は曩に上呈せる蝦夷地東南沿海圖及本州東海岸圖によりて既に幕府當事者に認知せられしが今又四ヶ年間の實測材料を綜合せる本邦東半部沿海圖を呈出するに及びて本邦東部の全地形は初めて有司の眼前に展開せられ、土地の形勢、陸海交通の難易等一目瞭然としてこれを掌に指すが如く實測圖の效果を愈具體的に明にし從來見取圖に類する不完全なる地圖に信頼したる者をして更に忠敬が手腕の非凡なるを驚歎せしめたり。

是に於て幕府は忠敬の功を賞してこれを幕吏に登用し更に其技能を發揮せしめんと欲し文化元年(一八〇四)九月十日忠敬を城中に召し焼火間に於て若年寄堀田攝津守より左の

典異數の恩

登用辭令を傳へたり。

伊能勘解由

其方儀是迄國々海邊測量御用並地圖骨折相勤候以後も右筋御用被仰付候ニ付拾人扶持被下置小普請組被仰付

而してその翌日小普請組支配小笠原若狭守より忠敬を佐藤修理の組に編入すべきこと及天文方に出役勤務すべきことを傳命し爾後忠敬は幕府の官吏として暦局に出役し天文方高橋景保に屬し手傳の職につくことなりたり。金鏡類錄及忠敬由緒書による。忠敬が這般登用せられたる小普請組なるものは下等の散官に過ぎざるも草莽に擢んでられてこれに至るは當時にありては實に異數の恩典に屬す。されば深く家門を重んじ祖先の名を辱しめざらんことを期せる忠敬にありては内心歡喜に堪へざりしなるべし。況んや任官と共に向後愈其手腕を揮ふに便なる位置の確保せられたるに於てをや。

是より先、高橋至時と共に徵されて寛政改曆の議に參したる間重富は其事終ると共に大阪に歸り家業の傍ら自宅に於て公命を奉じて天體の觀測に從事せしが享和二年(一八〇二)日食を利用して長崎の經度を決定せんが爲めに同地に派遣を命ぜらるゝに及び重富は至時に誇りて忠敬が量地術に關して既に實地に經驗せる所を徵し其測器測法に準據し往復の途次大阪長崎間の街道を實測せり。これもと天候不良にして測食の任務を果す能はざる場合に於ても猶量地的に長崎の經度を決定せんとの方便に出でしものなりと雖も重富は

當時忠敬が本邦東部地方を測量しつゝあるに對して關西地方を實測せんとして企畫する所ありたればこの舉は一方に於て又實にその豫行演習とも目すべきものなり。

重富はこの行に於て自ら經驗せし所によりて歸來更に測器に改竄を加へ翌享和三年春を以てその計畫を實行せんと欲し高橋至時の盡力によりて當局の許可を得享和年間に於ける忠敬に比し稍優良なる資格待遇の下に日を期して將に發程せんとしたり。然るに此時重富偶々病に罹り且祝融の災厄を蒙り遂にこの舉を翌年に延期するの止むを得ざるに至りたり。以上星學手簡所載かくの如く本邦の沿海街道はこれを東西に分ち忠敬及重富によりて測量せらるべき豫定なりしが翌文化元年(一八〇四)正月高橋至時の死歿は再びこの豫定に大變動を起さしめたり。至時の病篤きに臨むや、その學友少きに非ざるも肝膽相照らし且學才優にその遺業を託するに足るべきもの僅に重富一人に過ぎざるを以て至時は重富に遺囑するに嗣子景保を輔けて遺志を完からしめんことを以てし且幕府にこれが允許を請願せり。而して幕府これを容れてこの年三月命を重富に傳へたり。

是に於て忠敬の畏友にして且東西相駢馳してその手腕を揮はんとせし重富は十月を以て江戸に來り爾後文化六年四月請暇歸阪するに至る迄高橋天文役所に於て専ら至時の遺業たるラランド曆書の譯述に從事し傍ら景保を輔けて其業を攝し測地の業は自然の結果として擧げてこれを忠敬の手に委ねたり。文化六年高橋景保が重富に與へたる書翰其他重富の記録断片等による即ち忠敬の測量地域はもと越前及尾張以東の部分に限らるべき運命を有せしが本邦東半部測圖の提出

によりて大に幕吏の賞讃を博せし外又かゝる事情の下に遂に其驥足を全日本國に展ばすの機運に際會するに至りしなり。然ればこれより後忠敬が西國地方を測量するに當りては至時既に亡しと雖も斯の如き同志の先輩が景保を輔けて帷幄に參せしが故に忠敬の便宜を感じしこと蓋し尠少にあらず。これを當時の高橋御用日記及其他殘存せる記錄に徴するに重富は測量事務に關し充分忠敬の意を達せしむるに勉めしのみならず測器修理材料の送附供給等につきても多大の助力を與へしことを明にするを得べし。

猶茲に注意すべきことは享和二三年の頃幕府は忠敬及重富をして沿海實測に從事せしむるの外更に別人をして主要街道を測量せしむるの意ありたる事なりとす。斯の如き企圖の存せしことは享和三年春至時が重富に與へたる手簡星學手簡中に

五海道分間繪圖御用を儀御地にも觸書廻り候趣粗密は不知何角委敷もの出來之由ニ承り申候貴君勘解由ニシテ肝要の外廻り出來セ上ハ内々は如何ともに御座候其内又々引續日本全圖出來セ事ニ成り候ハヤ此衆の測り候所も又々再測ニ成候事も有之候間夫ニシテ粗密ハ相分リ可申歟何れニモ御丈夫ニ御成被成九州四國等御手ニシテ御出來御座候様仕度候

と記せるによりてこれを明にすべきも當局者が何人の發議により何人に命じてこの實測を行はしめんとせしや將た其計畫の内容如何等に至りてはこれを詳にするを得ず。然もこの五海道測量なるものにつきて今日これに該當する測圖或は其實施に關する記錄等を留

めざるを以て察すればこの企畫は終に實行を見るに至らざりしか若くは良果を得る能はずして止みしものなるが如し。

この頃に當りて測量熱一般に勃興し或は幕府に請ひ或は單獨に各種の測量事業を企てるものこの他猶少からざりしが如し。是れ固より時勢の然らしめし所なりと雖も又至時重富等が改曆の重任を全うしてより後更に忠敬が私儲を補足して蝦夷地の實測を試み延て内地に及ぼし大に識者の耳目を聳動し尋で重富は特殊の任務を奉じて長崎に使し學術界の聲望盡く所謂麻田流派の下に集まるの觀を呈するに至りたれば自ら先覺者を以て任ずるの輩多少羨望の情なき能はずして躍起したることも亦其一因をなせるものなるべし本多三郎右衛門利明の如きも蓋し其一人にして享和元年自費を以て江戸より蝦夷地に至るの海圖を製せんと企て同地に航行せり。利明は船頭として凌風丸に乘組み享和元年五月八日至りて引き返し八月十六日鉛子沖着十月九日品川沖へ歸着せり。(利明の渡海日記による)至時はこれを重富に報じて無用の舉なりと嘲り重富また書を至時に酬ひて利明は忠敬の糟粕を嘗め蝦夷に赴くも航海術の如きは普通の船夫も遙かに彼れに勝れる技量を有すべしと罵れり。以て當時學者間に種々の暗流の存したるを知るべく彼の五街道測量の如きも恐くはこの暗流の生みたるものなりしならんか。然も是等幾多の計畫は何れも皆大成するに至らず却て測量術に於ける忠敬の技能の優秀なることを證明するの結果を來たしたり。

忠敬既に量地用務を以て幕吏に登用せられ天文方高橋景保の屬官として勤務し本邦西量の命

半部の實測につき調査畫策する所ありしが文化元年一八〇四十二月二十五日を以て堀田攝津守より景保を經て忠敬に西國筋一圓海邊測量の命を傳へたり。高橋御用日記、金鏡類錄及沿海實測錄高橋景保の序文又該中の記事による。

忠敬がこの命を受けたる頃その豫定計畫せし所は從來の如く年々歸府越年するの煩を避け出張先に於て迎年し三十三ヶ月を期して一舉受命の全沿海線の測量を遂げんとするにありたり。高橋御用日記、其他による。されば測量班員の數の如きもこれを東部地方測量の時に比すれば大に増加するを要し且今回の行は忠敬は幕府直隸の官吏として公然幕府の要務を行ふものなるが故に曩に天文方の一門弟として官府の後援の下に事を創めたるとは大に其趣を異にし出張の途次若し忠敬にして事に從ふ能はざる事情の發生せんかこれに代るべき相當資格を有する代理者無かるべからず。是を以て班員には忠敬自身の門弟の外新に天文方下役二名及景保の實弟高橋善助景佑、後溫川助左衛門と云ふ。を加へて其組織を一變せり。又實測に要する人馬旅費其他巡測沿道諸侯に對する通牒の如きも忠敬の資格の變動と共に著しき變化を見るに至れり。

即ち測量用人馬として公然無貨にて徵發し得べきものはこの時道中及勘定奉行より發したる

一人馬足貳疋人
壹疋宛

伊能勘解由
下高橋役貳助人
二二

右之外測器持運

一人足六人

一馬壹疋

一長持壹疋

棹持人

右者此度東海道其外西國並中國筋海邊浦々測量爲御用被差遣ニ付書面を通り無貸され馬被下間宿々村々おゐて其旨相心得往返共無滞可差出者也

二月廿四日(文化二年)

退出

兵庫

退出

和泉印

煩左近印
飛驒印
美濃印

傳馬町
東海道品川

舞坂夫
今切湖水廻り

(申略)

甲府
横山宿
内藤新宿迄
右宿々村々

問年寄屋
組頭
主名

なる觸書に於て見る如く表面上に於ても其數に多少の増加を來したり。然も最も著しき變化は出張手當にして忠敬は旅扶持五人扶持一倍(但し一人扶持は一日五升に當る。故一日五升に當る。雜用金壹ヶ月ニ付金參兩二分宛、宿代壹ヶ月ニ付銀壹枚宛三枚なり)別段手當壹日ニ付銀拾四枚宛を受け、高橋景佑は手當壹ヶ月ニ付金貳兩參分宛別段手當壹ヶ月ニ付金壹兩宛を、下役は旅扶持二人扶持一倍、雜用金壹ヶ月ニ付金壹兩宛、手當一日ニ付銀壹枚五分宛別段手當一ヶ月ニ付金壹兩參分宛を受け、内弟子も亦手當として一ヶ月ニ付金貳兩參分宛を受けられたり。其他筆、墨、紙、蠟燭代等に至る迄逐一給せられたれば曩年忠敬が僅少なる日給を受けられたり。其他筆、墨、紙、的に一時支給金を得て事に從ひたるとは全く其面目を一新せり。高橋御用日記による。

又この時幕府より諸侯に對し發したる通牒は左の如し。

天文方高橋作左衛門手附手傳

伊能勘解由

高橋作左衛門弟

高橋 善助

同下役二人
同内弟子四人

右者此度測量爲御用東海道中國筋四國九州壹岐對馬迄罷越候ニ付當二月下旬江戸出立別紙道順書を通り相廻り測量可致候間其段可被相心得候一右ニ付他領並ニ島々渡海之節者其所之領主より船を出し差支無之様可被致候尤測量道具爲手入止宿致候儀も有之候間是亦差支無之様可被取計候一廻國先々江戸頃曆所に御用狀差出候儀有之候ハ、領主便を以て被相届且江戸表より廻國先々御用狀差出候節心當之場所其領主役人中ニ可相達候間其所ニ到着以前ニ候ハ、着々上被届出立後に候ハ、先々相届候様可被致候右之趣可相達旨戸田采女正殿被仰渡候間申達候

丑二月

斯の如く諸侯への通牒も忠敬の位置の變化と共に漸く重きを加へ諸藩に於ても亦實測事業を次第に重大視するに至り且西國諸藩の狀態は忠敬が既に測量を了へたる東方各藩と稍其趣を異にするを以て幕府當局者は景保をして出張中の心得として普通の訓令大略
享和二年出發の際與へたるもの(八十八頁參照)と同意味を傳へしめたる外特に堀田攝津守の内意を

幕府の内命

以て忠敬及下役等を戒飭せしめ左の請書を徵したり。澁川家に傳へたる忠敬御用書簡集所載。

此度私共西國筋海邊測量爲御用被差遣候ニ付右御用中先々ニ於て御威光がましき義者勿論諸事目立不申候様相謹み入念御用向無滯相勤歸府可仕候様今廿四日別段以御内意堀田攝津守殿被仰渡候旨猶又被仰渡難有奉畏候以上

丑二月

坂部貞兵衛印

市野金助印

高橋善助印

伊能勘解由印

高橋作左衛門殿

從て又忠敬は自己の内弟子として隨行する輩の年少氣銳に乘じ意外の事變を生ぜしめんことを恐れ嚴しくこれを訓戒し遂に左記濶血の起請文を以て違ふなからんことを宣誓せしめたり。この文書伊能家より出でゝその手代たりし柏木某の家にありしが今轉々して佐原に於ける某の手に歸せり。

起證文之事

此度西國筋其外國々測量御用被成御廻浦候ニ付私共御召連被下難有仕合奉存候然上者御爲第一ニ相心掛御用向太切ニ出精仕聊無懈怠晝夜相勤可申候事

一測量御用勤方を儀者勿論其外何事ニよらず御差圖相背申間敷聊違背ケ間敷義仕間敷候事

一譬ひ宜と奉存候義心付候共一已々我意を慎各熟談之上執斗可申候事
一虛病を構候儀者勿論惣の御後闇義仕間敷候事

一常々旅宿ニテ酒肴等差出候共決の相用申間敷候尤寒氣防セため自分ニテ調へ少々
相用候義者格別左も無之節者酒相用申間敷候事

一喧嘩口論等決の仕間敷候たゞへ如何程之存念有之候とも遠國御用先之儀故一和仕
互ニ陸敷相親み兄弟共相心得少も隔意無之様可仕事

一都道中ニ於ていかづケ間敷義決の仕間敷候事

一百姓町人より賄賂ケ間敷儀仕候共決の受用仕間敷候若大名衆より贈もの有之候節者使
者ニ相預ケ御指圖請可申候事

一萬一金子差支入用之義有之候共町人百姓者不及申領主地頭より金子聊なりとも借
用仕間敷候尤右之節者互に借合用立候様可仕候事

一領主地頭より其所を北極高度並東西里數或者一度里數等相尋候儀有之候ハ、其大概
を申聞密數之儀者決の他言仕間敷惣の術理ニ相拘り候義者聊他言仕間敷候事

右之條々於相背者

梵天帝釋^(天)天王總日本國中六十餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現三島大明神八
幡大菩薩天滿大自在天神部類眷屬神罰冥罰各可罷蒙者也仍起證文如件

平山郡藏花押血判

文化二乙丑年二月	伊能秀藏花押血判
門谷清次郎花押血判	永澤半五郎花押血判
小坂寛平花押血判	

伊能勘解由殿

(十一) 中國測量

忠敬は西國地方測量の命を享けてより隨員の選定、測器の新調其他各種の準備に多忙を
極むること月餘、文化二年^(一四六五)正月末一度佐原に歸り後事を託して後直に出府し^{書簡}
(平山方所)による。二月四日出張暇乞として城中に候し銀十枚を賜ひ^{金鏡類錄}文化二年二月二十五
日を以て深川黒江町の儒居を發して實測の途に上れり行を共にするもの高橋善助、天文方
下役市野金助、茂喬、同坂部貞兵衛惟道、内弟子平山郡藏、伊能秀藏、門谷清次郎常久、永澤藤治郎
(も云ふ。) 小坂官平其他竿取、侍、僕等を加へ都て十有四人なり。而してこの出發の時に當り
て豫定したる測量順路は江戸芝高輪より東海道通り遠州舞坂へ懸り今切の湖を廻り新居
へ出で熱田より佐屋通り大室新田に至り夫より海に沿ひて桑名に出で伊勢、志摩、紀伊熊野
浦通り和歌山に至り和泉堺、住吉を経て大阪西川口に達し夫より天満川通り淀川に沿ひ伏
見に赴き加茂川に沿ひ京都三條橋に至り改曆御用所跡まで測量したる後大津に出で瀬田

る大岸伊伊東江
津を等勢海戸より
に經の道及
至て海紀より

より兩途に分れて琵琶湖を廻り又合して一となり越前敦賀に出で若越國境立石より海に沿ひ小濱に至り進んで丹後、但馬、因幡等の海岸を測りて伯耆米子に至り出雲の湖邊を測り隱岐に航し全島を廻測して出雲に歸り石見、長門の海岸を経て赤間關に出で周防、安藝、備後、備中、備前、播磨の海岸及近傍の島嶼を實測し播磨舞子濱より淡路に渡り進んで阿波徳島に航し夫より南の方に向ひ海に沿ひて土佐、伊豫を測量して後豐後に渡航し日向、大隅の東南海岸を経て薩摩に至り夫より肥後、筑後肥前の海岸及天草諸島を測りて肥前に歸航し筑前、豊前、豊後の海岸を巡測して伊豫に渡り四國の北海岸を測りて讃岐より阿波に至り夫より淡路を経て舞子濱に出て攝津の海岸に沿ひ大阪に至り更に伏見に赴き宇治川に沿ひて草津に出て夫より東海道筋を桑名まで測量し轉じて木曾川に沿ひ起に至り名古屋通り伊保に赴き飯田、高遠等を経て甲府に達し八王子、内藤新宿を過ぎて江戸に歸着せんとするにありたり。用日記御
所載道中及勘定奉行御觸
れに記せる道順による。

是を以て忠敬は出發の當日直に高輪大木戸より實測の業を開始し普通毎日前後兩班に分れ一班一日の測程一里半乃至二里の程度を以て交々順路の測量を行ひ先づ曩年既に測定せる沼津に至るまでの東海道筋を更に細測して三月二日同地に達しこの地より新に東海道筋を測量しつゝ西進して同月十七日舞坂に至り爾後約十日を費して濱名湖の沿岸を測りたる後又東海道筋を測進して四月九日桑名に達せり。この地に於て忠敬は大手分を行ひ高橋、坂部、平山及僕三名を以て成れる一隊をして伊勢の海岸を測らしめ自己の率ゐる一隊を以て海岸に沿へる街道筋を測り二十二日兩隊共に山田に着し滯在數日近傍の海邊を測量し且二十二日の夜木星とその衛星との交食現象を觀測せり。この交食の觀測は測量地點の經度を天測的にも決定せんが爲めに本年新に企圖せるものにしてその觀測を遂げたるはこれを以て嚆矢となす。夫より忠敬等は宇治に移り轉して鳥羽に赴きこゝに十日許滞在してその附近の沿海を實測し又屢々木星交食の觀測を試みたる後志摩及伊勢の南海岸を測進せしがこの邊一帶岬灣の出入頗る多く犬牙齧ならざるを以て毎日二班若くは三班に分れて測量に從事し六月十四日漸く紀伊の東邊に位せる錦浦に到れり。即ちこの地に滯在して十六日曉に現出すべき月入帶食の觀測準備をなせしが當日幸に天氣晴朗にして能く觀象の目的を達することを得たり。忠敬測地の業に從事してより既に數年、出張先に於て交食を快測し得たるは實にこれを以て初めとなす。これより後紀伊の海邊を進行するに從ひ海岸線の凸凹愈甚しく且海波險惡にして業務の進捗意の如くならず。加ふるに隊員屢病に侵され市野金助の如き久しう測量に興からざるものを作じ七月二日新宮に達せし頃には豫定の計畫に後るゝこと既に數ヶ月、然も前途遼遠にして歸府の日容易に豫測し難きを以て班員の意氣漸く沮喪するに至れり。忠敬専らこれが鼓舞奮勵に勉め前後二班を以て實測を續行し七月二十四日田邊に達し八月九日和歌山に到り夫より平夷なる和泉の海岸を測進して同月十八日初めて大阪に着することを得たり。市野金助は病癒えざるを以て門谷

に測の磨攝を豫
越り海津變順路
年岡邊備す山を前播し

清次郎は他の事故を以てこの地より測量班を脱して江戸に歸りしが殘部の諸員は大阪に滯在すること約十日附近の測量に從事し且間重富の留守宅に就きて天體觀測を施行したる後八月晦日この地を發し淀川に沿ひて淀に至り閏八月五日を以て京都に入り滯留數日附近の測量を行ひ禁裏を拜觀し同月十三日京都を出でゝ大津に至り夫より湖水を左に見て琵琶湖沿岸を一周實測し九月二十一日大津に歸着し茲に市野金助の補缺として派遣せられたる天文方下役下河邊政五郎與方と會合せり。

既に述べしが如く初め琵琶湖縁の測量を終らば直に敦賀に出で若狭及山陰の海岸を巡測する豫定なりしも時日遷延の爲め日本海の風濤險惡にして山陰の測量頗る不利なるの候に向ひたるを以て茲に計畫を變じて先づ山陽道の海岸を測量する事とし九月二十三日大津を出發し宇治川の沿岸を測りて伏見に出で大池の周邊を測り夫より大阪以西攝津の海邊を測量し十月七日兵庫に達し進んで播磨の海岸に沿ひて西下し室津より家島群島に渡航し之れを測了して再び室津に歸り十月二十九日赤穂に至れり。これより西備前に入るに及び附屬島嶼漸次多きを加へたるを以て本土の沿海及是等諸島嶼を交々測量しつゝ進行し兒島半島の周測を終りて十二月朔日岡山に到着し爾後この地に滯留して専ら實測材料の整理及下圖の調製に從事し兼て天體觀測特に木星交食の觀測を試み遂に茲に越年して文化三年を迎へたり。實測業務の豫定に比し非常に遅延せるにも係らず忠敬が長く一地に留まりて測圖の業に従ひたるは抑も故あり。初め忠敬内勤の制を設け班員中の一兩名

をして交代これに當り宿舎に止まりて毎日測量によりて得たる材料を整理し且豫備計算等を行はしめんとせり。然もこの事人員不足の爲め意の如くに遂行するを得ざりしが故に一度適當の地に滯在してこれが調査整理を加ふるにあらざれば他日歸府の上地圖を作製するに及び遂に混亂相辨じ難きものを生ずべき恐ありたるを以てなり。

是より先忠敬は京都より書を景保に寄せて測量業務の豫定より大に遅延したる所以を詳述し更に中國、四國、九州共に海岸線の形勢及附屬島嶼の數大に豫期と異り到底當初の豫定年月を以て完測する能はざるのみならず殆ど完了年月の推定をもなす能はざることを報じ新に四五名の増員を得て隊員に交代休養の暇を與へ疲勞疾病を未發に防ぎ班員一同の活動力を増進するの法を講せば比較的短日月を以て功を收むるを得べしとの意見を開陳せり。然るに景保これに答へて曰く、若し増員の許可を得れば宜しく六人許の大増加を行ひ中に東島平橋佐賀の如く象限儀を所藏し且出張を希望するものをも加へ大手分を爲して一旦江戸に歸り英氣を養ひたる後更に出張するの策を取らば可なるべしと。忠敬再び自家の所見を陳べて曰く、大手分を以て一舉實測を終了するの案は頗る佳なりと雖も下役中坂部貞兵衛の如きは内弟子の統御困難なるべきを慮りて永く本隊と分離するを肯んせず、其他又分遣隊に長たるべき適任者無きを如何せん、彼の東島平橋の如きに至ては身體羸弱且技術未熟徒に測量班の累を加へんのみ、殊に大手分の實行不可能なる上は新に象限儀を

備中より
赤間關に
至る海邊に
測量

増加するを要せざるが故にかかる種類の増員は決して希ふ處にあらず、故に若し前信の請にして容れられざらんには寧ろ中途一旦歸府の策を擇ぶべしと。是に於て景保は重富及桑原隆朝等と議り更に堀田攝津守の内意を探り遂に中國測量の了るを待ち一旦歸府するの案を幕府に提出して其許可を得たり。これ實に文化二年十月末の事に屬せり。然るに忠敬が實地に瀬戸内海沿岸の測量に從事するに及び附屬島嶼の數は意外に多く京阪地方に於て聞知せし所に従ひ改めて豫定したる廣島越年の計畫は再び齟齬を來たし文化二年中漸く岡山までの測量を遂げたるに過ぎず。これを以て忠敬は岡山より再び實狀を訴へ一兩人の増員を得て巡測速度を増すにあらざれば山陽海邊を測了して山陰に達する頃には季節復秋冷に向ひ隱岐の渡航困難なるのみならず山陰一帶の寒氣は大に業務の進行を躊躇せしむべき虞あるを陳じ、内弟子尾形慶助、門倉隼太は昨年江戸出發の際には病氣なりしも今や健全に復せるが故に増員としてこの兩名を得んことを申請せり。景保即ち忠敬の請を容れる用交渉には高橋御日記による。

忠敬岡山に淹留すること約一ヶ月半、文化三年(一八四六)正月十八日を以てこの地を出發せしが時に忠敬が増員請求に對する江戸よりの返信未だ來らず。然もこれより西するに從ひ島嶼の數益多きを加ふるを以て偶岡山に於て忠敬の許に入門せる窪田淺五郎山藩士。及川大治郎知行所の大庄屋なり。等の請を容るし測量班に隨從して業務を補

助せしめ隊員を三班若くは四班に分ち交々沿海及小島嶼を實測しつゝ進行し二月五日尾道に同月十九日忠海に達せり。この所に於て淺五郎及紹右衛門は班を退きて歸國せしが三月十二日蒲刈下島に至る比增派員尾形慶助、門倉隼太江戸より來り會して活動力を加へ三月十八日吳に同月二十九日廣島に至り益西進して四月八日八代島に於て、同月二十二日德山に於て木星と其衛星との交食を觀測せんとして果さず、同月二十七日中の關に達し五六日に至り遂に赤間關に到着せり。

是れより先四月末周防の海邊に於て忠敬瘧疾を患ひ荏苒癒えざるを以て赤間關に滯在すること數日部下をして附近の沿岸を實測せしめ其間専ら療養に勉めしも其效著しからず。是に於て五月十四日忠敬は病を犯して衆と共に赤間關を出發し實測の業は盡く配下に託して其身は瀬戸崎萩附近に先着して病を養ひ以て衆の至るを待てり。班員等は赤間關を發して長門の西北海岸を測進せしが沿岸時に險峻なる所無きに非ざるも附隸の島嶼は其數頗る少く瀬戸内海に比して地勢一變せるを以て測量の進捗漸く速かにして五月二十四日萩までの實測を遂げたり。この時忠敬の病未だ癒えず親しく業を視る能はざりしも爾後測量員の測進するに従ひ遞次居を移して共に進行することとなしたり。この頃忠敬の外にも班員にして又病魔の乗する所となるもの往々ありたりと雖も皆甚しきに至らず。一行は六月八日濱田に達し滯在數日木星と其衛星との交食を觀測し同月十八日松江に到り二十三日三保關より舟を繕して隱岐に向ひしも風向變じて進航すること能はずして伯耆の一

忠敬の病
漸く怠る
若伯耆より
大津海に至る
市名古屋を經道に至る
松江に至る

小港に入港せり。然るにこれが爲めやゝ怠りし忠敬の病頓に重きを加へ遂に衆と共に隱岐に渡航すべからざるに至りしを以て忠敬は當時偶病に罹れる平山郡藏及僕一名と共に松江に止まりて療養を加ふることとなしたり。他の測量員等は再び三保關に順風を待ち七月三日を以て出船翌日隱岐知夫里島に到着し爾後隱岐諸島の巡測並に恒星高度、木星と其衛星との交食等の觀測に從事し七月十七日業を卒へ二十一日三保關に歸航夫より出雲の北海岸及宍道湖畔の實測を行ひ八月四日松江に歸着して忠敬と會合せり。

この時忠敬の病漸く輕快に赴きしを以て八月七日衆と共に松江を發し山陰海岸を東進し十六日鳥取に、二十四日湯島に、九月五日宮津に達せしが此頃に至りて忠敬の病ははじめ全く癒えたるものゝ如く發病以來實に四ヶ月を経たり。これより更に沿海を測進して若狭に入り九月二十二日小濱に達し滯留數日近傍の岬灣を測定したる後隊を分て二となし忠敬並に坂部、平山、尾形等より成れる一隊は小濱より街道筋を測りつゝ敦賀に出で高橋、下河邊、伊能（秀藏）、門倉等より成れる一隊は海岸線を測量して若越國境に至り享和三年の測點に連繋を遂げ十月八日敦賀に於て兩隊相會せり。一行は再び二隊に分れ忠敬、高橋、平山、尾形、門倉の一隊は敦賀より柳ヶ瀬、長濱、能登川等を経て大津に至る湖東の街道を測り坂部、下河邊、伊能（秀藏）、等の一隊は敦賀より疋田、海津、大溝等を経て大津に達する湖西街道を實測して十月十九日兩隊大津に會合せり。

この地に於て高橋善助は私用を以て隊を離れて大阪に赴き其他の測量隊員等は十月二

十一日大津を發して歸東の途に就き東海道筋を測進して四日市附近に於て昨年残し置きたる測杭に連結し又分遣隊を以て關より津に至る參宮街道を測りたる後同月二十八日桑名に達し更に佐屋起、清洲を経て名古屋に至るまでの街道を測定して十一月三日熱田に着せり。これより後一行は又道を東海道に取り二三の宿舎に於て天測を行ひたる外道中無測にて十一月十五日を以て江戸に歸着せり。

這般の出張に於ては忠敬の資格は純然たる幕府の官吏なるが故に巡測地に於て各種の便宜を得たること從前の比にあらず。沿道の諸藩廳よりは皆家臣を出だして接伴の勞を執らしめ且村吏等をして其職責を盡すに過なからんことを期せしめ瀬戸内海に棊布星羅せる島嶼を實測するに當りても着々御用船を出して業務執行上毫も不便を感じしむることなく羊腸たる山路に測器類を輸送するに際しても定員に倍加せる人馬を以て迅速事を處し何等の支障を生ぜしむることなく其他種々の準備及び参考事項の列記提出等に至るまで班員の命に應じて違はざらんことに努めたり。（濱田藩士土井格助測量記録及其他による）されば測程大に進歩すべき筈なるに忠敬事を策するの時に當り紀南半島の地勢、瀬戸内海の群島等に關する精确なる知識を欠き爲めに豫定の計畫適當ならざりしと出張中班員屢病魔に侵され忠敬自身の如きは沿道藩主等より屢醫を賜はり大に療養に意を用ゐたるにも係はらず猶數ヶ月に亘り業務を視る能はざりしこと等は大に當初の計畫に齟齬を來たさしめ遂に忠敬をして一氣呵成の方針を棄てゝ業務未だ半ならずして一度歸府するの止むを得ざるに至らし

めたり。然も測量は益細密に亘り且天測業務中新に木星と其衛星との交食の観測を加へ経度の算定を試みたると共に他方に在ては班員をして實測の外別に沿道山島河海の景致を描寫せしめ以て土地の形勢を明にするの用に供し加ふるに到る所官民に命じて参考に資すべき文書及地圖を提出せしめたるが故に地圖製作上一層材料の豊富を見るに至れり。

唯遺憾に堪へざるはこの出張中に於て歸府後忠敬をして其門弟平山郡藏等を破門せざるべからざる事件を惹起せしことなりとす。既に述べしが如くこの度の行には忠敬の門弟の外新に幹部として天文方下役を加へたるが故に等しく實測に從事せるものにして資格に等差を生じ班員間の關係又曇日の如く簡単なる能はざりき。内弟子中郡藏は早くより量地の業に從ひて其技に長ずるを以て往々新たに任命せられたる下役等を凌がんとするの態度あり。茲に班員中に不和を醸し市野金助先づ病に託して班を脱し尋で性質溫和なる坂部貞兵衛も亦不満の極退班の意を漏らし忠敬の懇諭によりて漸く其意を翻へしたりと雖も防長附近に於て忠敬病に罹り爾後久しく業務を視る能はざりしに際して郡藏と下役との間意志の反馳益甚しきを加ふるに至れり。この時に當りて門弟の綱紀は又漸く紊亂し宣誓を無視して或は宿舎に於て酒宴を催し或は食物の佳否を論じ或は書畫骨董品を要望し或は粗暴の行為を敢てして沿道村民を煩はし或は購入品に對し相當支拂をなさざる等の事ありてこれ等の事實は又逐一幕府當局者の聞知する所となれり。是を以て文化三年九月十四日堀田攝津守は内意を高橋景保に傳へ忠敬に對して部下監督上十分注意を加ふべき

旨を戒告せしめ班員等の歸府するに及びて相當の制裁を加へしめたり。即ち内弟子中の主腦にして下役等と反目せる郡藏並に不法行為稍顯著なりし小坂寛平は終に破門處分に附せられ其他の門弟伊能秀藏、門倉隼太、尾形顯治郎慶助の名なり。一川口記、坂部貞兵衛、下河邊政五郎並に内弟子等も亦相當の手當金を受け此の所に勤務し専ら地圖の製作に從事すると共に恒星の赤緯を決定すべき基本觀測を行へり。かくて約一ヶ年を費し文化四年十二月に至り文化二年乃至三年に於て測れる地域の地圖三種大中、小の地圖の縮尺は文化元年に製せるものに等し。共完成してその十八日これを淺草高橋役所に引渡せり。高橋御用日記及忠敬江戸日記による。其他特に記せざるものには専ら測量日記による。

(十二) 四國測量

中國地方の測量により幾多の教訓を得たる忠敬は長期出張の不得策なるを悟り測り残せる地方もこれを四國と九州との二に分ちて測量するの方針を取り當局者の同意を得て

先づ四國地方の沿海を測定し且往復の途次を以て二三の街道を實測すべき命令を受け文化五年(一七八〇)正月二十五日江戸を出發せり。行を共にするもの下役坂部貞兵衛芝山傳左衛門正彌、下河邊政五郎、青木勝次郎、勝雄、内弟子伊能秀藏、植田文助、久保木佐右衛門、供侍神保庄作の甥、竿取佐助、善八其他從僕を合し全員拾有六人にして前回の行に比すれば三四名の外は盡く人を異にすと雖も班の組織に至りては全く前と同様なりとす。

一行は江戸より無測にて直に遠江濱松に赴き二月六日初めてこの地より實測を起し氣賀を經て三河御油に至る所謂氣賀街道を測りて後又無測にて西行し山城山科より伏見に達する短少なる道路を測定し二月二十四日大阪に着せり。この地に滯在すること數日、二十九日を以て出發し神崎を經て大鹿村に於ける山崎街道の追分に至るまでの街道を測り夫より無測にて舞子濱に到り淡路岩屋に渡航せり。

三月五日岩屋より淡路沿海の實測をはじめ東海岸を南下し洲本、由良を經て南海岸に至り附屬島嶼をも測り進んで福良より鳴戸岬までの測量を遂げ西海岸の測定はこれを歸路に譲り三月十六日を以て阿波撫養に渡れり。即ちこの地より四國沿海の測定を開始し先づ其東海岸を南進して同月二十一日徳島に達し滯留數日の後更に南方に向ひて測進し四月十九日甲浦に至り室戸岬を廻りて五月朔日を以て高知に到着せり。これより先忠敬は坂部、芝山、植田等より成れる一隊を分派して高知より土佐國を横断して伊豫、土佐の國境籠ヶ峰に至るまでの街道測量に赴かしめ本隊は高知に達したる後同地に滯在して附近の實測に

從へり。この時忠敬は痼疾たる痰咳發作せるを以て本隊は其癒ゆるを待ち五月七日高知を出發して西方に測進し分遣隊の追及し来るに及びて隊を前後の兩班に分ち交々沿岸を測量して五月二十九日下田に、六月二十三日宿毛に着せり。然るに高知以西多少岬灣の出入を存せる海岸線はこの邊以西に至りて著しく其度を加へ附屬の島嶼も亦其數を増し測程遅々たるを免れず。閏六月二十一日に至り漸く宇和島に達するを得たり。滯在數日この地を發して後忠敬復病魔の侵す所となりしも甚だしきに至らずして癒え七月六日八幡濱に至り夫より佐田岬を回測して二十四日長濱に、八月朔日三津濱に達し近傍の諸島嶼を測定して同月十一日松山に到着し夫より更に伊豫の北海岸及附屬諸島嶼を巡測して二十一日今治に至り九月七日川ノ江に達せり。この地に於て忠敬はまた坂部、芝山、植田等を分遣して川ノ江、笠ヶ峰間の街道を測り以て曩に高知方面より測りたる測點に連絡せしめたる後讃岐の沿海線を測進して十四日大濱に至り其翌日發現すべき月食觀測の準備をなせしも當日曇雨の爲め其目的を達せず。九月二十日丸龜に達し爾後専ら鹽飽本島泊浦に滯在して測食準備を行ひ當日天氣晴朗にして快測を遂ぐるを得たり。夫より群島殘部の測量を了り讃岐の北海岸を東進し十月七日高松に達し小豆島及近傍諸島に渡航してこれを實測し再び高松に歸り沿岸を測進して十一月八日阿波の撫養に着し茲に四國全周の實測を完結し同十一日淡路福良に航せり。

道歸測量の街

過測量の經

この地にて隊を二分し忠敬の率ゐる一隊は淡路の西海岸を測りて北進し坂部、芝山、植田等より成る一隊は福良より街道筋を測り郡家浦にて兩隊合同し更に西海岸を北進して十一月十七日岩屋に達し往路の初測點に連繫して淡路島の實測を終了し夫より兵庫に航し無測にて同月二十一日大阪に入れり。

これより先伊能秀藏病に罹り癒えざること既に半ヶ月に及ぶを以てこの地より隊に別れて直に江戸に歸らしめ他の一行は十一月二十六日大阪を發し道を大和に取り先づ法隆寺、郡山等を経て奈良に至るの街道を測り夫より南して櫻井に至り多武峰を過ぎて吉野に出で更に別路を取りて櫻井に歸り十二月二十一日初瀬に達し、轉じて道を伊勢に取り伊賀上野を経て同月二十七日伊勢六軒茶屋に至りて先年の測點に連結し以てこの年次に於ける業務を終れり。是に於て爾後無測にて山田に赴き越年し新春兩宮に參拜したる後文化六年（一八〇九）正月十八日江戸に歸着せり。

この出張に於て忠敬が沿道官民に對せし態度は前回に比し特に異る所なかりしも諸侯は益々忠敬の業務を重要視するに至り四國地方に於ては忠敬を遇すること頗る厚く測量準備として沿海街道を改修若しくは新設したる箇所少からず。測量日記等による。且各藩共に普通の測量手傳員徳島藩の如きは十餘名の足輕を以てこれに當てたり。の外別に一定の家士數名をして其領域内を通じて測量隊に附隨し以て諸用を辨せしめ其他或は家臣をして測量見習として忠敬に附隸同行せしめたり。斯の如きは諸侯が能く幕府の命を尊重せしことを表はすと共に又そ

地圖の製

の業務に對し大に警戒を加へしことを示すものなり。されば忠敬は一方に於て非常の便宜を受けたると共に他方に在りては間断なく其業務を監視せらるゝが如き状態にありたりと云ふべし。然も忠敬は部下の監督上嚴重なる注意を加へたるのみならず、一二回輕微なる病氣に罹りたるも日ならずして愈え長く業を廢するに至らず、其他の隊員に在ても出張の末期に於て伊能秀藏が病を以て衆に先ちて歸府したる外殆ど病者を出さざりしを以て豫定の計畫に齟齬を來たし或は不祥なる事故を生ずることなく前年と同様なる形式但し本測は木星の觀測を行はず。の下に實測業務を遂行することを得たり。以上主として測量日記による。

忠敬は歸府後直に隨行せる下役及門弟等と共に測圖の製作に從事し七月二十五日三種の地圖一枚大四國、十七枚小、一枚外に風景圖十卷を添ふ。共に成りてこれを上れり。忠敬江戸日記及諸國測量事による。これより先幕府は景保等に萬國全圖の輯製を命ぜしがこの頃に至りてまた日本全國の一覽圖の調製を命じたるを以て景保は忠敬と謀る所あり。既に實測を卒へたる地域の外九州等の測量未遂の部分は在來の諸圖を參照して假りにこれを補ひ八十六萬四千分一の縮尺を以て全國圖を作製しこの年七月またこれを幕府に呈して其急需に應じたり。

實物に掲載せる高橋景保の小引による。

(十三) 九州第一次測量

忠敬は四國地方測圖の調製を終るや直に旅裝を整へ九州地方測量の下命を待ち文化六年

年^(一四六九)八月二十七日を以てまた出張の途に上れり。隨ふもの手傳勤方坂部貞兵衛、下役下河邊政五郎、青木勝治郎、永井甚左衛門充房内弟子梁田榮藏、植田文助、箱田良助眞興、後模本左太夫と云ふ。

侍成田豊作、黒田藤吉等取平助、長藏及從僕五名なり。

一行は王子より直に前後兩班を以て實測を開始し岩槻、騎西、忍等を經て熊谷に至る街道を測りて中山道に入りこれを再測しつゝ西に向ひ九月十三日松井田に着しこの月望に起るべき月食觀測の準備をなせしが當日漸く食甚後より復圓迄の食象を測ることを得たり。それより更に中山道の再測を繼續して同月十八日追分に達しこの地よりはじめて新測を施しつゝ諫訪にいたり諫訪湖の周縁を測定して後また中山道を測進し十月三日福島に、十七日加納に達し益西に進みて近江に入り野洲附近にて文化三年の測點に連結し更に中山道武佐より東海道土山驛に至る街道を測り夫より無測にて十一月五日淀に達せり。この地よりまた實測を起し山崎街道を測りて攝津西ノ宮に出でそれより西、山陽街道を測りて十一月十五日姫路に、二十二日岡山に、十二月六日廣島に、二十四日赤間關に到れり。然るに山陽道西部の諸驛に於て屢木星と其衛星との交食の觀測を試みしも僅に小郡に於て一回觀象せし外は雲霧の爲め其目的を遂げざりしを以て山陽の西端なる赤間關に於ては特にこれが觀測の目的を以て數日滯留せり。されども遂に其意を果さず十二月二十七日この地を發して九州に渡り豊前小倉に於て越年せり。

一行は小倉に淹留すること十餘日、文化七年^(一四七〇)正月十二日この地を發し豊前の海

岸を測りて西進し二十一日八屋にて木星を測り翌日中津に達し進んで豊後に入り二月七日杵築に、十二日大分に至り夫より佐賀關を過ぎ二十日臼杵に、二十八日鳩浦に達せり。即ちこゝに滯在して近傍海邊の測量に從事すると共に又三月朔の日食に對する觀測準備をなせしが當日は天曇り雲間僅に食象を概測し得たるのみ。三月三日この地を發し沿海及諸島嶼を實測しつゝ南行せしがこの邊海岸線の出入甚しく爲めに多くの時日を費し四月六日に至り漸く日向延岡に達し夫より届曲少なき日向の海岸を測り十八日佐土原に、二十七日飫肥に達せり。忠敬は此の地に於て隊を分ちて二となし坂部、永井、梁田、箱田等より成れる一部隊をして飫肥より牛峙にいたる迄の薩摩街道の一部を實測して後本隊に追及せしめ忠敬の率ゐる本隊は更に日向海岸を南下し潟上に於て分遣隊の追及し来るを合せ都井岬を廻測し進んで大隅に入り内ノ浦近傍までの海岸を測りたる後、高山村波見浦より陸路に入り池ノ原、鹿屋、大姶良等を經て大隅を横断し五月二十四日神ノ川附近に於て鹿兒島灣に面せる海岸に出でたり。これより一行は大隅の西海岸を南下し五月晦日佐多岬を測り進んで沿岸嶮峻にして海波荒き大隅の東南海岸を測量し六月十一日至り内ノ浦附近にて前測點に連繫し夫より無測にて西海岸に至り神ノ川村より大隅の沿海線を北方に測進し途中坂部、永井、梁田、箱田等を分派して福山より都城を經て牛峙に至る街道を測りて曩に飫肥より測りたる街道と連結せしめ、本隊は海岸を測り福山、段土等を經て脇本村に於て分遣隊と合同じ六月二十三日鹿兒島に到着せり。即ちこゝに滯在すること十日許部下をして櫻島其他

測街道薩肥航子屋久
量道草後延島、肥諸沿島渡種
等大分街島岸の分

近傍の地を測らしめ忠敬は坂部等と共に多く宿舎に止まりて専ら恒星測量及木星と其衛星との交食観測に從事せしが木星の観測は遂に満足すべき結果を得ざりしものゝ如し。七月四日一同鹿兒島を發し薩摩の東海岸を南下し九日山川津に於て木星の観測を行ひ進んで薩摩の南端を廻りて西海岸を北上し途次屢木星の觀象を試みしも多くは意の如くならず。七月晦日市來湊村に至り翌日飯島に航しこれが實測に從事すると共に又力を木星の観測に盡し全島の周測を卒へて八月十九日市來湊村の近傍なる串木濱に歸航せり。

はじめ忠敬は鹿兒島より直に屋久島及種子島に渡航すべき豫定なりしが時季宜からず風濤險惡なるを以て其實施時期につき屢江戸と交渉する所あり。遂に先づ肥後路を測りて後季候良好なる時を俟ちて南島に航すべきことに變更し文化七年九月十六日附高橋景保より忠敬に送りたる書簡(伊能家所藏)この新方針の下に八月二十一日串木野に於て大手分を行ひたり。即ち忠敬、下河邊、永井、梁田等より成る本隊はこの地より更に薩摩海岸を北して薩肥の境に及び夫より長島、獅子島其他薩摩に屬する諸島を測りたる後九月十八日肥後天草島大多尾村に航して同島の測量を開始し、坂部、青木、植田、箱田等より成る他の一隊は串木野、市來湊間の海岸を測り轉じて市來湊より薩摩を横断して鹿兒島に達する街道を實測し夫より更に大隅段土(加治木)に起り吉松、人吉を経て八代に至る薩肥街道を測り八代よりまた肥後の海岸を南し肥薩の境界に至り本隊の終測點に連繋したる後天草島に渡り九月二十日本隊に會同せり。これより全員共に天草島の測量に從事し十月十四日迄に下島を測了し夫より二手に分れて上島及其

他附屬の諸島嶼を巡測し十一月十二日を以てこれを結了せり。是に於て忠敬、下河邊、永井等より成る一隊は肥後佐敷に渡りこの地より西、山間に入り一勝地に於て薩肥街道に合する陸路を測りて同月十七日八代に至り、茲に天草より直にこの地に來りて近傍の小島嶼等の實測に從事せる坂部、青木、植田、箱田等の一隊と會同せり。

既に述べしが如く忠敬は先に江戸當局者と交渉して一度屋久種子二島の測量を肥後路巡測後に延期せしが其後門弟及從僕等濕疹に侵さるゝもの多く實測業務に不便を感じるに至りたるを以て八代より又書を江戸に發して二島への渡航は更にこれを延期し一旦江戸に歸り再び九州殘部測量の爲め出張の際を以てこれを實行せんことを具申し置きて忠敬用書簡による。この地より北に向ひ肥後の海邊を測り筑後の境界に至り轉じて街道測量に移り肥筑街道中肥筑の境より南下し關町、山鹿、植木等を經て十二月九日熊本に達せり。この地に滞在數日の後更にこの地より大津、内牧坂梨等を過ぎて豊後岡現稱竹田に至る街道を測り茲に隊を二分し忠敬の率ゐる本隊は久住より大分に至る府内街道を、坂部の率ゐる支隊は岡より犬飼、戸次、鶴崎を経て大分に達する街道を測量し本隊は十二月二十八日、支隊は二十九日大分に到着しこの地に於て越年せり。

かくて一行は文化八年一七八一正月四日大分を發し別府立石、宇佐、中津等を經て小倉に達する豊州街道及中津より岐して羅漢寺門前に至る道路を測定して十六日小倉に達しこれを以て一旦九州の測量を中止して歸路につきたり。

即ち一行は正月十九日小倉を發足して翌日下關に着し茲に大手分を行ひ忠敬、下河邊、永井、箱田等より成る一隊はこの地より吉田、大嶺、繪堂、明木等を經て萩に至る街道を坂部、青木、梁田、植田等よりなる一隊は小郡より山口、明木を過ぎて萩に達する街道を測り正月晦日萩に於て兩隊會合し滯在數日近傍の地を測りたる後更に兩隊に分れ忠敬の率ゐる本隊は山口より篠目、鷹巣等を經て石州街道を測り坂部支隊は萩より福井、藏目木等を經て鷹巣に至る街道を測り夫より石州街道に入り二月九日徳佐に於て兩隊合同の上猶石州街道を測進し津和野、益田等を經て同月十五日濱田に着せり。この地に於て又隊を二分し忠敬青木、永井、箱田等より成る一隊は濱田より跡市、三原、大家等を經て大森銀山に至り夫より轉じて濱原、赤名、布野等を過ぎて備後三次に達する街道を測り、坂部の率ゐる他の一隊は濱田より今市、新庄、本地等を經て廣島に至る街道を測り下町屋村に於て文化六年往路に廣島より測り置きたる測點に繋ぎ更にこの地より三次街道を測り閏二月二日三次に於て兩隊相會合せり。然れども又直に二隊に分れ忠敬、下河邊、植田、箱田等より成る本隊は三次より吉舎、上下、府中等を經由する街道を測りて福山附近に於て山陽道に連繫し夫より北進して油木に達する街道を測りて支隊の測點に結び更に東城より神代を經て新見に至る街道を測量し、坂部支隊は三次より正原、本村、帝釋天、油木、高山、地頭、下原、松山高梁、中津井、小坂部、上熊谷等の諸地を經由して新見に達する道路を測量し閏二月二十一日を以て兩隊新見に於て相合同しそれより一同新見より飯部、松山、總社等を經て岡山の近傍なる板倉に於て山陽道に會する街道

並にこの附近より足立、金川を迂回して岡山に達する小街道を測り同二十九日岡山に達せり。これより一行は無測山陽道を東上して播磨書寫山下に至りて再び實測を開始し書寫山より廣峰、增位諸山の神社佛閣を經由する通路を測りて三月三日姫路に達し轉じて法華山下に至りて隊を二分し忠敬、青木、永井、植田よりなる主隊はこの地より繁昌、社、鴨川、三田を經て有馬湯山に至る街道を測り、坂部支隊は法華山より國包、三木、淡河、湯山等を經て中山に至る街道を測りて同十二日中山に於て兩隊相會し翌日文化六年往路に測定せる山崎街道の一點に繋測を了せり。これより一行は又無測にて美濃鵜沼に赴き同月二十日二隊に分れて更に測量を始め忠敬、下河邊、青木、植田等より成る本隊は鵜沼より犬山、小牧を經て名古屋に至る街道を測り、坂部支隊は加納より一ノ宮を經て起街道の分岐點に至るまでの街道を測り名古屋に於て兩隊會合し二十四日一同名古屋を發し平針、舉母を經て矢作に於て東海道に會する街道を測り更に南進して西尾を經て平坂に至る線を測り曩年測定せる沿海線に連繫し夫より無測岡崎に出でたり。四月一日この地に於て又隊を二分し忠敬、下河邊、梁田等は氣賀街道中の八幡村より實測を起し新城、海老等の諸村を經て根羽村に至りて飯田街道に連絡したる後本隊に追及合同して十一日一同飯田に達し夫より諏訪街道を北し大島、飯島等を經て同月十五日伊奈部に至れり。茲に一行はまた兩隊に分れ忠敬、下河邊、青木、永井等より成る一隊はこの地より高遠、御堂垣外等を經て甲信街道中に於ける金澤に達する街道

を測りて後甲信街道を甲府に向ひて測進し、坂部の率ゐる一隊は伊奈部より更に天龍川に沿ひ諫訪街道を北進して諫訪に出で文化六年往路の測點に繋ぎて中山道との連絡を遂げ轉じて甲信街道中の金澤まで測りて本隊の測點に接續したる後同月二十一日臺ヶ原に於て本隊に追及會同せり。かくて一行は甲府に達し夫より鰐澤を経て身延に至る街道を測りて再び甲府に歸り夫より甲州街道を江戸に向ひて測進し小佛、八王子等を経て五月八日江戸に歸着し四谷大木戸に連結せり。以上特に記せるもの。
外凡て測量日記による。

今回の出張に於ては忠敬が附隨の侍成田豊作に不良の行爲ありたるの故を以て途次これを放逐したる他、人事上特筆すべき事故を見ず、班員相互間の關係も頗る平和なり。忠敬御用書簡集所載坂部貞兵衛より高橋景保に發したる書簡による。且永く各地に巡行したるに係らず僅に濕疹の爲めに困められたるものありし外重き病に罹りしもの無く殊に忠敬自身は頗る佳良なる健康状態にありしものゝ如し。諸侯との關係も亦圓満にして鹿児島藩等に於ては實測施行上多少の困難に遭遇すべきことを忠敬等は豫想せしが如きも實際に於ては意外の厚遇と便宜とを得て測量業務は毫も支障を受くることなくして遂行するを得たり。忠敬御用書簡所載坂部貞兵衛より高橋景保に送りたる書簡及測量日記等による。然も九州沿海の地勢は忠敬の豫期以上に險惡なりし爲め豫定の日程に齟齬を來たし屋久及種子島へ渡航の期を失し中途方針を變じて九州の測量を二回に分割し薩南二島の測定は次回の行に譲ることゝし豫定期より後るゝこと數ヶ月、年を他郷に迎ふること二回にして測圖整理の爲め一度江戸に歸還するに至れり。測量の方針及形式等に至りては

物による。

今回特に木星と其衛星との交食の觀測に努力せしことの外多く前回と異なる所を見ざるも斯く九州を二回に分ちて測量し其往復の途次東海、東山及中國地方の街道を測定せしとは大に製圖調整に關する材料を増加し地圖をして頗る詳密ならしむるの一原因となりたり。忠敬江戸に留ること約半年、屬官及門弟等と共に専ら製圖に從事し十一月に至り文化六年江戸出發以後測量せる地域の圖三種共に成り大、九州地二十一枚。中、九州地一枚。小、九州地一枚。これを當局の閲覽に供し直に又第二回九州出張の準備に着手せり。本地圖提出の月は久保木清淵の手記せる日
本測量記(帝國圖書館藏寫本)により地圖の現存す。一枚數は實。

曩に蝦夷地に於て忠敬と交を結びたる間宮倫宗は其後多年蝦夷、樺太及滿洲等の探險に從事し其地形風俗を實査し世人の謬見を破りて樺太の離島なることを確定しこの頃來りて江戸に在り。命を受けて更に精確なる測量を北州の野に行はんとし忠敬の宅に寄寓して就て天體觀測の術を實習せり。忠敬其意氣を壯なりとして敬愛すること頗る厚く倫宗も亦深く忠敬に心服せしものゝ如し。この年十一月六日忠敬が其子景敬に與へたる書翰平山藤右衛門の後裔所蔵。及び忠敬が倫宗に贈りたる序文伊能家に現存す。には大にその心事を察するに足るべきものあるを以て左にその全文を掲ぐべし。

一筆致啓上候愈御渝御清榮可被成御座珍重不少候此方無異御安意可給候然ハ我等出立之儀も彌當月廿五日と相定彼此致支度候其許儀ハ御病氣之儀ニ候得ハ御出府不相成御加養專一二可被成候就夫名代におりて女伊能家の妻なり。爲登候様先達亦も申遣し候

三治郎(編者曰く景敬の長男忠謙の幼名なり)儀ハ寒冷を節ニ有之候間出府も如何と存候得共此度も出入三ヶ年餘も相かより可申候間出立前對面も致し度間宮林藏儀も蝦夷地出立相延當廿日頃ニ相成是も三治郎ニ對面致度佐原に態々立寄申度候得共年内餘日も少年内松前着ニ日限も無之候得ハ佐原立寄無覺束候様子ニも相見へ候左候得ハ三治郎儀もおどて一同ニ御爲登可被成候日本ニ稀なる大剛者ハ間宮ニ候得者三治郎對面爲致候も宜候寒冷ニハ御座候得共十日前後ニ出立候様御執斗可被成候以上

十一月六日(文化八年)

猶々今日ハ荒井平兵衛殿並ニ高橋氏御越ニ付客來大取込ニ御座候間宮測量藝古ニ我等ヘ引越し罷在候已上

伊能三郎右衛門殿

平安急用事

(忠敬が江戸出發よりも後れ十二月晦日に至り漸く江戸を發して蝦夷に向へり。)

贈間宮倫宗序

古人有言曰世有非常之人而後有非常之功蓋非常之功難成而非常之人最難得焉其及得非常之人則非常之功庶幾乎可就矣寛政之末霸府令群吏大開蝦夷地於是航之於海墾之於田教育之於指方各有奇人才士以慮之而蝦夷之爲地僻在東北隅與北狄相接層冰凝寒

伊能勘解由

無粒食無居室自開闢以來不見教條所存雖欲撫育之無由躬臨之土地之廣袤不詳其方夷俗之多少無知其實故群吏之所慮率不得其歸者蓋由此矣乎有間宮倫宗者嘗與群吏俱往來夷地者有年矣而後孤劍單身不厭窮厄地之所盤旋島嶼之所向背悉窮其方以詳其風容以察其態狀遂到于北狄滿洲之地訪清人之都護府而歸具以獻有司於之夷地之詳略可指而慮也霸府偉其功而命之職更入夷地而慮其方今茲辛未之冬將發就余問測極量地之術先是寛政庚申之歲余亦稟命測蝦夷地中路與倫宗相見自是相親如師父今也余職量地將赴九州倫宗曰君應赴西州吾則入北狄地之相去數千里相別有年數矣願乞一言以爲會期之符余曰偉哉倫宗政府大起非常之役非無其人然如子之所履歷豈啻櫛風沐雨之云哉絕粒食犯凝寒能人外獸內之俗從吾不逆而終極其根實者復有幾何哉行矣倫宗能修其職以裨益政府非常之功乎是爲贈言之別

文化辛未仲冬

伊能忠敬

斯の如くにして忠敬が最初の企畫に係り然も未たこれを遂行するに至らざりし蝦夷地の測量は其門弟と目すべき間宮倫宗の手によりて所謂伊能流量地法に従ひて續行せらるることとなりたるなり。

(十四) 九州第二次測量

文化八年(二四七一)十一月二十五日忠敬は江戸を發して再び九州の地に向へり隨從する

甲往路
二三街駿相
の測定

小倉より
鹿兒島に至る街道
及薩南二島測量

もの手傳坂部貞兵衛、下役永井甚左衛門、今泉又兵衛直利、門谷清次郎、内弟子尾形顯治、箱田良

助、保木敬藏、永譽、侍加藤嘉平治、宮野善藏外一名この一名は坂部に屬す。

竿取佐助、甚七、長持宰領久保木佐

右衛門、其他從僕五名にして一行の總員十九名なり。

一行は十一月二十七日東海道の一驛藤澤より測量を開始し側道に入り大山を經て關本に至り岐して小田原に達し更に關本より直に足柄峠を越え御殿場須走を經て吉田に至り二隊に分れ忠敬の率ゐる一隊はこの地より直に甲州街道の大月驛に連測し坂部の率ゐる一隊は川口、黒駒等を經て甲府附近の石和村に於て甲州街道に連繫し共に富士川を下りて身延に赴きこれより富士川に沿ひて測進し萬澤に至りて二途に分れ忠敬隊は興津にて、坂部隊は岩淵にて東海道に連絡を了し十二月十七日興津にて兩隊會同せり。これより一行は更に遠州掛川に起り秋葉海道、鳳來寺通を三州新城に至る街道及信州根羽より濃州明知通り尾州名古屋迄の街道を測定する豫定なりしも觸書に附せる測量道順書によると。これを變更し無測にて直に九州に向ひて東海道を西行し十二月晦日山崎街道の一驛なる攝津郡山に達し茲に越年し文化九年(一八一〇)正月二日行を起しました無測にて山陽道を西下し同月二十五日豊前小倉に到着せり。

この度の九州出張には三四月頃の好時季に於て義に延期せる薩南二島に渡航すべき必要あるを以て正月二十七日小倉を發して直に薩摩に向ひて街道測量を開始し先づ小倉より黒崎、飯塚山家、松崎、久留米、瀬高を經て肥筑の境に至る熊本街道

肥筑の境より熊本に至る部分は前回既に測定せり。

瀬高より岐して三池、高瀬を過ぎ植木に於て熊本街道に合する街道並に熊本街道中の湯町（山鹿）より隈府を經て大分街道中の大津に至る街道等を測りて二月十六日熊本に達せり。それより一行は進んで薩摩街道を南し八代に至りて先年段土より人吉を經て測り來りたる終測點に繋ぎたる後西海岸に沿ひて走れる街道を測進し日奈久、佐敷を經て湯浦に至りて兩隊に分れ忠敬の率ゐる一隊はこの地より道を山間に取り久木野、大口を經て中之にて人吉街道に會する街道を測り夫より無測段土に赴き更に段土、鹿兒島間の街道を測りて三月三日鹿兒島に到着し、坂部の率ゐる一隊は湯浦より猶海岸に沿へる街道を測り奈久津、米之津、阿久根、串木野等を經て市來湊に達し先回の測點に連結し夫より無測にて鹿兒島に赴き本隊に合せり。

これより隊員一同鹿兒島に滯在し或は市中を測り或は天測を行ひ以て屋久、種子二島へ渡航船舶の準備成るを待ちしが藩廳に於ては航路の險惡と實測上の不便とを慮りて八隻の大船舶を以て御用船に充て多數の測量手傳人夫に至る迄盡く本土より測量班に隨從せしむるの方針を取りしを以て其準備に數日を費し三月十日に至て初めて乗船するを得た。而してこの堂々たる測量船隊は鹿兒島港頭に順風を待つこと三日、三月十三日を以て出帆し即日薩摩の南端山川湊に達せしがこれより連日南風にして出船するを得ず。空しくこの地に淹滯すること約旬日、二十二日一度出港せしも中途逆風に逢ひてまた歸港し漸く二十七日朝に至りて順風を得て出帆し同夜屋久島吉田村屬安房村に達するを得たり。

この所に於て隊を二分し忠敬の率ゐる一隊は薩藩より差添へたる家士並に足輕の一半及測量手傳人夫十五名と共に安房村より右方海に沿ひて海岸を測進し坂部の率ゐる一隊も亦本隊と同數の薩藩補助員と共に左方海に沿ひて海邊の測量を行ひ四月十一日に至りて全島の測量を了りたり。されども種子島渡航の順風を得ずして安房村に留まること旬餘、四月二十六日に至て漸く同島に航するを得て島間村に上陸せり。この所に於ても亦屋久島に於ける如く隊を二分し忠敬の本隊は島間村より西海岸を北上して北端を東に廻測し坂部支隊は島の南端を廻りて東海岸を北方に測進し五月九日を以て全周及二箇の横切測量を遂げ茲に薩南二島實測の使命を全うせり。かくて一行は赤尾木湊に在りて順風を待つこと旬日餘にして五月二十二日出帆即日山川湊に達し翌日鹿兒島に歸着せり。

忠敬等曩にこの地を發してより是に至る迄實に七十有餘日、而して二島の實測に要したる日子は僅々二十日内外に過ぎず。其餘は殆ど皆風待の爲めに徒費せしものなり。忠敬はじめ二島測量の機を利し更に硫黃島、口ノ永良部島及其他の薩南七島等へも渡航實測せんとするの意ありて薩藩の吏と交渉する所ありしが實行非常に困難なることを聞知し又渡航に多數の日子を空費すべきことを認めたるを以て遂に其意を齧し單に視界に入るのみにつき遠測法によりて其位置を定むるに止めたり。

一行は鹿兒島に數日滞留せし後五月二十八日を以て大隅海岸の濱之市村より街道測量を開始し途を東北に取り霧島神社、狹野權現社等を經て日向野尻に至り六月二日この地に

大隅、肥後、日
豊前、豊後、日
後に亘れ

於て大手分を行ひ忠敬、永井、門谷、尾形等より成る本隊は野尻より東方に向ひ本庄、佐土原を経て高鍋に至り夫より日向の東海岸に沿へる街道を北し美々津を過ぎて延岡に達し轉じて西北の山間に入り北方、七折、岩戸、田原の諸村を過ぎ肥後高森に至り根子嶽及阿蘇嶽の間を越え六月二十四日大分街道中の坂梨に達して先年の測點に連継し更に同街道中の内牧より豊後隈町に至る街道を測り東折して七月四日森に達し坂部、今泉、箱田保木等より成る支隊は野尻より西進して細野、飯野を経て加久藤に至る迄の街道を測り夫より無測にて人吉に赴きこの地より東に向ひ米良街道を測りて六月十三日佐土原に達し再び無測にて美々津に至りて更に測量を開始し西の方筐尾崎を越え椎葉山中に入り肥後馬見原に出づる嶮路を測り夫より益西進して濱村、鰐村等を経て熊本に至るまでの街道を實測したる後無測にて豊後森に赴き本隊と會同せり。七月五日全員森を發し北方に向ひ測進して豊前に入り羅漢寺追分に至りて先年の測點に連繫しこれより二隊に分れて樋田より隈町に出づる街道及英彦山に至る通路を測りたる後忠敬は七月望の月食觀測準備の爲め尾形顯治等を伴ひ小倉に向ひて先發し他の隊員等は彦山より小倉に達する街道中香春迄を測定し夫より急行して十五日一同小倉に集合せしが翌十六日夜は晴天にして遺憾なく月食の觀測を遂行することを得たり。

七月十九日より一同また量地の業務に就き小倉より西に向ひ筑前の海岸及附屬島嶼を巡測し八月四日博多に達し同十七日進んで肥前に入りしが西方に進むに従ひ海岸線の出

入次第に甚しきを以て屢横切測量によりて複測を行ひつゝ進行し九月一日今村に於て二隊に分れ或は沿海、島嶼を或は街道、横切を測りて忠敬本隊は同月九日、坂部支隊は同十日伊萬里に達せり。この時偶忠敬をはじめ今泉尾形等食傷により暴に病みたるを以てこの地に滯留して療養を加へ他の一隊をして佐賀平戸の領界伊賀、長崎縣界。に至る迄の海邊を測らしめ同月十四日班員の病癒ゆるに及びて又隊を分ちて二となし近傍の街道伊萬里唐津附近間、伊唐津附近、牛津間等。を測りて十九日佐賀に至りて相會し、分れて佐賀より山家に至る街道及其他の街道を測り二十六日太宰府に於て復相會し更に分離して近傍諸街道の繫測並に石櫃より豊後隈町に至る街道、隈町より久留米に達する街道等の實測を行ひ十月八日久留米に至り十三日柳川に着せり。夫よりまた兩隊を以て測を筑後、肥後の國境に起し筑後及肥前の海岸並に海邊に近き若干の街道を交々測量して十一月二日諫早に同六日島原に達し茲に滞在すること數日近傍の沿岸及寛政四年新に噴出せる小島嶼等を測りたる後十一日島原を發して島原半島の廻測及横断測量を行ひ矢上村に至りて外洋に面せる海岸を離れ長崎半島の地峠を横切りて大村灣に濱せる方面に出で同月二十三日大村に到れり。忠敬の本隊はこの地に滯留すること數日近傍の海邊を實測したる後二十九日を以て出發し大村灣の東縁に沿ひて海岸線、街道筋及島嶼等を測りつゝ北進し十二月二十三日佐世保に着し、坂部支隊は十一月二十四日大村を發して大村灣の西縁を測り彼杵半島の北端横瀬村に至るまでの實測を了りて十二月二十六日佐世保に赴き本隊に會同し共に近傍海邊及街道等の測

量に從事し同月二十八日一同松浦郡相神浦アヒノウラ校賤津浦に到りて越年せり。

文化十年(一八七三)正月四日班員等は其業務を開始せしが忠敬はこの月望發現すべき月食を賤津浦にて觀測せんと欲し班員等をしてこの地を本據として近傍の海邊及島嶼等の實測に從事せしめ以てその日の至るを待ちたり。然るに當夜曇天にして觀象の目的を達する能はざりしを以て翌十六日を以て賤津浦を發し二隊に分れ松浦郡の西海岸及街道、島嶼等を測りて正月二十九日平戸に着せり。而してこの頃忠敬等は又屢木星と其衛星との交食の觀測を試みたる形跡あるも其結果は明ならず。平戸に滯在數日の後二隊を以て平戸島の測量を行ひ二月十六日其終了を告げ夫より更に松浦郡の北海岸を測進し佐賀領界に及びて前測點に連綴し併せて附近街道及小島嶼等を實測し次に大島に渡りて三月六日その測量を遂げたり。一行は壹岐に渡航せんとしてこの地に順風を待つこと數日に及びしが天候佳ならざるを以て先づ近傍の生月島に航してこれを測り再び大島に歸り三月十三日大島を發して壹岐に向ひ途に二神島に上陸實測を行ひたる上同日壹岐郷ノ浦に到達せり。

是に於て一行は二隊に分れ壹岐全島の沿海、街道及附屬小島嶼等の實測に從事し又木星と其衛星との交食の觀測をも試み三月二十四日を以て其業を了り勝本に滯在して順風を待ち同月二十八日出帆對馬に向ひ即日同島府中嚴原。に着せり。一同この地に留ること數日、近傍の地を實測したる後四月二日隊を分て二となし忠敬の率ゐる本隊は府中より東海岸を北方に測りて四月二十四日其北端鰐浦に着し、坂部の率ゐる支隊は府中より東海岸を

南進し其南端を廻り一二の横切街道を測り更に西海岸を北進して四月二十七日鰐浦に於て本隊と相會せり。されど直に復分れて忠敬の本隊は東海岸に接近して走れる街道及淺海灣内に散在せる小島嶼等を測りて五月十六日府中に歸り、坂部支隊は西海岸に近き道路及殘餘の海岸線並に淺海灣に濱せる海岸の殘部等を測定してまた五月十六日を以て府中に歸着し茲に對馬全島の實測を完了せり。本島に於ては忠敬は朝鮮の諸高山の方位を屢遠測して其位置を定むるに努めたり。又木星と其衛星との交食の觀測に意を用ゐ各所に於てこれが觀象を試み鴨居瀬に於ては其目的を達せしものゝ如し。

一行は府中に滯在して風待ちする事數日の後五月二十二日出帆し翌日五島領宇久島に着してこれを測り夫より小値賀島に航し五月二十九日大手分を行ひ今泉、尾形、箱田等より成る一隊は坂部これを率ゐて忠敬の本隊と相應し便宜に從ひて交々五島列島を測進し六月二十九日最極端に位せる福江島の福江に達せり。是に先つこと數日、六月二十四日の頃坂部貞兵衛日之島に於て病に罹り衆に先ち福江に移り療養を加へたるも未だ快癒に至らざるを以て七月三日忠敬は隊を分ちて二となし忠敬の率ゐる一隊は福江より沿海線を右旋し他の一隊は假りに今泉を長として沿海線を左旋測進することゝし坂部の病癒ゆれば直に今泉隊に追及せんことを約して福江を出發せり。然るに七月十三日に至り坂部の病勢不良なるの報測量隊の許に達せしを以て忠敬及今泉等は急遽福江に歸り看護を盡せしも七月十五日午後貞兵衛は遂に福江の客舎に歿したり。貞兵衛文化二年實測の業に從ひてより

既に十年に垂んとし其手腕に於て將た經驗に於て隊員中これと比肩するものなく忠敬の股肱として能くその任務を盡し忠敬も亦深く信頼する所ありしに行等は卷末に附せる傳記を参照すべし。忠敬が其子女に與へり。忠敬即ち變を殘餘の隊員に傳へ一同を福江に集め十六日貞兵衛を福江町芳春山宗念寺に葬り業を休むこと一週日以て弔意を表すると共にこの意外の變事に對する善後策を講せり。かくて忠敬は先づ現狀の儘にて福江島を測量し然る後永井をして坂部に代り一隊を引率せしむべきことに定め七月二十二日を以て再び福江島の實測を開始し同月二十九日これを測了せり。

一行は七月晦日福江を發し九州本地に向ふの途次忠敬本隊及永井支隊の兩隊にて平島、大島其他諸島嶼を測りたる後八月八日彼杵半島に歸航し昨年末に於ける沿海終測點たる同半島の北端より測量を起し兩隊を以て交々その西海岸を南進し八月十七日長崎に到着せり。即ちこの地に淹滯すること約半ヶ月、近傍の測量及天體の觀測を行ひたる後九月三日同地を出發し沿海を巡測して野母崎を廻り同月十五日矢上村附近に於て昨年島原半島方面より測り來りたる沿海終測點に連繫を遂げ茲に九州全海岸線の測量を完結せり。

是に於て一行は街道の測量に移り長崎を経て時津に至り九月十九日この地にて隊を二分し忠敬は彼杵に航し大村信濃守當時鷹居にに謁して測天量地に關して演述する所ありたる後本隊を率ゐてこの所より嬉野、鹽田を經て芦原枝新橋に至る街道を測り永井支隊は時津よ

り直に川棚に航しこの地より波佐見、武雄を経て北方に至る街道を測り九月二十六日兩隊肥前小城に於て相會し直に又分離して本隊はこれより川上、三瀬等を經て博多に達する街道を、永井支隊は神崎より博多に至る街道を測量し十月朔博多にて兩隊再び相會同せり。夫より後兩隊は交々博多より蘆屋に至る街道、秋月より豊前香春に至り轉じて小倉に達する街道及二三の連絡小街道を測定して十月十一日小倉に着し以て九州測量を完了せり。

一行は十月十四日小倉を發して歸路に就き下ノ關に渡り翌日山陽道小月驛より測量を開始し長門を横切りて北海岸の正明市に出で夫より萩に至る迄の街道を測りたる後無測にて山口に赴き同月二十一日この地にて二隊に分れ忠敬の率ゐる本隊は山口より山陽道中の宮市に至る街道を測り夫より更に堀、鯖河内、鹿野、金峰、廣瀬、本郷等を經て津田に達する街道を實測し、永井支隊は山口より仁保を經て引谷に出で夫より柚木を經て山口、津和野間の街道中の一點に連絡し更に引谷、堀間井に柚木、鹿野間等を測りたる後津和野に赴きこの地より又測を起して柿木、六日市等を經て十一月六日津田に達し本隊に會合せり。其翌日又二隊に分れ忠敬の本隊は津田より二十日市までの街道を測りて山陽道に連繫し更に廣島より福田、志和堀等を經て備後に入り吉舎、稻草、庄原、比和、高山等を過ぎ進んで出雲に入り阿井、木次、今市等の諸地を經て杵築に至る迄の通路を實測し、永井支隊は津田より吉和、筒賀、加計、新庄等を經由して石見に入り出羽、川本等を過ぎて大森銀山に到り轉じて温泉津に達する街道を測り更に大森銀山より山陰街道を東方に測進して杵築に至り十一月二十八日兩

隊この地に會同せり。これより後兩隊は交々山陰街道及小岐道を測量し松江を経て米子に達し閏十一月九日又大手分を行ひ忠敬の本隊は米子より大山寺を經て赤崎に出で倉吉に至り夫より美作街道を伯作國境まで測り倉吉に引返し東郷湖畔を測り門前、志可奴等を過ぎ鳥取に出で轉じて知頭街道を測進し用瀬、知頭を經て因作國境駒返に至りたる後知頭に引返しこの地より直に津山に至る街道を測りて十二月四日同地に着せり。永井支隊は米子より溝口、根雨、勝山、久世を経て津山に達する街道の中久世より伯作國境迄、並に勝山附近に於て先年の測點と連絡すべき二三の小街道等を測りて津山に出でこゝに本隊に會せり。十二月六日兩隊は分離して津山を發し忠敬隊は津山より周匝、町神田、牟佐を經て岡山に至る街道を、永井隊は津山より弓削、福渡、野々口を過ぎ岡山に達する街道を測りて同月十一日岡山にて兩隊相會合し共に岡山より西大寺に至り夫より東大川に沿ひて周匝に至る通路を實測して後十六日周匝にて兩隊復分離せり。かくて忠敬隊は津山より測量を起し勝間田、檜原、栗井等を經て辻堂_{鳥取、姫路間の街}に至る街道、鳥取より姫路に至る街道中因作國境駒返より辻堂、平福寺を経て下徳久、三日月、嘴崎、飾西等を經て姫路に達する作州街道共に同月二十九日姫路に着しこの地にて新春を迎へたり。

文化十一年(一四七四)正月四日一行は姫路を發して北方に測進し翌日仁豊野に於て兩隊に分れ忠敬の率ゐる本隊はこの地より道を丹波に取りて柏原に至り轉じて但馬和田山に出で丸山川に沿ひ養父市場、豊岡を經て湯島に達し曩年山陰沿岸を測量せしときの點に連結し、永井支隊は仁豊野より市川に沿ひ道を但馬に取りて測進し其途次福崎より岐して安志に至る街道をも繋測したる後生野を經て和田山に達して本隊の測點に結び夫より高柳を經て村岡に至る迄の街道を測り引返して高柳より豊岡に至る通路を測り同月二十日兩隊豊岡に會合せり。夫より兩隊は交々豊岡、出石間及出石、養父市場間の街道を測定したる後同月二十四日出石に於て相分離し忠敬隊はこの地より丹波福知山、柏原、篠山等を經て龜岡に至る街道並に福知山附近より岐して丹後宮津に達する街道中其國境に至る迄、篠山より岐して播磨より攝津に至る有馬街道中の一點に連絡する街道等を測り更に龜岡より南方に轉じて攝津に入り山崎街道中の一點に連繋し次に山崎より向日町を經て京都に至る迄の街道を測り再轉して京都より老坂を經て龜岡に至りて篠山方面より測り來りたる測點に連ね二月二十二日八木に達せり。永井支隊は出石より丹後久美濱に至りて先年行ひたる沿海測量線の一點に連結し夫より老坂を峰山まで測進しこの地より岐して北海岸の竹野に出で再び先年の沿海測點に繋ぎたる後峰山に引き返し更に進んで宮津に至り轉じて河守を經て丹波篠山に達する街道を國境まで測りて本隊の測點に結び次に河守より田邊現今^{舞鶴。}に出で轉じて道を丹波に取り山家、妙樂寺、檜山等を經て園部に達する街道及福知山

より檜山に至る街道、福知山より綾部を經て妙樂寺に至る街道等を測り八木に赴きて茲に本隊と相會せり。翌日兩隊はまた分離し忠敬隊は愛宕山を越え嵯峨に出で仁和寺邊まで測量して同月二十六日京都に到着し、永井支隊は愛宕山の北方を迂回し殿田、細川下、紫竹大門等を経て同月二十八日京都に達せり。爾後三月三日に至る迄一同京都に滯在して近傍街道の連繋及洛中街路の測量等に從事し四日京都を發し奈良街道を測りて奈良に至り夫より東に轉じ笠置を經て伊賀上野に達し同月十三日この地に於て二隊に分れ忠敬隊は上野より柘植を經て關に至る街道を實測し、永井隊は上野より長野峠を越え津に至る迄の街道を測量し同月二十日兩隊一旦四日市に會合せり。翌日兩隊は復分離し忠敬隊は桑名より測を起し高須を經て大垣に至り夫より谷汲に至る街道を測り鏡島に出で、中山道に連絡したる後加納より關(美濃)に至る街道を測りて四月二日關に達し、永井隊は菰野より北進し山口、多良等を経て養老附近の澤田に於て先年の測點に結び夫より東南に向ひ津屋を經て高須附近にて本隊の測點に連絡し更に三月二十九日本隊の所在地、中西郷に赴きこの所より岐阜に至る間の連繋を行ひたる後關に於て本隊に追及せり。四月三日關に於て復手分を行ひ忠敬の本隊は先づ關より中山道の大田に至る間を連測したる後無測にて中津川に赴き更に測量を開始して飛驒に向ひ苗木、付知、森等を経て同月十三日湯之島に達し、永井支隊は關より直に北方に向ひて測進し有知を経て八幡に至り東折して金山に達し又東北に轉じて森に出で本

過測量の経

隊の測線に會し湯之島に於て本隊に追及し茲に兩隊會同を遂げたり。これより後大手分を行ふことなく兩隊にて交々飛驒街道を測進し同月十六日高山に達し更に進んで越中街道を古川まで測りたる後高山に引返しこの地より更に東進して飛信の國境なる野麥峠を越え中山道の藪原に達する迄の街道を測量し夫より無測にて洗馬に赴きてまた測を起し松本を經て篠野井に至りて信越街道に會し先年の測點に連結せり。五月朔日更に善光寺より實測を開始し淺野を過ぎ飯山に至り轉じて須坂を經て松代に出で屋代に至りて再び信越街道に連繋し夫より無測にて追分に至りて復測量をはじめ道を下仁田に取りて進み下仁田より吉井を經て本庄に至りて中仙道に繋測し次に熊谷より秩父道を西方に測りて大宮郷に達し東南に轉じ菅井、川越、大井、白子等を經て板橋に至る迄の街道を測定し文化十一年(一八七四)五月二十二日江戸に歸着せり。以上専ら測量に據る。

この滿二年半に亘れる第二次の九州出張に於ては隊の副長を病魔に奪はるゝの不幸を見たりと雖も其他の隊員は隊長忠敬を初めとして門弟等に至る迄皆甚しく健康を損するもの無く沿道諸侯との關係亦常に圓満にして十分の便宜を得たるを以て地勢峻嶮にして波濤險惡なる西海の諸島嶼の如きも何等の支障を生ずることなく著々として實測の歩を進むるを得、街道筋を當初の豫定よりも多く測量したる結果として多少期日の延長を見たりと雖も大體に於て豫定計畫に齟齬を來たすことなくして其使命を全うすることを得たり。(文化十年四月二十七日附にて忠敬より忠敬より妙薫に與へたる書簡、文化十年末より同年十一月に亘り高橋景保より忠敬に送りたる數通の書簡共に伊能家所蔵)及測量日記等による。

書 上

何ぞ誰領分

何國何郡何村

- 一 高何千何百何拾何石何斗何升
- 一 家數何百何拾何軒
- 内何百軒 本村
- 何拾軒 枝郷字何
- 内何拾何町 居村
- 何拾何町 野間
- 一 村長東西何拾何町南北何拾何町
- 但何村境より何村境迄
- 一 店村往還通(或ハ海邊)ニ御座候但驛場歟立場歟

若往還(或ハ海邊)より引込候 ハミ往還(或ハ海邊)居村迄

何町、方角何

若本村往還(或ハ海邊)より引込枝郷斗リ往還(或ハ海邊)ニ有之候 ハミ其譯を認む

村内街道何ヶ所

内何州何郡何城下の道法何里

何陳屋ニ

何寺社ニ

當村より隣村何村家居迄方角何、凡何町但其間田畠歟山越し歟

何川 船渡、歩行渡或橋長何拾何間

但川上何方より流出凡何里川下何里何方ニシテ海に入ル

御朱印高何拾石 何社、祭神何、神主誰

宗旨、山號、寺號

寺何ヶ寺 内何宗何寺 何宗何院 何宗何庵

社 何々

名所 何々

舊跡 何々

名産 何々
古城跡何山誰古城與と不分者誰古城と申傳候と認
遠山見渡

何山 方角何 凡何里

内何島 周廻何拾何町 家數何軒

何村より海上何町

何島 周廻何拾何町 人家無御座候

何村より方角何海上何里

船掛湊 深何尋

右之通相違無御座候以上

年號月

何村庄屋

誰印

但半紙堅帳ニシテ細字に認候事、難讀取村名ニ者假名付致候事、一郡限歟一組限歟

一帳ニ認候事も宜敷候

の如き案例に據らしめしものにして、伊能家に現存せり。曩年東國地方測量の際沿道に於て僅に國郡、村名、領主名、高家數等を摘錄提出せしめたるに比すれば其精粗因より同日の論に非す。而してこの他忠敬は西國地方に於ては沿道官民に命じて或は各村落の繪圖を謄寫若くは新調して提出せしめ以て巡測の参考に資し或は天然の地物の外幾多の巨大なる城、梵天等を必要なる地點に建設せしめ以て實測上の便益に供したれば、伊能家に現存せる巡測地より提出の地圖及書類等による。

民力を勞すること愈多きを加へたり。又一方に於ては忠敬は所謂沿海測量の實を擧げんが爲め海邊の地は如何なる斷崖絕壁と雖も人力の及ぶ限りは百難を排して之れが實測を試み某布羅列せる無數の群島も逐一其地形を測定して残す所なからんことを勉め沿道の地勢の如きもこれを實寫せしめて地圖描畫の際形容の資料に供する方針を取りたれば測量班員も亦大に勞役を加へたり。殊に緯度測定の外木星と其衛星との交食の觀測により各地點の經度をも天測的に決定せんことを企畫してより以來忠敬をはじめ班員等は晝間量地に疲労せる身を以て夜間更に幾多の勞力と時間とを徒費せし場合甚だ多し。斯の如く沿海の測量細密に亘ると共に街道筋の測線も亦其數を加へて詳密となりたれば最初三十三ヶ月を以て遂行すべき豫定なりし西國地方一圓の實測は文化二年二月その行を起してより茲に同十一年五月に至る迄拾星霜を費して初めてこれを完了するを得たり。

出張中の
異變

九州第二次出張の頃には忠敬漸く老い速に功を收めんとする念また切にして動もすれば焦慮暴進の状なきに非ざりしが如きも、測業務打合せの爲め忠敬に送りたる數通の書簡(伊能家藏)坂部貞兵衛能くこれを輔佐して諸事を分擔處理し、尾形顯治常に左右に侍して其身心を慰むるに勉めしのみならず、妙薰に與へたる書簡(伊能家藏)文化十年四月二十七日附にて忠敬より忠敬が古稀に垂んとする老軀を以て孜々として其業務に從事するの狀は大に諸侯の同情に値ひせしものゝ如く到る處優遇を受け、又忠敬の盛名を聞きて其門に入らんことを請ふもの相踵ぐの狀を呈したるを以て、測量日記及入門者の書簡(伊能家藏)忠敬は内心蓋し得意の情を禁ずる能はざりしなるべし。然るに出張の下半期に迨びて意外の異變續出し大に忠敬の心を傷ましめたり。即ち忠敬は文化十年四月對馬の實測に從事せし際この年二月江戸淺草曆局高橋役所火を失し測器書籍及其他重要書類多く灰燼に歸したり(忠敬の觀測と相待ちて各地の經度決定の用に供すべき曆局に於ける木星と其衛星との交食觀測簿の如きも亦等しくこの災厄に罹りたるなり)との凶報に接し、文化十年三月二十六日附にて此の變災を詳報せる高橋景保の手簡伊能家に現存す。尋で對馬より五島に向ふの途次坂部貞兵衛の老母病死の悲報を手にしたるが七月福江島に至るに及びて股肱坂部貞兵衛も亦病に罹りて終に起たざるの大不幸發生し忠敬をしてこれを自家の子女景敬及妙薰に報するの手簡文化十年七月二十二日附伊能家に現存す。中に

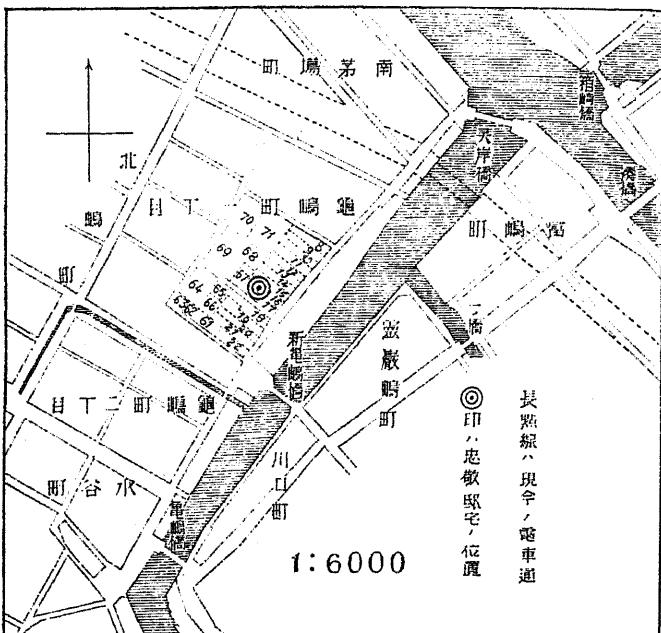
(前略)御存ニ通り測量ニ付候る者年來ノ羽翼ニ御座候間鳥ノ翼を落候と同様ニシテ大ニ力を落致愁傷候(中略)自今我等ハ大骨折ニ御座候

との語をなさしむるに至りたり。然れどもこの時實測の業務は略完結に近づき沿海線の如きは餘す所僅かに彼杵半島の一部分に過ぎざりしを以て隊員の意氣甚しく阻喪するに至らず。忠敬は直に善後の策を講じて衆と共に豫定の方針に従ひ奮勵業務を進捗せしむるとを得たり。然るに奚ぞ知らん忠敬が貞兵衛の死歿を報じたる嗣子景敬はこれより先六月七日を以て病魔の爲め既に世を去りたり。忠敬の家族等は西海の絶域に在て忠敬が哀悼の情に堪へざらんことを恐れ暫くこれを秘密に附せしもこれを久うすべからず。遂に八月十七日附を以て高橋景保より危篤と稱して其凶變を忠敬に傳へたり。家に現存す。伊能この悲報は蓋し忠敬が九州地沿海線の測量を終りたる頃接手せしなるべく不祥事の續發に遭遇せる忠敬の心事思ふべきなり。然れども忠敬が百折不撓の資性は自傷病を釀すに至らず。爾後益意を實測業務の完成に注ぎ西國地方の廻測は今後また期すべからざるを以て歸路豫定以上に諸街道筋の測量を行ひ其任務を全うして江戸に歸着せり。

(十五) 地圖の整理及江戸府内街道繫測

是より先深川黒江町の住宅狹隘にして地圖製作上不便を感じること妙からざるを以て文化七年(一八一〇)の末高橋景保の盡力により曆局内に邸宅を新築するの議略成りしも化八年正月十八日附忠敬より景保に送る。遂に實現するに至らず。九州地方へ第二次の出張中櫻井秀藏(伊能秀藏櫻井氏)及其他二三の者に邸宅の選定を依嘱したるも又意に満つるものを得

移轉



ざりき。文化九年春忠敬より櫻井秀藏に與へる。然るに其後八丁堀龜島町に住せし桑原隆朝の繼嗣。他に移轉したるを以て其跡屋敷に移住するに決し九州地方より歸りて後直にこれが修理を命じ文化十一年(一八一四)六月三日を以て寛政七年(一八〇五)出府以來測天量地の原點たりし深川黒江町の邸を去りこの龜島町に於ける新邸に移轉せり。忠敬江戸日記による。この邸宅の位置は江戸府内全圖の草稿に記せる所によれば現今の龜島町一丁目十五番地乃至十七番地の奥の方の部分に相當し其坪數は忠敬の江戸日記に記せる所により百五十坪許し表向は五十坪の積りとなす。地主は長田備後守組與力藤田熊太郎なり。なりしこ

とを知るべし。

爾後忠敬はこの新邸を以て地圖御用所に充て行を共にしたる下役、内弟子並に下河邊政五郎等と共に地圖の整理調製に從事せり。而して第二次の九州出張中に測定したる沿海

及諸街道の地圖脱稿の時日は記録の徵すべきものを見ざるも從前の例によりて推察すれば早くも文化十二年中には其功を竣へたるべし。

忠敬は一方に於て地圖の製作に意を盡すと共に又他方には江戸府内の街道繫測及伊豆七島の測量等を畫策せり。

忠敬は從來江戸の儒居より各方面に向ひて實測を行ふに當り江戸府内に於ける街道筋は單に歩數若くは量程車によりて略測を施すに止め江戸の出入口なる各大木戸より精測を開始するを常としたり。これ蓋し江戸府内に於て公然測繩を牽き方位盤を用ひて測量を行ふことは種々の關係上その手續稍煩雜なりしを以てなり。然るに今や忠敬既に西國一圓の測量を終り曩に假りに測量の起點となしたる江戸出入口の諸點と道程起算の原點たるべき日本橋との間の精測を必要となすに至りしを以て文化十一年冬幕府當局者と交渉を遂げ忠敬江戸日記による。翌文化十二年二月日本橋より五街道出口に至る迄の府内街道の測定を實行せり。この測量に關する日記は現存せざるを以て實測に從事せるものゝ人名及これを行ふに要したる日子等は詳ならず。然れどもこれ固より市街測量と稱すべき程度のものにあらず僅に數條の幹線を測量したるに過ぎざるを以て蓋し少數の人員を以て旬日ならずして遂行せしものなるべし。但し文化十二年二月に行ひたることは伊豆地方の測量日記中の記事及濱川景佑の記録による。而して其製圖の如きも亦測量終ると共に直に成りたるは疑を容れざるものその時これを官府に呈せず後江戸府内細測の議起るに及び文化十三年七月十七日参考としてこれを提出せしものゝ如し。川濱

敬景佑記錄並に文化十三年七月二十六日附にて忠敬より妙薰に與へたる書簡(一七〇頁参照)による。

(十六) 伊豆七島測量

忠敬は西國地方の測量を終るや更に伊豆七島の實測を行ひ以て沿海圖の完備を期すると共に兼て伊豆半島東海岸の再測を施行し舊測を校訂せんと欲し文化十一年七月の頃既に當局と交渉してその内諾を得たるが忠敬江戸日記による。文化十二年春江戸府内街道繫測を卒へたる後に至り公然伊豆七島及地方海邊及街道測量の命を受けたり。

この時に當りて忠敬の齡既に七十一歳に達し健康漸く衰へ且西國地方より歸りて後意氣又多少弛む所あり。是を以て長女妙薰を初めとし高橋景保に至るまで忠敬が親しく險惡なる海濤を凌ぎて七島の實測に從事するを危み強て慰諭して渡航を斷念せしめ受命地方には下役及内弟子等を遣はしてこれを測量せしめ忠敬は江戸に留まりて其事を督ぶることとなさしめたり。景保より忠敬に送られたる當時の書簡(伊能家藏)による。

是に於て下役永井甚左衛門、坂部八百次、兵道貞の嗣子門谷清次郎、内弟子箱田左太夫、保木敬藏等を以て測量班を組織し外に竿取多田要吉、宰領田中吉兵衛及從僕等を加へ上下合して拾有一人、永井甚左衛門これに長として文化十二年二四七五四月二十七日を以て江戸を發足せり。

一行は江戸より無測にて直に伊豆三島に至り五月二日この地より測量を開始し下田街

道を南進し行々韭山、修善寺等に達する岐路をも測りて八日下田に至り七島渡航風待ちの時日を利用して近傍の精測及山島の遠測等を行へり。かくて同月十八日を以て御用船たる三百石積の帆船に乘じて下田を發して八丈島に向ひしも風都合により翌十九日三宅島に着せしを以て同島に上陸して其一部分を測り二十一日順風に乘じて八丈に向ひ翌日同島に達し大賀郷に上陸せり。時恰も霖雨に際會せしを以て數日間この地に滯留せしが六月朔日に發現すべき日食を本島に於て觀測して經度を天測的に決定すべきことは測量班的一大任務なりしを以て雨の晴るゝを待ちて觀測地を島の東部に位せる末吉村に選定し二十八日一同この地に移りて觀象の準備に從事せり。然れども當日天曇りて日影を見ず日食現象は全く雲中に經過し去りてその目的を達することを得ざりき。是を以て隊員は一旦大賀郷に歸りて測地業務を開始し本島の周邊を廻測して後其屬島たる小島を測り又本島に歸りして街道を測り六月十六日を以て實測の業を結了せり。されども日食觀測の目的を達せざりしが爲め八丈島の經度は諸島の方位を遠測して順次本土との連絡を遂げ以てこれを決定するの外又策の施すべき無きに至りたるが故に爾後専ら高山に登り天候佳なる時に乘じて諸島の方位を観測するに勉め六月二十五日至り漸くその業を了りたり。夫より一行は順風を待つこと數日同月二十九日八丈島を發して三宅島に向ひたるに翌日目的地の附近に於て風死し急潮の爲めに押流され七月三日に至り遂に相模三崎に漂着せり。よりてこの地に上陸して地圖の草稿を整理し或は山島を遠測して順風の至るを待ち七月十一日強

北風に乗じて帆走僅に半日にして初めて三宅島に達するを得たり。即ちこの島を根據として先づ御藏島を測らんが爲め翌日漁舟四隻に測器糧食等を分載し隊員及舟夫合して七十餘名波濤を冒して御藏島に着せしが其四周斷崖絶壁なるに加ふるに波浪の高きを以てし實測上非常なる困難を感じ或は綱繩によりて絶壁の下に降り或は海中に泳ぎて一岩より他岩に測繩を牽引する等具に辛苦を嘗め危険を犯し漸く全島の測量を遂げ同月二十一日三宅島に歸着せり。爾後三宅島の測量に從事し二十八日を以てこれを完了し夫より神津島に航せんとして順風を得ず、こゝに滯在すること十餘日地圖の調査等に從事し八月十二日に至て漸く出帆して神津島に達しその十九日を以てこれが實測を終れり。然も本島は御藏島と相待ちて方位測量によりて八丈島の位置を決定するに最も適當なる地點にあるを以てこれが觀測を遂げんが爲め赤羽根峠なる所に見張所を設置し隊員交代出張して天氣清澄の機會を待ち九月四日朝に至り初めて其目的を達するを得たり。夫より順風を待つこと數日同月十一日新島に渡航しこゝを根據として先づ利島を測らんとして十四日この島に至り即日其實測を遂げしも風波烈しくして歸航するを得ず滯在數日二十一日に至りて漸く新島に歸れり。爾後十月三日迄の間に新島及其附近の式根島、地内島等の測量を行ひ順風を候ふこと又數日十一日新島を發して伊豆須崎に着し近傍の海邊を測り或は地圖を整理しつゝ順風を待つこと更に旬日二十一日を以てこの地を發して即日大島の岡田村に到着し十一月八日至り同島の測量を了り茲に伊豆七島實測の業を完結せり。

十一月九日大島を發し伊豆下田に向ふの途次逆風に逢ひ翌日至て漸く下田港に達し直に本月望に起るべき皆既月食觀測の準備に着手しその當日快晴に乗じて十分の觀測を施行することを得たり。同月二十日下田を發し享和元年に測量せる伊豆東海岸の再測を開始し沿海を北進して濱村に至り岐してこの地より下田街道中の梨本に達する街道を測りたる後更に東海岸を測進し大川より伊東和田に至る間は海岸線の他これに沿ひて走れる街道をも共に測量し和田より西の方大仁街道を測りて大仁に至りて下田街道に會し夫より和田に引返してまた東海岸を北方に測進し網代、熱海、吉濱等の諸地を経て十二月二十三日小田原に着し先年の測點に連繫して伊豆東海岸線の再測を了れり。こゝに於て一行は無測熱海に歸り十二月二十五日初島に航してこれを測り翌日熱海に歸航し此地に越年せり。

隊員一同は文化十三年(一八一六)正月二十五日至る迄約一ヶ月間熱海に滯在して専ら實測材料の整理及下圖の調製に從事せしが同月二十六日を以て熱海を出發して街道測量を開始し先づ輕井澤峠を越えて下田街道中の大塙村に至る街道を測り次に三島より佐野を經て御殿場に達する街道を測定して先年の測點に會し轉じて愛鷹山の北を過ぎ東海道吉原に測進せり。二月十日吉原に起り大宮、北山等を經て人穴に至る通路を測り夫より白絲瀧、柚野等を經て富士河畔の長貫村に出で先年の測に繫ぎ更に其附近の繫測を行ひたる後又吉原附近より根方通りを佐野に至る街道及浮島沼の周邊を測量し無測御殿場に赴きて測を起し乙女峠を越えて箱根山中に入り仙石原、木賀、蘆ノ湯を經て八町坂に至りて東海道

に連絡し夫より蘆ノ湖の周縁を實測し更に木賀附近より七湯道を測り湯本に於て再び東海道に繫測せり。これより無測平塚に至り三月十一日この地より測量を起して厚木を經て八王子に至る街道の中橋本附近までの區間及其他一二の小街道を測りたる後厚木より大山街道を江戸に向ひ鶴間、二子等を経て三月二十一日中澁谷道玄坂の木戸に於て江戸府内街道測標に繫測せり。かくて一行は無測にて鶴間に引返し更にこの地より八王子に達する街道を測り橋本附近にて厚木より八王子に至る街道と相會し三月二十五日八王子に達して甲州街道に連繫を遂げ夫より又八王子より扇町屋、川越、松山を過ぎ熊谷に達する街道及び扇町屋より岐して高萩を經て松山に達する街道を測定したる後四月四日熊谷を發し荒川筋の測量を行ひ四月十二日千住に達し江戸府内街道測點に連結し其任務を完了せり。

この満一ヶ年に亘りて行ひたる伊豆地方の測量には忠敬は其行を共にせざりしと雖も隊員間何等の不和を見ることなく又健康状態に異状を起すことなく其他地方官民との關係も亦圓満にして頗る平穏に業務を進行するを得たり。出張員より忠敬に送りたる當測量の方針は前年に比し毫も異なる所なかりしと雖も豆南諸島は地勢険峻、海波激烈加ふるに八丈島の如きは他の諸島と遠く隔離し且地磁氣の地方的攪亂大なる所少からざりしを以て海岸線の實測上若くは山島の方位遠測上特に困難を感じ苦心を要したる場合亦少からず。然も隊員の努力は能く各種の困難を排して其使命を全うせり。外專ら測量日記による。

出張隊員等は江戸歸着の後直に巡測地方の地圖製作に從事せること固より論を俟たゞ

るも記録闕如し其成りたる時日を明にせず。然れども出張中隊員等は風待ちの時日を利用して屢々地圖の整理に從事せるのみならず約一ヶ月間熱海に淹留して専ら伊豆七島及沿海の草稿地圖の調製を行ひしが故に歸府後これが完成に多大の日子を要せざりしなるべく文化十三年中には必ずや其業を終へたるべし。

(十七) 關東地方再測の畫策及江戸府内測量

文化十二年より翌十三年に亘りて伊豆方面の實測中江戸に留まりたる忠敬の動靜につきては文化十二年以後の在府日記現存せざるを以て其詳細を知るを得ずと雖も忠敬は第二回九州出張の際測量したる地域の地圖を當局の閱覽に供したる後更に從來調製したる各地方の地圖を綜合校訂して日本輿地全圖を製作すべき命を受けこの期間に於て主として全實測材料の整理及其他全圖調製に關する種々の準備に從事せしものゝ如し。而して忠敬がこの輿地全圖製作の命を受けたる時日はこれを明にせざるも江戸府内地圖に附せる高橋景保の序文一七〇乃至一七一頁参照中に「故及其將製日本全國文化乙亥年」の語あり又次に掲ぐる文化十二年十二月十八日忠敬より妙薰に送れる書簡伊能家に現存す。この書簡年次を明記せざれば文化十二年なること明なり。中に輿地全圖と認むべきものゝ上納期につきて云々せるによりて察すれば文化十二年中既に其命を受け居りしものなるべし。

一地圖を儀御存を通來冬々又來々年ニ上納と存候就夫淺草高橋氏ニも來年の冬來々

年迄相あゝて存分ニ相仕立軸表具箱入ニ致し上納セうヘニ又々關八州測量致し又々地圖上納ニシム者餘り手重ク相成候間地圖仕立て中正月ニも關東城下川々沼々等測量を儀相伺上ノおほし召ニ致候方可宜候就夫測量致候國々城下川々沼々等里數並ニ日數等ヲ相調差出候様高橋も此度被仰聞候ニ付右鹿地圖並ニ道法日數等正月中迄ニ差出し申候如何被仰付候哉ハ難斗候萬一左様に相成候得バ萬屋も測量地圖藝古ながら供侍と申ものに候下略

この手簡の記事によりて明なるが如く此頃忠敬は景保と謀りて又關東地方の細測を企畫しつゝありしなり。これ蓋し西國地方は忠敬が幕臣に列せられて後種々の便宜を得且多くの年月を費して實測したるものなれば頗る細密に亘れるに反し東國地方の測量は一介の浪人として短時日の間にこれを遂行し街道の如きは僅に二三主要の幹線の測定に止め霞ヶ浦、利根川等を初め幾多の河川湖沼は一も實測に及ばざりしを以て伊豆半島東海岸の再測及豆駿相武の街道測量に引續きて東部地方の補測を行ひ輿地全圖の完成に先ち全國に亘りて測量の疎密の程度を略統一せんと欲したるに外ならざるべし。

而してこれ等の議に關する官府との交渉状況はこれを詳にすべき日記類の殘存するものを見すと雖も文化十三年七月二十六日附を以て忠敬が妙薰に與へたる書簡伊能家に現存す。中に

一關東北國測量を儀大延引ニ相成候處當時之様子ニシム者無覺東候仍モ高橋公方も御

差圖ニシテ桑原隆朝ニ罷越内意内伺相頼申候未タ相分リ不申候然ル所先日去春相測リ候四方へ繫候江戸圖入御覽候所今一段悉敷江戸圖ノ仕立方測量日數御尋ニ付是迄有來リ候板行セ江戸圖ニシテ道順測所相積申候處六十日も相掛リ可申候當時道法里數日積リ最中ニ候出來次第差出し申候彌可被仰付哉否追々相知レ可申候被仰付候事も町々御屋敷方へ御觸も有之候間測量取掛ハ來月中旬過ニも相成可申候と記せるにより略其消息を明にするを得ベし。即ち忠敬等の希望せし關東地方の諸街道、霞ヶ浦、利根川筋其他湖川等實測の議は遂に成熟するに及ばずして却て偶當局者の閲覽に供したる江戸府内街道繫測圖はその感興を誘起し更に江戸府内細測の議を生ずるに至りしものなり。

かくて幾もなくして忠敬は江戸府内測量の公命を受け文化十三年(一八一六)閏八月八日より實測の業を起し同年十月二十三日に至り其業を了へたり。事に從ふもの忠敬並に下役下河邊政五郎、今泉又兵衛、永井甚左衛門、坂部八百次、門谷清次郎、渡邊啓次郎、尾形慶助治と同人なり又は顯及内弟子等なり。而してこの測量に基ける府内地圖は六千分一の縮尺を以て描き翌文化十四年四月墓碑による。滋川景佑記録には十四年九月とせり。に至りてこれを官府に上呈せり。現存せず。實測始終の月日は滋川景佑の記録により關與者の姓名は次に掲ぐる高橋景保の序文の稿本によると。本圖に關する高橋景保の序文の稿本今猶伊能家にあり以て江戸市街實測の要旨を知るに足るべし。其文即ち左の如し。

奉命、測量於五畿七道及二島之沿海街道、十餘年于茲、而江戸市中者未矣、故及其將製日本

全圖、文化乙亥年、使屬官等測市中所行旅往來、而連續諸驛、既製其圖、以奉、是非素爲製江戸圖、故明年丙子、再奉命、使屬官伊能忠敬下河邊與方、今泉直利、永井充房、坂部弘道、門谷常久、渡邊慎等、測城外市中之大路及近郊、其圖二幅、以曲尺六分爲一町、其所測道者、以朱線表之、其不以朱線者、測其方位、而形容之耳、其縱橫相遇者、不異乎測量也、若夫武家第宅寺社商坊、則經界交錯、區處不一、故別之以其色、然唯測其對街一隅、而區畛難知、是以至小第、則雖錄其姓名、而文字越於區畛者猶有、或錄其姓、或直稱小第者、宅地窄而不能錄也、由此推之、雖魏闕、橋梁、堤防、川流、街陌之形象、亦不得敢拘於其廣狹也、今茲□月及圖成記之云、

文化十四丁丑

秘書監兼日官臣高橋景保謹誌

第六章 晩年時代

(一) 輿地全國製作の監督

文化十三年に行へる江戸府内の實測は忠敬等が從事せし最後の野外業務にして其後忠敬は専ら自宅内に設けたる地圖御用所に在りて下役及内弟子等を督して既往十餘年間に得たる實測材料を綜合して輿地全圖調製の事に從へり。而して初めこの圖の製作に着手せし頃には早くも文化十四年中にはこれが完成を期したるものゝ如し。化十六八年十二月十八日手附の忠敬の参考照。然るに其後業務大に遷延し文化十四年末に至ては忠敬は其竣工迄に猶二ヶ年

の日子を要すべきことを明言するに至れり。文化十四年十二月十二日附にて重山代官江川英毅に送りたる書簡草案(伊能家に現存す)中の記事による。斯の如く輿地全圖完成の遷延せし理由は明確にこれを徵すべきものを見ずと雖も文化十三年に江戸府内の細測を行ひしが爲め數ヶ月に亘りて隊員専ら力をこれが測圖に集中せし事並に間宮倫宗の實測材料によりて新に蝦夷地全部の地圖を描畫補入するに至りし事沿海實測錄所載等は蓋し其主要なる原因として數ふべきものなるべし。

間宮倫宗が文化八年忠敬の許に測天量地の術を實習し北海の地に向ひたる後何年の頃に於て蝦夷地沿海の實測を終結せしやは之を詳にせず。されども文化十二年七月以後に認めたりと認むべき忠敬の手簡草案(伊能家に現存す)中に

間宮林藏儀も今以蝦夷地ニ罷在候(中略)御賢知を通年來ノ門人ニ候得共偏人ニあ文通も無之候

の語あり。又文化十四年十月の頃には倫宗は既に江戸にありて屢忠敬の門に出入したる證左ある一七五頁に掲載せ。を以て見れば倫宗は蓋し文化十三年若くは十四年の頃蝦夷地沿海實測野帳を江戸に齎し歸りてこれを忠敬に交付し茲に地圖御用所に於て其材料を整理し忠敬が寛政十二年に測りたる材料と綜合して蝦夷地の圖を製するに至りしものなるべし。

又一方に於ては地圖の製作に從事しその業に慣れたる下役及内弟子の中病氣或は其他の事故の爲めに中途にして業を罷めしもの少からず。忠敬は缺員の生ずる毎に直にこれが補充を行ふに勉めたるが如しと雖もこれまた地圖完成の遷延を來せる一原因たるを失は

しる者地圖擔當
るもの多
しる者地圖擔當
るもの多

ざるべし。即ち櫻井秀藏は文化十一年十一月より忠敬の許に寄寓し忠敬の江戸日記による。地圖の調製に關與せしが素行修らずして夙に忠敬の逐ふ所となり文化十二年五月四日忠敬より妙薫(伊能家)に與へたる書簡(伊能家)による。内弟子中の古參尾形慶助は幕府の小吏渡邊氏を嗣ぎてより後下役として測圖に從事せしが文化十四年末に及びて養父病歿の爲め忠敬の許を辭せざるべからざるに至り、下役今泉又兵衛も亦此頃病氣の爲め多く其職を執ること能はず。されば忠敬は慶助の補缺には當時忠敬の許に修學せる内弟子橋口郁三郎(大村藩士)を以てし更に又兵衛の代補としては曩に破門せし平山郡藏を宥して其熟練せる手腕を振はしめんと欲し特に高橋景保に哀願する所あり文政元年(一八一八)二月の頃より姓を平野と假稱して事に與らしめたり。忠敬より妙薫に與へたる手簡(第二二〇頁參照及平山郡藏の小遣帳(平山氏藏)等による。

(二) 曆學及測量術の教授並に著述

忠敬は蝦夷測量を開始してより第二回九州測量を了ふる迄十餘年の間は多く野外に在りて東奔西走専ら實測の事に從ひ又他を顧る暇あらざりしが文化十一年九州より歸り居を八丁堀龜島町に移せし後は地圖の調理並に伊豆地方測量班の監督等各種の用務無きに非ざりしも出張中の如く心勞及繁忙を感せしに非す。殊に文化十三、四年の頃に至りては其主要なる用務は輿地全圖の綜合調製を監督するに止まりしを以て漸次測量製圖以外の事業にも與るを得たり。

忠敬の各地を巡測せる際其門に入りたるもの少からずと雖も數日若くは數旬に亘り測量班に隨從して量地の方法を見學せる多少の人士を除きては多くは有名無實の師弟關係を結びしに過ぎず。眞に曆學若くは量地術を傳習せんと欲したる徒は主として忠敬が江戸に歸りたる後通信教授を請ひ或は特に江戸に出でて其教を受けたり。而して忠敬は是等の篤學者に對して喜びてその質疑に應じたるのみならず其請を容れて測器類の新調若しくは購入等に關し斡旋の勞を執りたること少からざりしものゝ如し。伊能家に現存せる門弟等との往復手簡による。

斯の如く一方に於ては門弟の教授に努め斯學の普及を計ると共に此頃忠敬は又書籍を編述して世人の便宜に資し若くは其蒙を啓かんことを企てたり。彼の安島直圓が案出せる方法によりて幾多の實數につき其常用對數の算出を試み對數表紀源術及用法を著はし兼て數理精蘊所載の十桁常用對數表を校訂したるが如き又佛國曆象編斥妄を著して釋圓通が撰述せる佛國曆象編を論駁したるが如き皆此時期にあり。猶この他割圓八線表紀源法の如き其書現存せずと雖も蓋し亦この頃の撰述に係りしものゝ如し。

地圖の投影法に關しては享和年間高橋至時既に多少これが研究を試むる所ありしも當時忠敬は未だ甚しく述べ重要視せざりしが享和三年二月至時より開重富に送れる手簡(星學手簡に載す)による。 晚年廣大なる地域に亘れる輿地全圖の描畫に從事するに及びて其研究の忽にすべからざるを適切に自覺せしものゝ如し。今日殘存せる一里六分圖東西之經度並自北極下國直圓徑差と題せる冊子は實に忠敬が其晩年に於てこの問題につき考究演算せる遺物と目すべきものなり。唯

輿地全圖を描畫するに當りてこの書所載の方案を實地に適用せざりしは頗る惜むべきことなりとす。

(三) 卒 去

忠敬が九州地方の測量を終了して歸府せし後は老衰日に加はりて屢病魔の乘する所となり文化十二年四月伊豆地方測量の爲め下役及内弟子等が江戸を出發せし際の如きも忠敬は病暮にありたり。文化十二年五月忠敬より妙薰に與へたる書簡(伊能家所藏)による。 然も文化十二、三年の交には忠敬は猶關東地方の補測を畫策し若し當局者の認諾を得ば測量隊を率ゐて親しく野外に馳驅せんとするの餘裕を存せしが文化十三年秋江戸府内を實測せし後は専ら身體營養の増進に力めたるも其健康は益衰頽し宿痾の痰咳は其發作漸次頻繁を加ふるに至りしものゝ如し。文化十四年十月二十六日附を以て妙薰に與へたる手簡伊能家に現存する。 中に曰く

(前略)我等も先日より大ニ宜く寒熱も無之咳嗽も鷄卵の功驗にや段々減申候此様子ニ
あハ一兩年ハ何事も無之と存候(中略)

一先達より引抜蕎麥送り給三四度ニ致賞味候此度又々引抜四升贈り給り大悅不過之候此上を儀被仰遣候來月八日ニあも十三日頃ニあも宜候

一玉子六十五餉ニ落手申候間宮林藏より三十五宛兩度ニ七十貫申候間玉子十分ニ相成

申候(中略)

卒去

一狐を義保養ニ候間狐の肉食養ニ進メ候もの有之候段被仰遣悉存候先様へも宜御傳達可給候乍然此迄四足ハ食し不申候況ヤ狐を儀保養ニ相成候共食し申間敷候此頃ハ御當地も鴨雁の類高直ニ候間雞の柏メン鳥一羽三百銅宛ニシテ相整食申候鴨ハ一番但ニ羽ニシテは金壹歩四五百銅くらゐニ候御地ハ何程くらゐニ候哉後音ニ直段可被仰遣候併し雞ノ方が鴨より薬にて下直ニ候間當分ハ雞ニ可致候

一歎の藥澤山御贈り給ハリ悉存候すぐに當時相用申候(下略)

と。以て此頃に於ける忠敬健康状態の一端を察知するに足るべし。

この後同年十二月に至りても忠敬は猶地圖製作の事を監して其事務を執り又筆を呵して地方に於ける門弟等の質疑に應するの元氣を存し(文化十四年十二月六日附江川英毅の質問に應する手簡下書伊能家現存等による)。文政元年の春を迎へしが幾もなくして健康著しく不良に傾き衰弱の度を増進せしものゝ如く遂に文政元年(二四七八)四月十三日(太陽暦の五月十七日に當る)を以て八丁堀龜島町の邸に歿せり。年七十有四(伊能家過去帳及墓碑等による)。忠敬病篤きに臨み左右を顧みて曰く、余の能く日本測量の大事業を成すを得たるは全く先師高橋先生の賜なれば宜しく先生の墓側に葬り以て謝恩の意を表すべしと。即ち遺志に従ひ淺草新寺町(現今北清島源空寺の兆域に於ける高橋至時の墓側に葬れり。伊能家口碑及墓碑文による。但しこの時江戸に於ける忠敬の檀那寺たりし能存家に佛謚して有功院成裕種德居士と云ふ。伊能家過去帳及佐原觀福寺内の伊能存家墓地に建設せる墓碑による)然れども輿地全圖未だ完成せざるを以て其喪を公表することを避けたり。

第七章 秘喪時代及發喪後の事蹟

(一) 輿地全圖の完成

是より先忠敬の嫡孫三治郎は忠敬の旨を受けて江戸に出て佐藤一齋につきて教を受け忠敬の長女妙薰は屢江戸及佐原の間を往來して出ては忠敬の意を慰め入つては景敬の寡婦を佐けて家事を攝したり。然るに忠敬歿せし時三治郎の齡僅に十三歳に過ぎざりしを以て爾後妙薰は専ら江戸に在りて三治郎の保育の任に當り一齋につき漢學を學ばしむるの外更に足立左内(信頭、間重富の歸阪後江戸に來り曆局員となれり)に就きて曆算の術を修めしめ又傍ら地圖御用所の管理に與れり。

輿地全圖の製作は依然として天文方下役及内弟子等により續行せられたるも其主腦者たる忠敬の病歿は多少業務の進捗に頓挫を來したるや言を俟たず。加之平山郡藏尋で病に罹り文政二年十月郷里に歸りて歿し(平山家系譜)坂部八百次も亦文政三年六月に至りて病歿せり。されば實測に關與したる下役、内弟子等の外曆局の屬員川口勝次郎春興、吉川克藏景武、岡田東輔道正等も亦力を效し(高橋景保の序文又識中に見ゆ)。殊に忠敬の親友久保木清淵は其郷里津宮と江戸との間に往來して實測錄の淨書等につき助力する所頗る多かりしも地圖の完成は豫定より大に遷延し文政四年(二四八一)七月に至て漸く竣功を告げたり。是に於

て七月十日高橋景保は忠敬の嫡孫忠誨文政三年伊能三治郎十五歳に達し林大學頭に請ひ名。及と定め、又先例により通稱を三郎右衛門改む。及屬官下河邊興方、永井充房、門谷常久、吉川景武と共に大圖二百十四枚、三十幅中圖八枚、二幅小圖三枚、一幅とす。沿海實測錄十四卷を携へて登城し大廣間に列席せる老中及若年寄の面前に於て諸圖を接合して其閲覽に供し以て上呈の事を了へ翌日又別に中圖を若年寄堀田攝津守に呈し茲に全く地圖御用の終結を見るに至れり。以上特に記せる事の外伊能忠誨の日記による。

沿海實測錄の卷首には高橋景保の序文、伊能忠敬の序文及凡例等を載す。景保の序文は佐藤一齋の代作若くは添削せしものゝ如く忠誨日記中の記事より推察す。忠敬の序文は久保木清淵の起稿せしものゝ如し。清淵の文集たる竹窓文稿中にこの草稿と認むべきものあり。但し其文稿中にこの文辭は著しく異れり。景保の序文は忠敬が測地の業を始めてより輿地全圖完成に至るまでの顛末を畧叙せるを以てこれを左に掲ぐべし。

大日本沿海實測全圖序

大凡使天下之形勢、晰然如示諸掌、莫明乎地圖、使幅員廣狹之量、遠近路程之度、歷然可坐而數也、又莫詳乎地圖、而其明備詳悉非有術以測量之、何以足辨毫釐乎、夫測量之爲舉、非昇平之賜不能、而微其人亦不能舉而行之、是古之所難、而今亦不易也、吾邦地理全圖、自古未備、唯有長久保氏撰圖、詳明可觀、然恨不原諸測量之術、毫釐無所辨耳、屬官伊能忠敬、夙好曆算、夢寐不啻、臣先人之蒙徵而東也、忠敬即從學益極其精、先人常患本邦地度之未有定測、嘗建白之、官時適開撫蝦夷、因使忠敬往焉、遂有沿海測量之命、從事積年、始知其確數、先人檢較之洋書所載果吻合矣、及關以東之圖成、而先人不幸就木、景保謹陳其事於圖端、以上爾後幾二十

年、歷難險凌波濤、實履測驗、聲教之所暨、島嶼不遺、始能告成、於是撰修爲大圖三十幅中圖二幅小圖一幅附錄十四卷、嗚呼斯圖、上應天度、下盡地勢、明備詳悉毫釐不差、而與天地永懸而不墜、於是乎昇平文明之化可觀矣、而微忠敬抑亦不可邪、漢土五千、年至清假手于西人、而後地圖始定、則忠敬之功豈淺小乎哉。

文政四年夏六月

御書物奉行兼天文方高橋景保識

翻つて忠敬が自己の後繼に關する心事如何を稽ふるに幸にして忠敬が其生前官府に提出せる心願書なるものゝ存するあり、因て其の大要を明にすることを得べし。

忠敬は幕吏に登用せられて後西國地方に發程する毎に當時の慣例に従ひ萬一異變發生の場合に對する心願書なるものを小普請組頭の許に提出せしが文化十一年西國實測の任務を終へて歸府せし時齡既に古稀に達したるを以てこの年十月更に左の心願書忠誨時家代に伊能忠誨の事なり。を出して自家の希望を明にせり。

覺

私儀元來下總國香取郡佐原村長百姓を節伴三郎右衛門伊能忠誨の事なり。に家督相讓隱居仕浪人ニあ御當地ニ罷在候所寛政十二申年蝦夷地測量御用被仰付猶又翌酉年壬亥年迄四ヶ年測量仕候る沿海地圖仕立文化元子年差上候處右御用骨折候ニ付被召出結構御取立ニ相成難有仕合奉存候然ル處文化二丑年正月金鏡類錄には文化元年十二月廿五日と記し又沿海實測錄高橋景保序文又識中にも文化甲子冬と記せり。ことに文化二年正月とせるは蓋し錯誤なるべし。西國四國九州壹岐對馬迄測量被仰付同二月出立仕

候遠國數年相勤候御用ニ御座候得者假養子可奉願置候處私實子總領下總國香取郡佐原村伊能三郎右衛門悴ニシテ有之候ハ、假養子可奉願候得共其節者悴無之内弟子共之内ニシテ跡式可願置相應之者無之候ニ付無據別紙心願書奉差上候夫ト測量御用中文化三寅年右三郎右衛門悴三次郎(即ち忠誨なり)出生仕候當戌九歳ニ相成候然ル處悴三郎右衛門儀當六月中(實は文化十年六月七日忠誨の出張中に死亡)病死仕候依之乍幼年右悴三次郎ニ家督相續爲仕候私儀も十一ヶ年已前丑年被仰付西國四國九州壹岐對馬測量之儀當夏相濟當時者右地圖仕立ニ取掛罷在候私儀も當戌七拾歳ニも相成候得者若異變等之儀も御座候ハ、前々奉差上候心願書を通り可相成者是迄被下置候御扶持方右三次郎ニ被下置是迄仕來候帶刀之儀も代々御免被成下候様仕度奉存候ニ付私家督之儀者外ニ身寄も無御座候間此段偏ニ奉願候以上

戊十月(文化十一年)

伊能勘解由(印)

この心願書によれば當時忠敬には佐原の家督を相續せる嫡孫三治郎の外他に頼るべき直系卑屬無かりしものゝ如く見ゆるも實際上文化十一年の頃には景敬の嫡出にかかる次男にして三治郎の實弟たる鍊之助なる者(即ち忠誨)の出生するありたり。されば若し忠敬にして血族をして幕吏としての伊能勘解由の後を繼續せしめんとするの意切なりせば鍊之助の如きは蓋し其後を承けしむべき適當なる候補者中の一人たるべきなり。然るに忠敬は事こゝに出でずして外に身寄も無御座と稱し幕臣たる身分はこれを自己一人に止め唯其俸なりと思惟せしに因るべし。

然るに忠敬の歿せし年三治郎の實母たる景敬の寡婦及實弟鍊之助も亦相尋で病歿し爲めに佐原本宅の產業はこれが管理を他人に依託するの已むを得ざるに至り忠敬の秘喪三年餘の期間に於て伊能家の家産は稍衰頽の兆を來したり。これを以て妙薰は忠誨(即ち三郎)をして佐原に歸りて家業に從事せしめんよりは寧ろ幕吏としての忠敬の後を襲ひ長く江戸に止まらしめんとの念慮を起すに至り忠誨の意も亦動き高橋景保はこれに左袒したるものゝ如し。されども佐原地頭所はこれを喜ばず親戚亦多く反対意見を表せしを以て議遂に成らず。幕吏としての家名は愈これを放棄するに決し輿地全圖上呈の事を了へたる後文政四年(一八一〇)九月四日を以て初めて忠敬の喪を發せり。伊能忠誨日記及其他伊能文書による。

発喪

(一) 後繼子孫

年忠敬が提出せる心願書の願意を容れ發喪後十數日を経て文政四年九月十七日に至り堀田攝津守は高橋景保をして左の命を忠誨に傳へしめたり。

津田彈正知行

下總國香取郡佐原村

伊能三郎右衛門

祖父勘解由儀多年測量御用相勤度々遠國ニ罷越此度實量を地繪圖出來候遠境邊土迄も致回歴格別骨折候ニ付相應之御賞も可有之處病死候依之三郎右衛門ニ御扶持方五人扶持並箔屋町ニ於テ八拾五坪を町屋敷被下之永々帶刀可仕候且又三郎右衛門儀も測量術心掛候由此後彌無油斷相勵於在所御用も可相勤候

右を通可申渡旨堀田攝津守殿被仰渡候趣申渡之

幕府が忠誨に忠敬の受けたる俸祿の全部を與へずして其半數を給し新に町屋敷を加賜したるは蓋し慣行先例等の便宜に従ひたるものなるべくこゝに忠誨は大阪に於ける間重富の嗣子重新と略同様なる資格待遇の下に郷里に在て天體觀測の御用にも從事することを命ぜられたるなり。されども當時忠誨は猶曆術の修學中なりしを以て暫く江戸に留りてこれが講習を繼續することし文政五年正月よりは公然高橋役所に見習として出勤せり。然るにこの年八月忠誨唯一の保護者たりし伯母妙薰病歿し爲めに忠誨の進退上又一大影響を蒙るに至りたり。

妙薰の死歿に際し親戚故舊等相會し今後忠誨の取るべき方針に關して大に議する所あり、中には下河邊林右衛門政五郎改名して林右衛門と云ふ。等の意を受け忠誨をして故忠敬の門弟を率ゐ自費を以て利根河縁及霞ヶ浦、北浦等の周邊を實測し以て幕府の殊恩に酬いしめ且二三年の間は猶景保の許に留まりて其薰陶を受け星曆の學術を大成したる後郷里に歸りて候測に從事せしむべしとの説を唱ふる者あり。是等の人々は景保の間に對し親戚等の意見として此度妙薰死去仕候ニ付三郎右衛門身分始末を儀私共存寄申上候様蒙仰候間愚意申上候勘解由儀國々測量御用相勤右地圖無滯出來之上病死仕候ニ付三郎右衛門儀結構被仰付無此上難有仕合ニ奉存候然ル處勘解由測量仕候國々之内關東邊測量仕度場所多分相洩居兼々殘念ニ存罷在候間多分之場所者測量行届兼可申候得共其内利根川縁並ニ常州霞ヶ浦北浦入湖邊等測量仕候ハ、後々御見合ニ相成御用立候様地圖出來可仕手傳候者勘解由弟子兩三人佐原表ニ罷在候間右者三郎右衛門ニ差加測量仕候ハ、出來可仕奉存候若右測量被仰付候ハ、相濟次第在所ニ爲引籠於在所御用爲相勤並ニ術業稽古等折々出府仕御教受奉願候様仕度奉存候右申上候測量を儀急ニ被仰付も無之追る被仰付候様ニも相成候ハ、先當分江戸表ニ被差置行々被仰付候様仕度右利根川縁霞ヶ浦北浦邊測量仕候ハ、凡半年餘も相掛り可申哉ニ奉存候右見込年數並ニ江

戸表に被差置候年數共總も三ヶ年程ニシテ相濟在所に引籠候様相成候ハ、重々難有仕合奉存候右三郎右衛門私共一同心願ニ御座候間此度任貴意愚意奉申上候右申上候儀不相成儀ニ御座候ハ、江戸表に兩三年被差置其上在所に爲引籠候様仕度奉存候尤三郎右衛門儀在所も隔居候テ私共世話等行届兼候儀故何卒御側近く被差置萬事御厚情を以無滞相勤候様仕度何分御賢慮偏ニ奉願上候

との口上書案家に現存せり。を艸せしが親戚中忠誨の速に郷里に歸るを以て得策となすもの少からざりしが爲めにこの議は發展を見ずして止みたり。かくて衆議は遂に忠誨をして直に郷里に引退し時々江戸に出で暦局に候して景保等の指導を受けしむることに決定したるを以て文政五年十一月忠誨は其保管せる測量野帳及其他の書類を携帶して佐原に歸りたり。龍家に存する忠誨日記及伊

文政五年末佐藤一齋が撰せる忠敬の墓碑文成り石に刻して六年四月これを墓上に建てる。忠誨日記によると現存せる墓石即ちこれなり。碑文中一二事實相違しまた脱字と認むべき箇所なきに非ざるも從來大體に於て忠敬の閲歴を明にしその事蹟を世に傳へたるは主としてこの撰文の力によれり。因て其全文を左に掲げん。

東河伊能君墓銘并敍

君諱忠敬字子齊伊能氏號東河稱三郎右衛門晚稱勘解由北總香取郡佐原村人本姓神保氏南總武射郡小堤村神保貞恒之第三子出冒伊能氏伊能氏世爲閑右族其先出於大和高

江都 一齋佐藤坦爲文

市郡西田郷大同中有諱景能者知北總香取郡大須賀莊居伊能村因以氏焉子孫蟬聯占其地至永祿中有諱景久者始徙佐原天正中爲居民開肆廩貿易實君九世祖也高祖諱景利會祖諱昌雄祖諱景慶考諱長由長由無子其配神保氏君之從祖姑也因丐君爲嗣長由不幸蚤歿產頗荒君既來嗣慨然以幹蠶爲志昬夕黽勉務儉素禁奢靡家衆百口以躬率先之天明三年關東大饑君爲發私儲賑貸郷里施及旁近村落多所全活六年又饑救之如初地頭津田日州君並優賞之君好星曆至寛政六年委家事於子景敬躬獨來江都耑從事曆學當時所傳曆法君疑其有所不合徧就曆家質之猶未釋然既而官會有改曆之舉召高橋東岡者自浪速來君執贊往見始聞西洋曆法理精數密宿疑乃解遂棄舊學學之推步測量之精東岡之門獨推君云寛政十二年閏四月官命君測量北陸道及蝦夷地方東南沿海以定地度明年正月官賜君父子銀各十錠許佩刀稱姓氏賞其於天明年内兩救窮民也享和元年三月又命測量伊豆相模二總常陸陸奥沿海六月又命測量出羽三越佐渡能登駿河遠江參河尾張沿海至文化紀元集地方各圖成一大圖進呈其九月官賞賜廩米擢爲小普請組屬天文方既而又命測量山陽山陰西南海四道壹岐對馬二島官道及沿海十二年又命測量伊豆七島及箱根湖既竣事測量江都府内十四年四月府内圖成進呈自蝦夷測量之初至此閱十有八年五畿七道無地不涉遐陬僻壤盡測量而圖之最後有命集成寓内沿海輿地全圖及度數譜行程記至文政元年齡七十有四罹病其四月十三日劇殆不起至四年七月輿地全圖等成進呈以其九月四日歿官追賞其功賜廩米宅地於孫忠誨以旌之君爲人眞率不修邊幅精力絕人每測量命

下輒喜見顏色不日而發乃躬歷險阻凌海濤奔走數十百里風雨寒暑未嘗少沮喪何其氣之
邁而事之勤也哉所著有國郡晝夜時刻考對數表紀源術並用法割圓八線表紀源法地球測
遠術問答凡若干卷皆藏於家君先配長由之女繼配桑原氏皆先歿得三男二女昆季並殤仲
子景敬嗣亦先歿孫忠誨嗣君之葬在城北淺草源空寺東岡君之塋域從遺囑也忠誨以狀來
請余銘乃略敍之爲銘曰源深以遠流長以疏善積之厚慶則有餘叩天之闢極地之輿瘴煙毒
霧不能爲渝祈寒暑雨不能爲痛乃如之人能有幾與貞珉可泐跡則不渝

文政五年壬午嘉平月下澣

淡海關研書

孝孫忠誨立

附記 既に詳述したる如くこの文中に「其配神保氏君之從祖姑也」と記せるは誤にて實は「其配平山氏君之再從姊也」とあるべきなり。又「官命君測量北陸道及蝦夷地方東南沿海」は須く「官命君測量奥州街道及蝦夷地方東南沿海」と改むべく「六月又命測量出羽三越」云々は翌年六月又命測量出羽三越「云々と改むべきなり。この他得三男二女昆季並殯仲子景敬」云々につきても疑あり。次項を參照すべし。猶この墓石に刻せる文は愛日樓文集に載するものと字句小異あり。文集には著書中更に求割圓八線法なる一書を掲げ又銘の如きは次の四章を以てせり。

其一曰、叩天之闢、極地之輿、瘴煙毒霧、不能爲瘡、祁寒暑雨、不能爲癘、乃如之人、罕見其儻、其二曰、維昔夏后、跡遍四陲、泥櫬山樞、手胼足胝、八年于外、思日孜孜、百世之下、維君似之、其三曰、樹表亘線、縱橫步算、遠邇廣袤、靡或毫舛、保章分野、何怖而繆、樞星定度、孔彰且亶、其四曰、閱十八

年行數千里、一氣奄然、未曾委靡、老而益壯、斃而後已、績勦于世、銘惡乎矣。

文政四年七月輿地全圖等の獻納と共に地圖製作の業は公然終結を告げしも其後下河邊林右衛門をはじめ關係諸員等は猶各種地圖の副本製作に從事し且諸侯等よりの地圖複製の内囑にも應せしものゝ如く文政六年末に至り大中小三種の輿地全圖、江戸府内地圖、沿海實測錄等の副本凡て完成しこれを忠誨に引渡せり。忠誨日記現今内閣の所藏に屬し東京帝國大學圖書館に保管せるものは即ちこの副本にして明治五年十一月伊能家より官府に貸與し越えて同七年獻納せしものなり。

忠誨は佐原に歸りてより後其邸宅内に忠敬より傳來せる天測諸儀を設置し二至一分、日月食等一定の觀測に從事し且毎年一回或は二回江戸に出で二三ヶ月宛滯在して曆學の修練に勉めしが忠誨日記。不幸にして文政十年一八二七二月十二日僅に二十二歳を以て病歿し能伊家過帳。伊能家の嫡流遂に絶ゆるに至れり。

忠敬もと四男三女あり。長男景敬明和三年(二四二六)生、文化十年(二四七三)歿。は先閨伊能氏の出にして忠敬退隱後家を繼ぎて三郎右衛門と稱せしが二子忠誨及を遣し忠敬に先ちて歿せり。次男を敬慎天保九年(二四九八)歿。と云ふ庶出なり。通稱を秀藏と稱し長じて櫻井氏を嗣ぎしが後離縁して神保玄二郎と稱せり。三男を順治天明八年(二四四八)生、寛政六年(二四五四)歿。と云ふ。又庶出なり早世す。四男を右衛門七生年不詳。と云ふ。後配桑原氏の出にして早世す。この右衛門七なるもの伊能家過去帳中に見えず。姑く忠敬贈位の際に編せし小冊子に記する所にして従ふ。文政四年仲冬澁川景佑の撰せし忠敬傳中には右衛門七を以て忠敬の長男となせり。何れも其根據する所明ならず。長女稻實曆十三年(二四二三)生、文政五年(二四八二)歿。は

伊能氏の出なり。伊能盛右衛門景明^{後に稻生(加納屋)三郎兵}に嫁せしが景明の歿後難髪して名を妙薰と改め忠敬の許に歸れり。次女篠^{天明八年(二四二九年)生、又は三郎治富家}と云。而して常陸國河内郡龍ヶ崎松田丈右衛門に嫁し幾もなくして歿せり。三女琴^{寛政元年(二四四年)未詳}は庶出にして常陸國河内郡龍ヶ崎松田丈右衛門に嫁せり。而して景敬の後は其長男忠誨^{文化三年(二四六年)生、文政十一年(二四七〇年)歿}も亦世を蚤くせるを以て忠敬の血統は茲に斷絶し遂に親戚永忠誨の一女貞^{文政九年(二四六年)生同年歿}も亦世を蚤くせるを以て忠敬の血統は茲に断絶し遂に親戚永澤次郎右衛門の幼兒駒吉なるものを以て伊能家の繼嗣と定めたり。されども各種の情實は一族間に紛擾を醸さしめ忠敬が前半生の心血を濺ぎて恢復したりし伊能家の家産も再び殆からんとするに至れり。幸にして地頭津田氏名門の空しく衰亡せんことを惜みて干涉を試み親戚中の一人伊能茂左衛門^{景晴、節軒と號す。}を擧げて全資産の保管の任に當るべきことを命じたるを以て漸くこれを維持するを得たり。かくて忠誨の歿後約三十年を経て安政年間に至り姻戚たる上總國武射郡屋形村海保長左衛門の三男景文を迎へ茂左衛門の女を配して忠誨の後を嗣がしめたり。景文通稱を源六と云ふ男子無し。よりて一族伊能七左衛門の次男端美を以てその女に配し嗣となす。端美家を繼ぐに及び通稱を三郎右衛門と改む。即ち現今の戸主なりとす。以上伊能家過去帳、墓碑、其他子女の帶の祝等に關する文書及伊能源六の實話等による。

更に景敬以外の子女につきて忠敬の血統の存否如何を檢するに庶子敬慎は櫻井氏に女婿たりし時一女子を得たる形跡存するも甲之助藏の内容によりて推定す。女子名はさき。其後文化十年三月忠敬より敬慎に送りたる手簡伊能

を詳にせず。又敬慎が後に稱したる神保氏なる家名を繼げるものは今猶存するも其血統は既に遠く絶えまた傳ふる所なし。長女稻は伊能盛右衛門の妻として二人の女子を擧げたり。而して其次女は上總國山邊郡押堀村^{オツボラ村今は山武郡東金町に屬す。}の高宮某に嫁せしが幾もなくして病歿したるを以て長女後配としてこれに代り數人の子女を生みたり。されば忠敬の女系は今猶こうに傳ふるなるべし。又盛右衛門^{後に稻生三郎兵衛}の後は稻生勘兵衛なるものこれを承け其後下總國千葉町に住せしが勘兵衛は單に盛右衛門の家名を繼續したるに止まり稻女と血縁あるものにあらざればこうには却て毫も忠敬の血統を傳ふる所なし。忠敬の次女篠は歸嫁後幾もなくして病歿し其血統を遺さざりしものゝ如く又第三女琴は松田氏に嫁して子女を擧げ其子孫連綿たりしも後家運衰廢して今やその所在を詳にせずと云ふ。以上伊能源六及其妻の見聞實談による。

(三) 實測圖の外交上に及ぼしたる影響

忠敬が半生の心血を傾注して完成せる輿地全圖の正本は其後久しく幕府の秘庫に藏せられ又密に複製せられたる多少の圖幅も皆諸侯若くは特殊の人士によりて珍藏せられ極めて狹少なる範圍に屬するものゝ外容易にこれを觀覽するを得ざりしを以て汎く一般の實用に供して其效果を發揮するに至らざりき。然るに文政の末高橋景保が國禁を犯して實測圖を獨醫ジーボルト(Philipp Franz von Siebold)に與へ彼の藏せる圖書と交換し遂に大疑獄

を惹起すに及びて實測圖の名は新に天下の耳目を聾動し且この時窃に海外に帶出せられたる圖幅は歐洲に於て早く貴重の地圖として一部の學者間に尊重せられ本邦星學者の技能の優秀なるを嘆賞せらるゝに至れり。

初め景保が地圖をジーポルトに與へしことの發覺するや幕府はジーポルトの行李を嚴査し國禁にかかる圖書を盡く押收せりと信せしも事實上ジーポルトは事急なるに臨みて徹夜小圖の謄寫を行ひ他の肝要なる圖書と共に隠匿し置き遂に海外搬出の目的を達せしこと彼の著書 Nippon に載する日記によりて明なり。而して其重なる地圖は忠敬の實測に係る八十六萬四千分一全國圖蝦夷地除く。四十三萬二千分一蝦夷圖及高橋景保撰日本邊界略圖、最上德内並に間宮林藏の踏査に成れる蝦夷地及北蝦夷邊の諸圖、其他琉球圖等なりとす。但し當時ジーポルトは日本輿地全圖が忠敬の手に成りたるゝことを知らざりしものゝ如く單にこれを日本官製地圖として傳へたり。

ジーポルトは歐洲に歸りたる後是等地圖の價值を一論精確に知らんが爲めこれを當時水路學の泰斗たりし露國クルーゼンステル(Adam John Krusenstern)の許に送りて其論評を請ひしに彼は千八百三十四年天保十一年十月十一日附を以てこれが答書をジーポルトに致せり。其書中に曰く、

……Ohne mich in eine genue Analyse derselben einzulassen, will ich hier nur bemerken, dass nach einer Vergleichung mit unseren europäischen Karten, d. h. mit solchen, welche nach einer genauen Untersuchung

von bekannten Seefahrern konstruiert sind, ich nicht anders als sehr günstiges Urteil über sie fallen kann.
Nicht nur die Konfiguration der Küsten und das Detail derselben, wo solches auf unsern Karten zu finden ist, sondern auf die Längen und Breiten stimmen auf eine wundervolle Weise und liefern einen interessanten Beweis von den Fortschritten, welche die Japaner in der Astronomie gemacht haben.………
Bei dieser ausserordentlichen Genauigkeit, welche sich fast überall zeigt, wo ein Vergleich mit europäischen Seefahrern zulässig ist, lässt sich wohl mit Gewissheit annehmen, dass auch diejenigen Küsten, welche bis jetzt nicht haben von europäischen Seefahrern untersucht werden können, den nämlichen Grad der Genauigkeit gewähren, und das folglich die Lücken, deren es bis jetzt noch viele an jenen Küsten gibt, durch Ihre Karten genügend ausgefüllt werden können, bis endlich ein wissenschaftlicher Seefahrer dort das Werk vollendet, wozu dem Anschein nach jetzt keine Aussicht ist.……… so wird man gewiss auch dort mit Ungeduld der Herausgabe Ihrer Karten entgegensehen. Es wäre daher sehr zu wünschen, dass dieses so bald als möglich geschehe.………

(前略)是等の地圖にて、嚴密なる解析は致らず候へども、れど有名なる航海家の精細なる調査によりて作製せられたる我歐洲製の地圖と比較致候處によれば頗る良好なる批判を下すの外、これなぞと存候歐洲製圖幅の存する地方につきて彼我比較候に當て海岸線の形狀及細微なる狀勢等の能く一致致居候のみならず、經緯度の如くも驚くべく程密合致候是れ日本人の天文學上に於ける知識の進歩を證すべく好例と存候(中略)是等地圖が歐洲製航海圖と比較しえたる地方に於て常に頗る正確なるを示せる、かに由つ推考致候へば歐洲人の未だ測定せざる

地方の海岸線も亦同様に正確なるものと信用し得べく候從て御齋しの地圖は今日の所期待致し難き科學的の航海者の實測業務が後來實現完了せらるゝに至る迄從來我歐洲製の圖幅に缺如せる等沿海地方の多くの部分を十分補綴するに足るべきものと存候(中略)世人は貴地圖の出版を翹首渴望致居るべく候に付一日も早く御刊行相成候はんことを希望致候(下略)

と蓋し當時わが國にかかる精確なる實測圖の存せし事は歐洲人の意外とせし所にして忠

敬の實測圖は實に傲慢自尊の歐人に一擊を加へ本邦學界の爲めに大氣焰を吐きたるものと云ふべきなり。斯くてこの實測圖は千八百四十年(天保十一年)に至りジーポルトにより其縮尺を更に縮少し且經緯線の描畫法をメルカトル式に改めたる上出版せられ歐洲一部の人士間に流布せしが著 Nippon に載す。元來ジーポルトが齋し歸りたる地圖は縮尺の小なるものを急遽轉寫せしものなれば更にこれを縮少して印刷に附したる地圖は主として大體の位置形勢を示すに止まり沿海線の細微なる屈曲出入等につきては未だ十分に忠敬苦心の跡を描出するに至らざりき。

然るに文久元年(一八五二)に至り英人幕府に強請して本邦沿海の實測を開始せし時輿地小圖は英國測量艦長の目に觸れ茲に初めて其真價を發揚するの機會に遭遇せり。當時本邦に於ては攘夷論頗る熾にして外人が沿岸の測量を行ふが如きは實に事端を釀し易きことと云ふべく幕府は止むを得ずして英人の請を容れて測量を許可したりと雖も椿事の發生を恐れて憂慮措く能はず。或は測量豫定地域の諸藩に諭示を與へ或は英船に保護且監査として幕吏を搭乗せしめ兼て諸藩有司との交渉の任に當らしむる等百方諸藩官民との衝突を見ることが無きを得たり。

文久元年七月三日より同十月十六日に亘り取締として英國測量本船「エクテオン」に乗組みたる幕吏荒木濟三郎の日記宮内省藏版開國起原にあり。中に記して曰く

七月十二日 (前略) 津々浦々地名御料私領ノ辨別浦々港灣ノ模様等英將其外ヨリ問合有之モ乘組一同心得不申此後上陸測量等取計振ニモ拘リ不都合ニ付伊能勘解由著候測量繪圖御軍艦ニ有之趣ニ付右御廻シ方ノ儀(中略)御用狀ニテ申上ク

七月十五日 伊能勘解由測量繪圖御伺濟ノ上御渡相成候

七月十九日 此程江戸表ヨリ御廻シニ相成候伊能勘解由測量繪圖船將一見致シ經緯度並沿海津々浦々詳細ニ測量行届候趣ニテ彼方ニ於テ今般測量繪圖仕立候トモ此上精密ニハ相成間敷就ハ右繪圖面大中之中一部御貸渡相願右ニ今般測量イタシ候淺深暗礁其外書入候ハ、速ニ功業相成可申間右之趣神奈川在留ノ「ミニストル、ア

「アルコック」ヲ經テ願上(中略)ノ御用狀ヲ差出ス

七月二十二日 (前略) 大中之部ハ御炎上ノ砌御焼失ニ相成 (編者曰く、この焼失云々は蓋し
城炎上の際に焼失したるものゝ如し。) 御貸渡難相成就アハ此程御廻シ相成候小之部ハ
其儘船將へ可被差遣旨對馬守御沙汰ニ付右心得ヲ以テ彼方へ渡シ取計可申尤乗
組御用中右繪圖無之候アハ差支可申間入用を節ハ互ニ用辨可致旨左衛門尉殿ヨリ
「アルコック」ヘ御引合濟を趣御達

と以て略當時の状況を察するに足るべし。

かくて其後幾もなくして英國に於ては忠敬の實測圖に基き本邦附近の海圖を製し圖上
日本政府の測量圖に據れることを明記せり。佐野常民が地學協會に於て實物を示して演述せし處による。而してこの時英人
に與へたる小圖原圖より謄寫し。たるものなり。は今猶英國海軍省に珍藏せり。ノーベル (Nobel) が實物を撮影して報告せる所による。
斯の如く幕末に當り忠敬の實測圖は殆ど避くべからざる狀態にありたる外國との葛藤
を能く未發に防止し國威を損傷せざりしのみならず國內に於ても漸次航海運輸等の實用
に供せらるゝに至り殊に海軍傳習の舉あるやこの地圖は實に航海上唯一の燈明臺として
當事者に非常なる便益を與へたり。佐野常民が地學協會にて演述せる實談による。

爾來王政維新の後に至りても忠敬圖の權威は毫も衰退することなく益世に重んせられ
新に帝國地圖の輯製せらるゝに當ても忠敬圖はこれが骨子となり殊に海岸線の如きは殆
ど全くこれに準據して描出せられたるものなり。佐野常民演述及明治の初め地誌課出仕たりし河田龍が吉田東伍著大日本地名辭書に記せる

典贈位の恩

に序文等。

(四) 贈位の恩典

忠敬の測地事業は前述の如く幕末より明治の初年に至りて著しく其效果を發揮し世人
も漸次忠敬が遺功の大なるを認識するに至りたるが事天聽に達し明治十六年(一八八三)二
月二十七日天恩枯骨に及び忠敬は特旨を以て正四位追贈の榮典に浴せり。其宣言左の如
し。

故伊能忠敬

太政大臣從一位大勳位三條實美奉

贈正四位

明治十六年二月廿七日

御璽

是より先香取郡長大須賀庸之助大に忠敬を景慕して其略歴功績を拾纂し追賞方に關し
元老院議長佐野常民に建言する所あり。明治十五年九月更に贈位奏請を憇願するの書を所
屬長官たる千葉縣知事船越衛の許に致し知事はその意を容れて同年十二月を以て恩典を
請ふの書を太政大臣三條實美に上れり。

佐野常民

走知事の奔
香取郡長
及千葉縣
佐野常民

を追想する所ありしが千葉縣知事及香取郡長等が忠敬追賞方に關して奔走するに及びて常民はこれと相應して力を致し地學協會に於て忠敬の閱歴事蹟を演述し協會よりも亦贈位請願書を上呈するの議を決し翌明治十六年一月に至り總裁たる北白川宮能久親王殿下より左の請願書を呈出せられたり。

謹テ案スルニ故伊能忠敬心ヲ星曆ニ潛メ思ヲ地緯ニ覃ス寛政中幕府ノ命ヲ受ケ全國ヲ測量シ沿海輿地全圖大中小三幘及ヒ度數譜行程記ヲ撰ス其ノ間躬山川ヲ歷涉シ祁寒暑雨少シモ沮喪セズ歲ヲ費ルコト十有八年推測精覈細大洩サズ其他著ス所輿地實測錄輿地便覽等ノ數種アリ實ニ空前絶後ノ偉業ト謂フベシ萬延年間英國測量船沿海ヲ測量セント請フニ及ヒ幕府其圖ヲ示ス彼レ大ニ其ノ精密ニ服シテ測量ヲ中止シ只其淺深ヲ測リテ去ル明治中興ニ及ヒ大ニ陸海軍ヲ振興シ軍府ノ鎮スル所航路ノ由ル所悉ク其圖ニ基キ地理局ノ内地全圖ヲ製スルモ亦皆之レニ由ラザルハナシ嚮ニ能久等地學協會ヲ設ケ大ニ地理ノ學ヲ講ズ之レヲ實驗スルニ及ヒ益忠敬勤勞ノ深キヲ知レリ嗚呼忠敬ノ業獨内政ニ大功アルノミナラズ本邦地學ノ精密歐洲ニ先ツノ美ヲ海外ニ輝セリ佐藤坦撰スル所ノ墓銘ニ曰ク夏后胼胝維君似之ト今忠敬測量ノ勞ヲ以テ之レヲ夏后理水ノ功ニ比スルモ蓋シ溢美ニ非ルベシ忠敬人トナリ勤儉眞率精力殊絶能ク家業ヲ治メ好ミテ貧民ヲ賑ハス其ノ職ヲ里正ニ奉ズルヤ管民大ニ其ノ澤ヲ蒙リ今ニ至リ之レヲ稱シテ褒ヘズ伏テ惟フ明治中興志士ヲ追賞シ學者ヲ旌獎ス高山正之

蒲生君平林子平佐藤信淵ノ如キ皆贈位ノ典アリ忠敬ノ星學製圖ニ至リテハ其功數子ノ上ニ出ルモ決シテ其ノ下ニ在ラズ願クハ其ノ勞ヲ賞シテ正四位追贈ノ典アランコトヲ果シテ然ラハ忠敬ノ偉業益天下後世ニ宣揚シ地下ノ靈モ亦將ニ 皇恩ノ優渥ニ感ゼントス因テ墓銘及ヒ家譜行狀事蹟ヲ并セテ進呈ス俯シテ采擇ヲ乞フ

明治十六年一月

太政大臣 三條 實 美殿

忠敬が贈位の恩典に浴せる蓋しこれ等の請願の嘉納せられたるによるなり。

是に於て地學協會はまた銅標を建て、忠敬の功績を永く世に傳へんと欲し汎く天下に移文して資金を募集し明治二十二年に至り銅標鑄造の功を竣へこれを東京芝公園圓山の上に建てたり。地をこゝに相せるはこの地品川灣に面し風光明媚加ふるに忠敬が西國測量のはじめに當り假りに街道測量の起點となしたる高輪大木戸の所在地を眼下に望見し得るを以てなりと云ふ。

この標正面に「贈正四位伊能忠敬先生測地遺功表」と題しその側面に左の文を鑄鏤せり。

先生名忠敬字子齊號東河下總佐原人精星曆測地術寛政文政間奉幕府命測量五畿七道及蝦夷諸島地形躬歷險阻涉風濤閱十八歳全國圖成進呈賜廩米賞之事具佐藤一齋所撰墓誌王政維新搜求圖籍而地圖爲最要乃諭先生曾孫源六獻其所製全國實測圖實測錄江戸實測錄等數部東京地學協會具申其功特旨追贈正四位於是會員協議欲建銅柱表之宮

内省賜若干金海内同志亦捐貲相助明治廿二年四月十三日鑄造竣功建之東京芝公園之圓山以藏先生所用測量器械於其中蓋自先生歿今閱六十年外交漸盛修兵備營商業航海來往多依其書鳴呼偉矣哉

地學協會が銅標を建てゝ忠敬遺功の大なることを益天下に發揚したるや其舉洵に善し。唯惜らくは同會が當時猶多く遺存せし文書儀器の蒐集保存につき適當なる方法を講せず且忠敬の事蹟につきても何等嚴密なる調査を試むる所無かりしことを殊に忠敬歿してよりこの銅標の竣工せる明治二十二年四月に至り實に満七十一年を経過せるに係らず文中「今閱六十年」と記せるは杜撰の極と云ふべく、又文中に「以藏先生所用測量器械於其中」と明記せるに反し實際上何等測器のこの内に收藏しあらざる帝國學士院よりの照會に對すは後來世人をして惑を起さしむるものと云ふべきなり。

第八章 餘 錄

忠敬の閱歷事蹟につきては既に略これが記述を盡せりと雖も猶其測量業務の側面を察し、或は其人格の真相を捉へんが爲め忠敬と諸侯との關係、忠敬の家庭の状態等につき更に詳説せざるべからざるものあり。

(一) 諸侯と忠敬

忠敬が初めて命を受けて測量を蝦夷地に試むるや其資格は一介の浪人伊能勘解由たるに過ぎざりしと雖も當時東蝦夷の地は幕府の直轄に屬し蝦夷掛これが管理の任に當りたれば測量實施に關し蝦夷地在住の有司と交渉上固より何等の困難を見るの理なし。唯其途次奥州街道の實測に至りては特に幕府の後援あるに非ず且其地は諸侯の領土に屬するが故に蝦夷地實測と稍其趣を異にせりと雖もこの時忠敬は夜間宿舎に於て天體觀測を行ひたる外晝間は單に歩數と小羅鍼とによりて天下の公道とも稱すべき街道筋を概測したるに過ぎず。而して沿道の宿驛に對しては忠敬が受けたる蝦夷地測量の使命を明にせる添觸れの普く傳達せられたれば忠敬が測器を手にして街道を通行するも特に世人の注意を惹き藩廳有司の疑惑を喚起するに至らず。隨つて奥州街道に於ては忠敬は測器運搬及宿舎等につき宿驛の當事者と交渉せる外直接に沿道の諸侯とは殆ど全く無關係の狀態にありたり。この蝦夷行に際し幕府が忠敬に與へたる待遇は頗る薄く從て途次の宿驛に於て固より異常の便宜を得たるに非ず。されども從來足一度郷關を出づれば士籍に列せるものには道を譲り幾多の屈辱を忍ばざるべからざる境遇にありたる忠敬は公命を奉じて蝦夷地に往来するに當り其驛次に於て得たる待遇に對し非常なる満足を感じたるものゝ如く寛政十二年五月二十三日箱館より景敬に送りたる書翰伊能七左衛門に現存す。中に記して曰く

(前略)日夜心掛諸星月日測量無油斷様ニ致候事も江戸より出立後上天氣無之又南部より津輕ハ朝も夜も兎角曇天松前より箱館ハ別右ヤマセ風東風の事吹續キ少し天氣ニも相成候

と相待候へば直ニ大曇ニ相成門倉氏平山も骨折丹誠致候而已ニ相成申候乍然上測量三四ヶ所下測量三四ヶ所都合七八ヶ所も測申候北へ寄候程北極度の高ク相成候儀ハ妙なるもの致感心候(中略)御用と申ものハ難有るものにて宿々名主年寄送迎人拂等有之恐入候御添觸之儀ハ寫し候る越谷宿より差出申候所先觸と一ヶ所ニ成道中無滯箱館まで相届申候(下略)

と以て忠敬の心情を察するを得べし。但し測量日記によりて察すればこの文中に名主年寄送迎云々と云へるは蓋し宿驛發着の際に於ける送迎にして全道中を通して交互に送迎隨從したるの謂にあらず。また人拂の如きに至ては二三箇所に於ける特例に過ぎず全宿驛に於て盡く然りしにあらざるものゝ如し。

翌享和元年伊豆國より本州東海岸を經由し陸奥國に達する沿海測量を行ふに及び巡測地域中伊豆は代官の管理する所にかかり房總半島には大藩なく旗下の土の采邑等多く錯雜せるに過ぎざるも常陸、陸奥には水戸、仙臺、盛岡等の雄藩存在せり。然もこれ等の諸藩は皆沿海實測の舉は蝦夷地航行の安全を期せんが爲め其航路に面せる海岸の地形を明にせんとするに外ならざるの理を了得し自己の領土内を測量せらるゝことに關し何等不快の念を抱くに至らず。又忠敬の業務を甚しく重大視せざりしものゝ如し。されば忠敬は測量實施上沿道村落の吏民と常に應接交渉して各種の便宜を受けたるも代官所或は藩廳等との直接關係は甚だ薄く然も頗る圓滑に業務の進捗を見たり。

享和二年及三年に於ける羽越加能尾三遠駿等の沿海測量に際しては忠敬の資格は前年に比し異なる所を見ずと雖も其業務の性質は大に其趣を異にするに至れり。即ち寛政十二年及享和元年に行ひたるものは純然たる蝦夷地測量或は蝦夷地への通路に當れる地方の測量なりしが享和二年以後に於ては全く蝦夷地測量との關係を離れて本邦沿海實測の事業に推移したるものなり。されば沿道の諸藩に於ては一般に忠敬の業務を稍重要視するに至りたるも地方により其狀況同じからず。東北諸藩に在ては或は新庄、秋田、弘前の如く頗る冷遇せる所もありしと共に會津其他一二の地に於ける如く待遇稍懃懃なりし所もありて各藩乃至各郡村の取りたる措置一ならざりしと雖も要するに測量事業に對して特に疑惑嫌惡の意を以て迎へたるの狀を認めず。若し嫌惡の状ありたりとすればこれ人馬の徵發及隊員の接待等に關して多少の手數と費用とを要するを厭ふに出でしものにして事畢竟沿道の村民の利害に關するに過ぎず。藩廳よりは時に郡代等を派して忠敬の動靜を問はしめたるに雖もこれ單に形式的虛禮に止まり測量事業の内容如何につきては深く注意する所なかりしものゝ如し。東海道方面に於ては忠敬は概して沿道吏民より十分の便宜を得たるも藩廳より多く虛禮的辭令或は監視に拘束せらるゝ所無く著々として業務を進捗するを得たり。尾州藩の如きに於ても忠敬は公用を以て往來する幕吏に準ずるの禮を以て遇せられ何等の事故を見ずして實測の業を遂げたり。北陸道方面に於ては他の地方に比し沿海實測業務を比較的重大視し自己の領内を巡測せらるゝを喜ばざりしもの少からず。殊に加州藩

の如きは表面幕府の命を奉じて相當の便宜を與へ實測上支障を起すことからしめたりと雖も内心頗る不快に堪へざりしものゝ如し。忠敬が沿道村吏に各村石高、家數、人口等を記載せる文書の提出を求むるも藩主よりその命なしとてこれに應せざりしが如き、或は地圖形容に資せんが爲め沿道地勢等につきて質問するも多く口を緘して其詳細を語らざりしが如き、或は藩廳より藩士を派して測量班に隨從し其業務を監視せしめたるが如き以て藩廳の意向を察するに足ると云ふべし。又彼の越後絲魚川に於て惹起せる絲魚川事件九十七
頁参照の如きもと村吏が誠意を闕きたるに基因すと雖も要するに又當該藩廳が忠敬の事業に好意を表せざりし半面の表徴とも目すべきものなり。然れどもこの享和二年及三年に於ける巡測線路は主として沿海並に二三の公道に止まり毫も岐路に入ることなく偶城下を経過し或は沿海の通路より岐して各藩城下に測進する際の如きは敬意を表して測繩を牽引することを避け代ふるに量程車を以てする等勉めて沿道官民の感情を損せざるの方針に出でたれば實測業務に對して甚しき僻見疑惑を抱き故意にこれが妨害を試みんとせしものは遂にこれあらざりしが如し。

西國地方

文化二年以後忠敬が西國一圓の測量に從事するに及びては忠敬の資格は純然たる幕吏となり其巡測線路の如きも沿海及幹道のみに止まらずして山間の岐路に至る迄縱横に測定し名は沿海測量と稱すと雖も其實質に於ては諸侯領土内の地勢測量と擇ぶ所あらざりしなり。これを忠敬が測量沿道に對して發せる先觸れに徵するも享和二、三年の頃に於ける

ものは

覺

一人足五人

一馬三疋

内壹疋ハ八人足
二人ニ代ル

一長持壹棹

持人足

右者我等儀北國筋海邊爲測量御用明十一日朝上下七人江戸表出立日光道中千住宿
カ奥州白川夫々會津若松通津輕弘前並三馬屋迄罷越候道中御奉行御勘定御奉行御觸之通書面ぞ人馬聊無遲滯繼立且止宿渡川等之儀差支無之様右道筋測量致候間案
内之者壹人宛差出可給候

一泊宿之儀兩天其外逗留之儀有之候間道中追々可申遣候尤測量道具据込候間庭ニ
キモ其外明地ニキモ十坪斗有之候宿壹軒用意有之候キ支度を儀者御定セ木錢米代
相拂候間其所有合之品ニキ一汁一菜之外馳走ケ間敷儀決而被致間敷候此先觸早々
繼送我等三馬屋着之節相返可被申候以上

成六月十日(享和二年)

天文方高橋作左衛門弟子

伊能勘解由

江戸傳馬町

日光道中千住宿

(中略)

三馬屋迄

右宿々村々

問屋名主年寄中

の如き文例なりしが文化二年より後には

御證文 覚

同一同馬 七疋

一長持 一棹 持人足

右者我等共國々測量爲御用豊前小倉より海邊に從ひ豊後日向大隅薩摩肥後熊本迄、浦々嶋々其他最寄山々城下等不殘相測候間御證文を通書面を人馬無遲滯繼立且海邊通行難相成場所並嶋々ハ其渡場ニ船用意有之無差支様取斗可被申候尤右通行筋山川共測量致候間村々繪圖面持參案内可有之候

一右通行筋村々領主姓名國郡村高家數等別紙案文を通相認前々泊りに持參可有之候一泊宿之儀雨天其外御用調測器手入等ニ致滞留候ニ付途中より追々可達候尤御測器据込候間南北見晴の地取捨坪斗用意可有之候

一惣人數上下十八人相越候ニ付止宿等差支無之様夜分測量有之候間可成上下不殘同

宿の積若村方建家間狹ニ同宿難成儀も候ハ、近邊に別宿用意可有之候支度之儀ハ御定セ木錢米代相拂候間其所有合之品ニ一汁一菜を外馳走ケ間敷儀可爲無用候則證文を寫三通書付雛形一冊相添差遣候此先觸早々順達肥後熊本に留置我等着之節可被相返候以上

巳十二月(文化六年)

永井要助

青木勝次郎

下河邊政五郎

坂部貞兵衛

伊能勘解由

(中略)

熊本迄

海邊浦々嶋々

問屋年寄名主組頭中

の形式によれるを見るべし。

西國地方には東部諸州に反し有力なる外様大名少からず幕府に對する感情は家門或は譜第大名と大に異なるものあれば幕吏をして自己の領土を實測せしむるが如きは不満に堪

へざるのみならず幕府の眞意を疑ひしものも亦少からざるべし。然れども幕府の威信尙十分なる時代の事なれば諸侯は毫も幕府の命に反抗する能はず却て其鼻息を窺ひ其意を迎ふるに汲々たりしを以て忠敬が幕吏として事に臨むや諸藩廳は遠く人を隣藩に派して其待遇及實測補助方法等の實況を窺はしめ以て参考に資し領内にありては常に藩士をして其測量班に隨從せしめ少くとも表面上實測業務に對して爲し得る限りの便宜を與へて遺憾なからんことを期せるの状を表せり。而して忠敬は幕府の内命を受けて諸藩に嫌惡の情を起さしむることなからんに勉めたるも測量事務に必要なる要件につきては地方官民を煩はしたこと少からず。文化二年より三年に亘れる中國邊の測量に際しては沿道諸藩の待遇は比較的冷靜なりしものゝ如きも猶諸藩に於て實測に關與したる小吏等が如何に奔走困憊せしやは石見濱田の藩士小身の者なり。土井恪助なるものゝ記録埼玉縣浦和町。土井宗明所藏。によりて其實例を見るを得べし。即ち記して曰く

一測量方御役人御通行ニ付差添御領分中海邊筋繪圖面拵候様文化三寅年五月十日被仰付候ニ付同十一日濱田出立仕益田泊同十二日中島村飛地丁間打始可仕ト存候處滿水ニシテ船渡留リ候處同村組頭半兵衛罷出段々出情仕候右飛地エハ相渡候得共大水故地面水底ニ罷成候處色々工風仕繪圖面相認メ其日ハ中島村エ泊同十三日同所出立木部村迄繪圖面相濟同十四日須津浦迄相濟同十五日湊迄相濟同十六日折居村迄相濟候尤是迄ハ雨天引續候處十七日ヨリ天氣快晴ニ相成候ニ付熱田村迄相濟同十八日松

原浦萬年ヶ鼻迄相濟ミ濱田エ着仕候問聞ノ者兒玉傳次中須村庄屋八郎右衛門右貳人ヨリ御領分中一枚繪圖ニ相認メ持參仕候様測量方御役人ヨリ御沙汰ノ由其段御會所ヨリ被仰聞則本繪圖ニシテ長サ一間幅貳尺五寸程エ相認メ御會所エ差出置候處尙又村別ノ繪圖モ入用ノ由ニ付西方繪圖貳三ヶ村分急相認メ候様被仰付候ニ付是又早速相認メ差出候尙右西方繪圖書殘ノ分十七枚モ出來仕候ニ付御會所エ差出置同月十九日嘉久志村ヨリ濱田松原浦迄ノ繪圖取ニ罷越候様被仰付候ニ付六月朔日嘉久志村初敬川村迄相濟候處其夜御會所ヨリ急御用有之候間早速引取候様申來候ニ付同二日罷歸御會所エ罷出候處測量方御役人來ル六日御領エ御引移ノ旨被仰聞猶又先達ニ西方村別繪圖相認メ差出候處右繪圖御役人一見被致候處村別ノ繪圖ニテハ不相成候間御領分中一枚ノ手扣繪圖ニシテ持參候様申來候間早速相認メ差出候様被仰付候ニ付直様圖面相認メ差出候處尙今日中ニ又々益田エ出立致候様被仰付候ニ付松原浦ヨリ出船仕外ニ御用船唐鐘浦中間屋嘉兵衛船ト同船仕候處其夜大風ニ相成既ニ嘉兵衛船ハ須津浦沖ニテ破損仕私儀ハ大濱エ漸入船仕同三日同所ヨリ津田浦迄參夫ヨリ陸路仕中須村迄罷越候處測量方ヨリ御領分繪圖面壹丁六步ノ割ヲ以急ニ相認メ候分受取私本繪圖一丁六步ノ割ヲ以相認メ候様御沙汰ニ付同人儀中島ニテ相認メ早々須佐迄持參候様申參火急ノ儀ニ付去ル二日益田村茂吉ト申者エ益田御代官所ヨリ御領分本繪圖一丁六步ノ割ヲ以相認メ候様御沙汰ニ付同人儀中島ニテ相認メ早々須佐田小兵衛兒玉傳次茂吉右四人早船ニテ長州江崎迄持參仕則測量方御役人エ右繪圖御

内見ニ入候處此圖面ニテハ又々不用立候様被仰聞候ニ付是迄國々ニテ出來ノ分御手元ニ御座候ハ、御内々御見セ被下候様相願候處國々ノ分御見セ被下候處不殘平繪圖ニ御座候尙又測量方御役人ヨリ隨分差急相認メ津和野領高津本陣迄明日持參候様被仰聞候ニ付一日ニハ出來不仕候間濱田領三隅御本陣エ持參可仕旨相願候處御承知ニ付直様高津エ向ケ乗船仕候處海上荒候ニ付川口エ入船難仕彼是仕候内飯野浦迄三里許船吹戻シ候處至テ大風其上夜九ツ時ノ事ニ付同所獵師共大勢罷出漸船引揚ケ吳候ニ付役元エ罷越宿差圖相賴則於差圖宿支度仕候處茂吉儀病氣ニ付同所ニ差殘私並兒玉傳次兩人其夜直様飯野浦出立夜明ニ中島村エ着右一丁六歩ノ割ヲ以晝夜ニ繪圖相認メ三隅湊御宿ニテ差出候處濱田於本陣可受取旨被仰聞候ニ付同九日當所於八百屋差出候處尙又是迄餘國ノ分御城下ノ圖モ委敷差出候間當所ノ儀モ同様相認差出候様被仰聞候ニ付則相認差出申候同十一日濱田御出立ニ付嘉久志村御領境迄差添相勧同十二日濱田エ歸着仕候

一(前略)勘解由様長持寅年ニモ濱田御城下通リノ節モ人足六十人モ相掛リ候(下略)

と。夫れ沿道官民に命じて提出せしめたる地圖の如き要するに實測に對する參考資料たるに過ぎざるが故に其形式の如何の如きは固より深く問ふべきにあらず。然るに再三これが改描を命ぜるを以て見ればこの他測量に關する諸般の用務につきても班員等が地方官民に要求せし處頗る嚴なりしことを察するに足るべし。彼の防長雲石地方に於て班員等の風と云はざるべからず。

尋で文化五年忠敬が四國地方に出張するに及びて諸侯は忠敬を遇すること愈厚く徳島藩及高知藩を初めとして四國の雄藩皆班員等の意を迎へ速に自己領土内に於ける業務の結了せんことを希ひたるものゝ如し。而してこの四國行に際しては忠敬は前回の出張中に發生せる事故に鑑み部下を戒飭して言行を慎ましむるに努めたるや必せりと雖も測量實行上に關して藩民を煩はしたることは毫も前回に譲らず。測量業務に關聯して藩廳に於て使役せる人夫の如きは實に驚くべき多數に上りたるものゝ如し。

高知藩廳より巡測道路修繕の命を受け測量隊を國境甲浦に迎へ爾後一ヶ月餘これに隨從したる同藩普請方下役奥宮正樹(通稱)辨藏の手錄せる日記狩野亭吉所藏は藩吏村民等奔走の實狀を明にせるのみならず如何に測量隊員が藩廳小吏の眼に映じたるやを察するに足るべき好資料なるを以て左にこれを抄録すべし。

三日(文化五年四月)陰れり、測量人阿波の長島と云地まで來りと云、繁木宮崎竹助俊村廣井左衛門小野根より歸る、此度測量の用にてつかはるゝ人足四百人許と大送り北岡十右衛門郡の先遣役にて、そを率て河内村まで来る(下略)

(中略)

十五日 (上略) 今日は牟岐より大島に渡ると云、明日は淺川ならん、此つもりならば廿日には越境かと云、こたみこの役にかかりて甲浦渡りにこし人上下三十三人、

十六日 (上略) とし村島道造りに行、(下略)

十七日 晴たり、けふは磯道見分して相間まで行のふの端と云地いと岨し二丈も有らん大岩いや重にかさなりて道とてはなきを木の根なとよちつゝからうしてのほる、(下略)

十八日 けふは始めて天よく晴たり、辰時出て生見の山鼻より野根の伏越まで見分、
(下略)

十九日 晴 けふはかの待うみたる測量人越境と云、みな人心かまへして出、已時斗已等阿波の境なるたむけまで行、(後村、己等東又方境目にて道見分北岡右衛門、宮崎竹助等み處設く、甲浦庄) 午の時なんかの人越境有り、(伊能勘解由、伊能周藏、坂部貞兵衛、下河邊正五郎、青助善八、二人阿波の國より人々あまた送りく、木勝二郎、柴山傳内、上田文助家來、七人外に竿取佐屋を出會也) 以上十六人立付着、(此廿人斗來る境内よりみな歸る庄屋三人御宿彼迄来る人なり肩衣袴着) けふは測量は無しみな宿りにつく、(伊能勘解由、坂部貞兵衛、下河邊正五郎、青俊平、油奉行、三人立付着) 境目にて逢て又宿り、(大々宿着に成事多し略ス) 超願寺の門前に長さ二丈六七尺の竹に赤白青の三色の轍り付て建つ、(長一丈餘幅三尺) こは遠くより宿りの先見定めらるゝ爲ならんか、行先き宿りことみなかくしか也、又

門の前に幕打廻し象玄儀と云測器を居、こは夜半許北極出地を伺ふ器なりと云、(中略) 凡平地十坪計けんきを居其餘兼ては甲浦より宿毛までの街道過ると聞しに北山路も豫州境まで物すと聞ゆれば又其こととも高知へ消息遣す、何とはなけれどけふは物さはかし、日記も得しるさず、

二十日 つとめて宿を出、かの主なん二手に別れて物す、一かたは坂部組、楠島赤葉島測量、一かたは伊能組、生見なるのぶより濱邊測量、とし村坂部方に隨ふ、(已伊能につく木繁も同そもくいかさまなる業ぞとみな人々守り居るに、藤かつらと云物とにて作りた木繁丁縫磯き引渡し何丁くと記、少し方位の曲りたる方にては小方位と云器、(さし渡石許のジ) 居て方位心々に物に記す、此小方位は十二支を三百六十度にわりていと委曲也) 居て方位心々に物に記す、此小方位は十二支を三百六十度にわりていと委曲也) 言りなる臺に居てもたり、人々見あきらめて或は一人何の一令何と云又一人何の如何と云そをとり集めてならして方位定るなるべし、又青木某は繪を書人にて、卷紙物にのせて行々相見る島山、人家など認む、さて思設けぬ事のみとみに有れば、ことくみなたかひて、すべなき事とも多かり、かの生見の鼻にて人々いたく腹立しく、是はいつこより行へきや、かく面正しき公事のかねて聞いて置つるを、など道の設もなきや、みなたかひて、すべなき事とも多かり、かの生見の鼻にて人々いたく腹立しく、是はいへと聞も入れず、宮崎繁木、いたく思困して、こは如何はせんと云程に、時もやううつりて、かれ食もたせたる人足も假屋まで行きつ、人々心くはりいはん方なし、やうノヽ

人走らせて、より子とり来て物す、幕園もなきあはらなる磯部に薙もなくて立なからまゐらす無興なりといへはさら也、未過るころ、からうじて生見濱にてより子出しつ、さてとかくする程に、空くもりて、ゆくりなく雨ふり出、大傘もたせたるものさきに野根まで行過たり、かさもなし、此とよりたる人は伊能周藏、青木勝次郎、只二人に己、伴内のみなるが今は佗べきことたになく、いかにくとあせるを、此二人心のどかなる人にて、けしきはことならねど、ぬれそばたせて、面ふせさ限なし、物にまかる里人のとして行なるを、伴内してうばはせてあたへたるも、何屋くと云、文字さへ大らかに付たれば、いよ、無禮けなるに、やうく、傘二三本もて走り来れば、死たるものゝ生歸りたる心ちす、(中略)申の時斗野根に着て宿る、(中略)今宵は天晴たり、かの測器居にて北辰なとはかる、(編者曰く、忠敬の測量日記にすれば當日忠敬組は朝六ヶ半頃甲浦出立、八ヶ後より後れ居りたるものなるべし。)

二十一日 天氣よし明はてぬ程に立出(編者曰く、忠敬組は各類準備の爲めこれに先ちて出發せしもの)けふはかの人々一組になりて淀の磯邊測量、大谷と云處に兼て設たる假屋に、より子なと物す、かけて思定めたるには事違ひて用多きに行さきくのこといかよあらんとつはらに高知に文遣しつ、午時過崎濱なる入木村につく、こゝにも幕打張りて休所設く、この渡りよりは松原にて道もよし、申の時ころ崎濱につく、けふはきのふに引かへて日一、ひ静にてごともない人々胸少しい明きたりと云、今夜も北辰量る成

時にも有ん爰の名主來りて云、行先き鹿岡山の端、日置坂など常の道ならんはこともなかんめるを磯べた往せ給はんは俄に調がたしいかせんと云、人々集ひて言謀れと定らす、己れ往て見あきらめ、ともかくも謀らん思定めて、亥時なん宿を出、(下略)

二十二日 (上略)寅の刻斗椎名につきて、名主めして人あまたゐてかのひ置坂、磯道造り、下枝かりなどす、卯の時過るころ、やうくこと終て椎名に歸りて休む、けふは伊能主し船にて三津浦まで先立て行、やかて例の測量有り、鹿岡の西なる麓にてものなと出す、椎名の小寺にて又休所設く、かのひ置坂いたく心に懸りたるも、何事もなく量り終て申時過三津に着、(中略)今夜もよく晴たれは例の北辰を窺、東寺の端磯道いと悪しと云に俊村見分にまかる、

二十三日 寅の下刻にやあらんまだくらきに立出(編者曰く、忠敬測量日記によれば測量隊員の出發は朝六ヶ半頃なり。)けふは坂部組無測量にて先に行て三崎の岩屋と云所に印しの梵天と云もの残してさきくはかる伊能は宿の前よりはかり始む、(中略)未時斗津呂の宿につく、(中略)甲浦を出、いゝ、けふまで一夜もいも寐ず、いたくつかれてけふはいさゝかこと靜なればいぬ、

二十四日 きのふの如し、又東寺の山上に登りて遠山見渡の方位など測、小げんぎなど云物して山の高低など伺ふ(中略)未の刻羽根につく、今宵北山簾みねまでの測量坂部組別れ行と云ふこと定りければ其よし高知に申遣す、きのふ御國の書圖に川々大山

などの險夷大小札付て出せと云に記して坂部にあたふ(下略)

(中略).....

二十七日 例の如しけふは坂部組、先手にて、手結の三軒家より測量始む、とし村隨ふ。後手は安喜の宿りより始、和食本村にて午餐物す、午時三軒家まで測量す、幕かこゑして休所設く、ある人この磯に鮫多しと物語す、勘解由主か様の事好む人なりければそれとらせて見せよと乞、あま人三人海に入てちひさき貝二ツ三ツとりて物す、此鮫貝の事某容易に語りしを御國には鮫はなしと云ふこと昔尋有りし時公邊へ断有り、今有りとてはいかゞとてやうく流れこと云少キ貝とりて實の鮫はなしと云ひくろめ

つ(下略)

(編者曰く、此後坂部組の高知、筮ヶ峰間の測量に隨行し更に本隊に合併附従して幡多郡界に至れる迄の日記連續して存せるも接作員も漸次事に慣れたらに記事次第に粗略となり特に参考に資すべき事項なれば略す。)

この後九州地方の實測を行ふに當りても忠敬は至る所厚遇せられ意の如くに諸侯領土内を縦横に巡測せり。西陲の雄鎮鹿兒島藩の如き間より其領域の地勢を幕吏に明示するを好まざりしならんも幕府の命如何ともすべからざるを以て却て忠敬を優遇し以て其意を迎ふると共に吏民をして極力忠敬の業を補助せしめたり。殊に薩南二島渡航に際しては實に優待を極め八隻の大帆船を以て御用船に充て藩士八名、醫師一名、足輕二十名許、用聞町人六人、手傳人足二十五人許をしてこれに附隨し諸般の用務を辨せしめたり。其規模の大なる

こと忠敬が巡測開始以來未だ曾て有らざりし所なりとす。

從來往々説をなすものあり。曰く、鹿兒島附近の地に於ては藩臣等の監視嚴にして測量の實を擧ぐるを得ず、忠敬即ち苦心慘澹出入する毎に測器を傘中に藏して窃かに驗測を行ひ以て其使命を全うすることを得たりと。斯の如きは實に忠敬の測量業務を以て密偵的行動と同一視し且測量の方式等に關して何等の知識を有せざるものゝ臆測に出でたる無稽の甚しきものにして事實上毫もかゝる形跡なきのみならず忠敬はその城下に於ても正々堂々として測繩を張り方位を驗し少しも忌憚する所なかりしなり。享和三年迄は城下等に於ては成るべく測繩を張ることと何を避けたるも文化二年以後は量程車を全廢し如又曰く、忠敬が九州諸地を巡測するや諸侯は陰にこれが妨害を企てたりしが鹿兒島藩は頗る巧妙なる術策を弄し、陽に忠敬を優待すると共に時日を徒費せしめんが爲め口實を設けて各所に淹滯するの止むを得ざるに至らしめ以て事業の進捗を阻害し當初忠敬が計畫せる巡測豫定線の多くを踏測する能はざらしめたりと。忠敬が九州地方を實測するに際して其業務豫定の期日よりは多少遷延し又前後二回鹿兒島藩に入りたる時その領内の數ヶ所に於て比較的長期の滯在をなしたるは事實なりと雖も其滯在たる多くは木星交食の觀測を遂げんが爲めの測量隊自身の都合に因り、若くは逆風の爲め出船不可能なる天候上の事故に基けるものにして藩の士民が故意に事業を阻止する目的を以て口實を設けたりと認むべきものにあらず。藩吏等は固より藩内の要害形勢を明示せざらんことをめたるべしと雖も忠敬が同藩内に於て巡測せる線路の

數は隣藩に比して決して少ないと謂ふべからざるなり。

幕府の最も憚れる鹿児島藩にして忠敬を遇せること既に斯の如し。自餘の諸藩に於て與へたる待遇便宜又推して知るべきなり。就中特筆すべきものは肥前大村藩にしてこの藩に於ては當時隠居せし大村信濃守星暦の學を好みしにより忠敬の業務に對して頗る感興を催し信濃守は親しく忠敬を引見して其説を聽くに至りたり。

又九州地方に於て巡測沿道の吏民等が忠敬の業務に對して奔走盡力せる實況は天草島高濱村庄屋上田宣珍通稱源太夫の手記せる記録上田家所蔵によりて其一例を見るを得べし。これによれば接伴員等は連日未明若くは夜半より出でゝ實測線上の手配を行ひ諸準備を整へ業務の進捗上遺憾なからんことを期し其勞苦容易ならざりしを推知すべし。又彼の先觸れに「其所有合を品ニシテ一汁一菜を外馳走ヶ間敷儀決ゆ被致間敷候と記せるが如きは單に形式的の空文たるに止まり假令山間の僻地に於ても吏民等が苦心の餘になれる躊躇を口にするを常としたるものゝ如く文化十一年五月九日上野國甘樂郡宮崎村に宿泊したる際忠敬等に供せる食事の獻立書東京法科大學法制史研究室主岩瀬方同村舊名主にありしがによりてこれを察するを得べし。これを要するに文化二年以後忠敬が幕府の官吏として西國地方を巡測するに際して忠敬は恭謙己れを持し事を醸すことなからんを期せしと雖も業務遂行に關しては毫も諸侯を憚りたる所あるを見ず世人は往々忠敬が諸侯より各種の迫害を受けたるべきを臆想するも事實としてこれを認むべき證跡を存せず。却て諸侯は忠敬等に物を贈りて但し公命に由り出張せる幕錄の序文中に

更に諸侯より物を贈るは當時の常習なり。遠來の勞を慰め厚くこれを遇し沿道吏民等は隊員の意に迎合し速に業務の終了を告げ以て其負擔の成るべく輕少ならんことを希ひたるものゝ如し。唯巡測に際し忠敬の門に入りたる諸藩の士民中には測天量地の術を習得するを以て眞の目的となしたるものゝ外名を諸術傳習に假りて忠敬使命の眞相を窺ひ兼て師弟關係を利用して自藩の利益を保護せんとの特別任務を帶びたるものも亦少からざりしは事實なるに似たり。然も西國地方巡測中二三兒戯に類せる小事故を起せるは諸侯の領土内にあらずして却て皆幕府に直隸せる地域若くは公卿の所領地に於てせり。以上特に記せるものゝ外は主として測量日記による。

斯の如く諸侯との關係極めて圓満なりしより一見すれば忠敬の實測業務は初め兩三年間多少物質的の困難を感じたる外は恰も順風に乘じたる樓船の如く何等の苦慮を要することなくして歩を進め特に其功の稱すべきものなきに似たりと雖もこれ固より皮相の見たるに過ぎず。幕府の勢力は能く諸侯を屈服し其命を遵奉せしむるに足りしと雖も猜疑の眼を以て監視せる諸藩の間を多年巡測して常に圓満なる關係を保持し其使命を辱めざりしは實に忠敬の偉大なる人格と絶倫なる精力とによりて初めて能くせし處にして決して單に測量術にのみ通せる常人の企て及ぶ處にあらず。諸侯との關係の圓満なりしことは即ち忠敬の功績の益大なることを表示するものと云ふべきなり。されば高橋景保が沿海實測錄の序文中に

夫測量之爲舉非昇平之賜不能、而徵其人亦不能舉而行之、

三九頁が自
参考。

と喝破し、又初め忠敬を目するに老年の篤學者を以てするに過ぎざりし間重富が自ら山陽街道の實測を經驗するに及びて技術以外に苦心努力の容易ならざるを覺り忠敬の著々として功を收むるに敬服し後文化八年末書を忠敬の許に寄せて家に現存す。

(前略)當年已ニ六十七才ニ御成七十歳ニして御大成被成候由凡人ニ不企及儀と奉存候
惣あ西洋人ニ理學ニ於ル我か爲ニあらす人の爲メ天下をためニて我レ人ヲ論せず死

み止ム事實ニ公ニ如を定鑑と可致誠ニ天ニ御奉公ト思召卒業奉祈候(下略)

と稱揚したるが如き故なきにあらざるなり。

而して忠敬はその使命の遂行上常に云ふべからざる苦心を重ねつゝありたりと雖も西國地方の諸侯の優遇に對しては又中心より満足を感じしものゝ如く文化十年正月肥前賤津浦より妙薰に與へたる書簡伊能家に現存す。中に

(前略)扱御用先ハ國々御領主方々何事も差支なく御執斗被下候得ハ何不自由も無之江戸、住宅より大ニ宜候御安心可被下候(下略)

と記せるを見るべし。

幕府が實測地圖の必要なるを感じ忠敬をして漸次測量の歩を進めしむるに至りたる如く諸侯中世の風潮を察して夙にこの感を深くせしもの少なからず。されば或は忠敬が領内を巡測するに當りて特に優待して其歓心を買ひ或は藩臣が忠敬の門弟たる關係により或は其他の手段により忠敬より實測圖を得んことを企てたるもの亦少からざりしが如し。

徳島藩主の如きは實に其一人にして即ち忠敬自筆にかかる書簡草稿の斷片伊能家にあり。中

愈御平安被遊御座奉恐喜候然ハ間氏より先年阿波侯御賴ニア四國九州地圖認候所其頃ハ九州不備候る半分遣候由然ル所去年中より阿波侯間氏より先年セ例を以認くれ候様御賴之旨年來之事ニ付御覺へ不被遊故間氏在府之事ニも被思召候段並ニ阿波侯尊君並ニ下拙右間氏へも御挨拶も有之候旨當間氏より申來候由委細奉承知候扱下拙覺候ハ右間氏在府を節ニ阿波侯より無據御賴を由ニ付愚老に相談有之候間御内々相伺申酉戌亥測量之沿海地圖と丑寅測量之駿遠三尾勢紀泉より中國迄ノ圖ヲ差遣申し候四國九州之圖ハ遣不申候(中略)扱阿波侯より御拶挨之儀間氏ハ如何ニ御座候哉尊君並下拙方ニハ何ぞ御沙汰も無之候

一阿波侯より殘圖而已御懇望を由ニ御座候得共四國九州ノ上下ニ中國も上方筋も街道筋も細測仕候間殘圖斗ハ差上兼申候前ニ上候圖も(以下欠損)

と記せるものあり。これ蓋し文化の末に當り忠敬より景保に送りたる書簡の下書なるべくこれによりて徳島藩の夙に間に重富を介して忠敬より本邦東半部及中國地方の實測圖を得更に又其他の地方の圖を求めて其交渉を開けることを知るべきなり。

この他大村藩、平戸藩、唐津藩、江川英毅の如き皆自藩若くは其隣藩等の地圖を得んと欲し忠敬に交渉せる證跡明なるものにして伊能家に存する。當時忠敬に對し全國圖或は一地方の圖を得んことを求めたるものを精査すれば其人數蓋し意外の多きに上るなるべし。而して

實測圖はもと是れ幕命により調製せし所にからり漫りに公にすべきものにあらざるも當事者は忠敬等が或る範圍内に於てこれを複製頒布するを默認し忠敬は諸侯等の需に應ずるを得たるものゝ如く文化十四年十二月六日忠敬が妙薫に與へたる書伊能家に現存す。中に

(前略)平山藤右衛門編者曰く、平山郡藏と改むヲ代ニ内弟子手傳ヲ爲致候様ニ之相成申間敷候哉々趣内々伺候得ハ心得違之儀最早年來も相立候得ハ内々姓名を改内弟子手傳爲致候事も可宜哉と被仰候藤右衛門當時大困窮セ趣殊ニ公儀も一段フサガリ候身分ニ御座候得ハ御手當一ヶ月金一兩貳分一ヶ月ニ金十八兩ニ相成候併シ月々金壹歩宛扶持方ヲ減し候間一ヶ月手取金壹兩壹步壹ヶ年ニ金十五兩ニ相成候右御畫圖卯年秋頃相濟候得ハ夫々大名衆々御頼ハ地圖も有之是ハ相應の手間ニ相成可申候(下略)

と記せるによりてこれを證するに足るべし。猶當時輿地全圖完成の遲延は忠敬が諸侯より依囑せられたる地圖複製の内業を専らとし公用を等閑に附せるに因るとの流言一部人士間に行はれたる伊能家に傳ふ。によりて見るも又其消息を察するに難からずこの地圖複製の内業は忠敬歿し輿地全圖上呈後に至りても高橋景保の命により下河邊林右衛門等の手によりて多少行はれたるものゝ如し。されば舊諸侯の秘庫を精査するあらば忠敬の實測圖を發見すること蓋し少々にあらざるべし。

(二) 忠敬の人格と其家庭

佐藤坦忠敬の性格を墓碑に敍して曰く「君爲人眞率不修邊幅精力絶人」と忠敬の志操強堅にして百難屈せず意氣旺盛にして自彊息ます然も常識に富み辭令溫雅にして謙讓の徳を失はざりしは既に記述せる忠敬一生の事蹟上常に見る所にして今や復忠敬の人格につき喋々するを要せず。然れども忠敬の家庭につきては從來世に傳ふる所頗る其眞相を失せるを以て茲にこれが實狀を記述し兼て忠敬性格の側面を察するの一助たらしめんとす。

忠敬自記して家族に與へたる家訓伊能家に現存す。に曰く

- 第一 假にも僞をせず孝弟忠信ニして正直たるべし
- 第二 身の上の人のハ勿論身下の人にも教訓異見あらハ急度相用堅く守るへし
- 第三 篤敬謙讓とて言語進退を寛裕ニ諸事謙り敬み少も人と争論など成べらす

亥九月廿一日

と。以て忠敬が其家族を率ゐんと欲したる方針の大要を知るに足るへし。

遡りて忠敬が伊能家の女婿となりたる當時に於ける家庭の状況を稽ふるに從來世に流布せる一傳説の爲めに大に世人の誤解を來せるものあり。傳へて曰く、忠敬初め伊能家の小僕たりしが先主人その才を愛し入れて嗣子となし配するにその女を以てす、然るに女性狂狷動もすれば忠敬を蔑視し不遜の態度あり、嘗て忠敬と食を共にするに際し女會意に満たざる所あり、則ち拂然として曰く足下は夫の禮を以て待つべきの人にあらず須く厨下に退きて婢僕と共に食事すべしと、忠敬少しも怒れる氣色なく從容自若として席を退きたりと。

蓋しこの傳説たるものと忠敬の度量大にして小事に拘泥せざりし事を示さんが爲め誇張附會せられたるものなるに過ぎず。然るに後世これを確信し更に臆斷敷衍を加へ忠敬の妻伊能氏を以て婦德を闕ける執拗者となし忠敬に對して全く慰籍者たるの義務を盡さざりしのみならず却て其業務を妨げたりとなすもの少からず。これ實に謬れるの甚しきものなり。この傳説の根據頗る薄弱なることは既に述べたる如く^{第一三頁参照}。その前半の事實の全く無根なるによりても推察すべき所なるが更に根本資料によりて忠敬が結婚當時の實情を考ふるに伊能氏の女は既にその先夫の遺子を擁し後夫の選擇意の如くならざるの狀態の下にありたれば忠敬夫妻の關係は決して聲望に於て將た門閥に於て鄉閭第一の名流たる伊能家の處女が位置卑き青年と無條件にて結婚せる關係を以て目すべからず。且忠敬と伊能氏とは位置差ありと云ふも要するに財產權衡上の問題に止まり忠敬の閱歷上特に伊能氏より蔑視せらるべき理由の存せるを見す。其生家神保氏の系譜は世に誇るに足るのみならず忠敬は伊能氏の母平山氏と再從姉弟の間に屬せり。されば伊能氏の女にして苟も常軌を逸せる病的婦人にあらざるよりは自家の名望門閥を恃みて其荒穢せる家産の恢復に孜々營々たる良人を濫に嘲罵するの理あらんや。

伊能家系譜中に伊能母子の性格を記して曰く

長由ノ妻ハ平山氏ノ女、二十才ニシテ長由死ス其後中村ニ在テ能ク幼女(編者曰く、この幼女は即ち忠能氏なり。)ヲ教育シ貞堅ニシテ母儀ヲ正クシ。忠敬家督後モ家道嚴正ニシテ恒ニ儉素ヲ

用ヒ紀律ヲ亂サズ應接進退儀ノ如クセザレバ不已故ニ幼女其性ヲ稟ケ道ヲ正シフシ
貞ニテ能ク家事ヲ全フス

忠敬ノ妻ハ長由ノ女、嫡子景敬ノ母也。母ヘ至孝、貞節ニシテ能家事ヲ輔ク恒ニ親戚及家人出入マテ實ヲ以テ恵ミシ故衆人ノ心ヲ得タリ

と。この種の履歴書は一般に善事を記するには稍誇大に過ぎ瑕疵は務めてこれを隠蔽せんとするの例なるが故にこの記事とても多少の修飾なきを保せず。されどもこの書は林大學頭の作文を請はんが爲め忠敬嘗て自らこれを編纂し景敬多少筆を加へ文化七年忠敬九州にある日景敬に命して大學頭の許に送らしめたるもの。稿本なれば最も正確なる記録と云ふべく少くとも事實を曲げ鳥鷺相反するが如き記事は断じて筆にせざりしなるべし。これによりて是を觀れば如何に消極的に考ふるも伊能氏母子は普通以上の家庭婦人たりしを失はざるべく假令忠敬の胸裏に鬱勃たりし研學の念慮を観破しこれに同情するの明なかりしとするも忠敬がその第一義務として専心努力せる家資恢復の業に對して協力内助の効を致せるは疑ふべからざるが如し。唯家庭の事情に於て忠敬の最も苦慮したるは宗教問題にあたり。即ち養母平山氏はその生家の日蓮宗なる故を以て伊能氏に嫁して後も獨り其宗旨を奉せしが嘗てこれが爲め物議を醸し長由の兄昌雄は其死に臨みて日蓮宗奉崇嚴禁を遺命するに至れり。然るに忠敬伊能氏を嗣ぎて後幾くもなくして平山氏の發意により伊能家婦人一同日蓮宗に改宗せんとし其意志容易に狂ぐべからず。忠敬は頗る其處置

に窮したるものゝ如く家譜中特に記して曰く

其後忠敬代ニ故長由妻存意ニテ伊能家婦人ノ分悉ク日蓮宗ヲ建ントス忠敬家督ノ初メノ事ニテ其宗門ヲ建ントスレバ昌雄ノ遺命ニ背キ又建ザラントズレバ母ノ志ヲ折ク進退甚タ窮セリ然レドモ専ラ丹心ヲ以テ母氏ノ心ヲ慰メ漸ノ婦人日蓮宗ノ事相休ム

と以て伊能氏家庭の一大波瀾たりしを察するに足るべし。然れども是れ畢竟一時の問題たりしに過ぎずして忠敬の家庭は常に無趣味不愉快のものたりしにあらず。結婚の翌年先夫景茂の遺子三太郎の夭折すると共に實子稻女生れ伉儷の情も亦頗る圓満なりしものゝ如し。交通不便にして且婦人旅行の困難なりし當時に於て忠敬が其妻を伴ひ遠く奥州松島の勝を探りたるが如き、又天明三年十二月伊能氏の歿するや忠敬哀悼極りなく窮民を賑恤してその冥福を祈りたるが如きによる。蓋し忠敬夫妻の情愛甚だ濃かなりしを推すべき例證となすべきなり。

忠敬齡三十九歳にして室伊能氏を失ひ家庭團欒の一半を没却したるもこの時に當りては長女稻女及長男景敬既に長せしを以て甚しき寂寥を感じざりしなるべし。而して忠敬は其後妾を蓄へ三人の子女を擧げ、又寛政二年齡四十六歳を以て仙臺藩醫桑原氏の女を納めて繼室となせしがこの桑原氏の性行につきては伊能家系譜に

能ク先妣ノ志ヲ繼キ操ヲ執テ家事ヲ善セリ

と記せる外何等の記録を止めず。其妻に至つては僅に庶子出生の年次により先室伊能氏の歿後より繼室桑原氏の歸嫁に至る迄の間に於て蓄へたるものなるを推測せしむるの外全然其消息を察するに足るべき資料の存するを見ず。從て伊能氏歿してより寛政七年桑原氏の復忠敬に先ちて歿する迄の期間に於ける忠敬家庭の狀態はこれを詳にするを得ずと雖も其實狀假令伊能氏在世中の如く簡單圓滿なる能はざりしとするも猶忠敬をして中心窓に煩悶苦慮に堪へざらしむるが如き事故の發生を見ざりしものゝ如し。

斯の如く忠敬が前半生に於ける家庭は先後兩配の世を蚤くせし不幸を除きては概して平和なる状態にありしが忠敬江戸に出で大に星曆の學に志し進んで國家的業務に従事せる頃に及んで家庭の實況は轉た慘澹たるものあるに至れり。

忠敬の長女稻女は忠敬の最も鍾愛せし所に係り其長するに及びて上總國山邊郡片貝村布留川氏_{忠敬の實家神保の男盛右衛門}の姻戚なり。男盛右衛門を迎へてこれに配し江戸に於て米穀商を營ましめし_{が或は曰く初め伊能茂左衛門の嗣たら}盛右衛門大に忠敬の意を損する行為を敢てし_{く盛右衛門投機を試み大失敗をなしたるに起因すと}爲めに家庭に大波瀾を生じ忠敬遂にこれを離別處分に附したり。然るに稻女は忠敬の處分に服する能はず断乎として父に背き夫に従ひ家を去りたるが故に忠敬止むことを得ずして稻女をも勘當し長く父子の縁を斷つの悲劇を演出せり。_{存する過去傳ふる口碑等による}

又一方に於て忠敬が寛政十年内縁の妻として迎へたる榮女は學才優れ享和の頃までは

内助の功勳からざりしが永く忠敬の好侶伴たる能はざりしものゝ如し。

更に又忠敬の後を嗣ぎたる嫡子景敬は忠敬の與へたる家訓を遵奉する點に於ては遺憾なかりしものゝ如きも要するに凡庸の器にして其性格乃父の典型に似ざりしを以て忠敬深くこれに望を屬する能はず。加ふるに景敬初め妻を迎へて相偕はず遂に破鏡の歎を見るに至りこの事文書に見る所なし。伊能氏の家庭は頗る荒穢の觀を呈し忠敬の意も亦安からざりしに似たり。幸にして景敬が後配として迎へたる上總國東土川村小川治兵衛の女名は能く家事を整理し且琴瑟相和し嫡孫三治郎忠壽を擧ぐるに及びて忠敬は稍家庭の溫味を感じるに至れり。尋で文化七年長女稻女雛髮して名を妙薰と改め親戚故舊によりて忠敬に哀願し家に歸るや

片見村に歸り稻女と苦樂を共にせしがこの年四月五十五才を以て病歿したるを張中なりし忠敬に求めたるなり。當時の文書伊能家に現存す。嘗て自己の信念を遂げんが爲めに父に背くをも辭せざりし強固なる意志を以て飄然として不孝の罪を償はんことを誓ひ一意專心忠敬老後の意を慰めたれば多年忠敬の心裡に深く刻まれたりし悲哀の情は一時に煙散霧飛して和氣靄々の状を呈したり。忠敬に送りし書簡中記せり。

然るに忠敬は永くこの樂を享くことを得ず。文化十年第二回九州出張中景敬は幼兒を遣して病歿し忠敬の心中新に寂莫の情と伊能家の前途に對する一種の憂慮とを惹起したり。加之漸く公用を卒へて歸府するや幾もなくしてまた其家庭に他の大波瀾を見るに至れり。

初め忠敬は其庶子秀藏敬慎に測量術を傳へんと欲したものゝ如く其齡僅に十五歳なりし寛政十二年に蝦夷に伴ひしを初めとし文化五年四國測量に至るまで連年内弟子の名義の下に行を行を共にし測量製圖の事に與らしめたり。然るに秀藏其器にあらざりしか或は他の理由の存せしによりてか文化二年西國地方測量の爲め出張するに當り假養子に關する心願書を呈出するの際忠敬は秀藏を以てこれに擬せんとせざりしのみならず却て秀藏が自家の實子なることを秘し心願書による時にはこれを孫と稱したり。而して文化六年以後忠敬は秀藏を測量行に伴はず其後恐くは文化八に至り櫻井某の女婿たらしめたり。然もこの頃に於ては父子の間に何等の疎隔をも見ざりしが如く忠敬が第二次九州測量の爲め西方に出張したる初期に於ては秀藏に深川留守宅の監視並に測量に關する雜用等を託し兩者の間書信の往復を絶たざりき。然るに秀藏性もと短慮間重富が文化三年に平山郡藏に與へたる書翰々々と記せるもこれは足らずにして次第に大酒を嗜み狂暴を加へ素行修まらざるに至り文化十一年中には既に櫻井氏を去り忠敬の許に寄食し忠敬をして傷心措く能はざらしめたり。其後も秀藏は毫も忠敬の訓戒を用ひず益痴態を演じて忠敬の意に悖り遂に文化十二年四月末忠敬の爲めに逐はれたり。同年五月四日附にて忠敬より妙薰奥宮正樹の日記に心のかなる人にて云々と記せるもこれは準據となすに足らず忠敬曩に稻女を逐ひたる時は稻女の意氣嘉すべき點なきにあらず、又最も同情すべき事情ありて忠敬も其他日必ず膝下に復歸すべき日あるを豫想し多少自ら慰むる所ありたるべしと雖も今や秀藏を逐ひたる事情は全然これと異り殆ど其改悛を將來に期すべからず。況んや忠敬齡既に古稀を越え且實

測製圖の業頗る多忙を加へ人を要すること切なるの秋に當りて測量製圖の素養ある實子を逐ふの止むを得ざりし忠敬の衷情特に察するに餘りありと云ふべし。

斯の如く忠敬の家庭は從來世人が往々慮測せし處に反し其前半生に於ては寧ろ順調なりしに係らず後半生に於て却て幾多の波瀾を生じ其晩年に於ては僅に妙薰及景敬の寡婦が婦女子の身を以て能く家政の保持に任せると嫡孫三治郎が膝下にありて修學し其才氣大に後來望を屬すべきものあると除きては他に何等家庭的慰安無きの状態にありたり。忠敬が其人格に於て殆ど間然する所なく商賈として成功し里正として成功し學者として成功せるに係はらず幸福なる家庭の老翁として十分なる成功を見る能はざりしは稍疑訝の觀なきにあらず蓋し忠敬の幼にして夙に實母を失ひ冷淡無味の家庭に成長したる結果は不知不識の間に忠敬の性格に影響し子弟に對する劇烈なる熱情は常に峻嚴なる理性に壓伏せらるゝ所となり爲めに其崇高なる人格も子弟を同化する點に於ては比較的其效果を發揮する能はざりしことこれが一因をなせるものなるべきか。

(三) 逸話

世に一藝一能に長せるもの往々世故に長せず屢常軌を脱して意外の行動に出で世俗を驚かしむること少からず然もこれを忠敬に見るに幼時よりの経歷は大に世の慣例に熟達せしめ常識の發達せること一般學究者流と同日にして語るべからざるものありたるを以

て好箇の笑話柄たるが如き種類の逸話は殆どこれを忠敬に求むべからず然れどもその學事に熱心なるの極或は職責を重するの餘不用意の裡に演出せられたる事例、其他日常の些事にして又以て忠敬の人格性行を窺ふべき一助となすべきものなきにあらず。唯古來傳ふる所の口碑年と共に其事實に遠ざかり或は彼此相混じ甚しきに至りては事實を顛倒し若くは全く捏造せられたるものあるに至れり。されば今各種の傳説につき左に其根據確實にして信憑するに足るべきものを列し併せて從來廣く世に行はれたる口碑にして事實相違と認むべきものに對し其所以を辨じてこれを是正せんとす。

(一) 忠敬の父貞恒園碁の技に長せるを以て忠敬の幼時就て學ばんことを請ふ。貞恒聽さず。是に於て忠敬他人につき竊にこれを學べり。貞恒これを知り忠敬に謂て曰く、汝方圓の技を好まば我これを傳へざるにあらず。一旦これを學ばざれば我を凌駕し其妙境に達することを期せざるべからず。忠敬答て曰く、諾と。因て爾後父の教示を受けて工夫研鑽し幾もなくして其技量初段の壘を摩するに至れり。然も忠敬はこの技の光陰を徒費すること甚しく處生に必要な學藝修養上害毒を及ぼすこと頗る大なるを自覺するやよく己れに克ちて斷然この好める技を廢し終生遂にこれを弄せず。晩年野外測量の業務を終へ専ら製圖に從事せる時に當りて佐原より碁盤を江戸の儒居に取寄せしと雖も其は單に來訪諸客の用に供したるのみ。その身比較的閑散の境遇にありたるにも係らず少しもこれを手にすることなかりしと云ふ。以て忠敬の意志の極めて強固なりしことを知るへきなり。及忠敬が碁盤取

手簡(伊能家に現存する)による。

(二) 忠敬はその子女に與へたる書翰中に自記せる如く幼年の頃より高名出世を好み向上心強烈なりしを以て平素その交友と談する所規模雄大にして僻陬村童の話柄たるに似す。故に友人等忠敬を以て痴人夢を説き空中に樓閣を画くものとなしたり。後忠敬幕府の命を奉じ沿海を巡測して郷貫上總の地に至るや舊友耳語して曰く、三治郎の大山師が遂に山を當て得たりと。忠敬これを聞き笑て曰く、我に對する論評は子等の意に任せん唯三治郎呼ばりは請ふこれを恕せよと。神保宗家に傳ふる口碑。

(三) 忠敬の妻伊能氏不遜にして忠敬に對して禮を失せるも忠敬敢て争はず從容事を處しその徳よく伊能氏を感化し遂に善良なる主婦たるに至らしめたりとは高橋至時の妻永田氏が貞淑敏慧にして深く良人の志す所に同情し内助の功極めて大なりし美談と相對照して廣く世に喧傳せらるゝ所なり。然も既に述べたる如く以下参照この傳説の根據頗る薄弱なるのみならず伊能氏の性格に關しては却てこれを否定すべき反證の存するを以て見ればこれ畢竟針小の一些事を棒大に誇張したるに過ぎざるべく冤を百歳に被りたる伊能氏の災厄察するに餘りありと云ふべし。たゞかかる傳説の存在は亦以て忠敬謙讓の徳大にして些事に拘泥せざりしことを示すものと云ふべきなり。口碑及伊能家系譜。

(四) 忠敬の伊能家を嗣ぎし頃相傳へて曰く、元旦毎に人頭伊能家の神棚に現ると。蓋し嘗て伊能家の事に關して生命を失ひたるものゝ魂魄留まりてかゝる怪をなすと云ふなり。忠

敬毫も意に介せず笑て曰く、人頭も亦元旦を祝せんとするなるべしと。幾ならずして其説終に止みたり。伊能家に傳ふる口碑。

(五) 忠敬は幼より算數方技等の術を好みたりと雖も其趣味は決して一方にのみ偏したるにあらず。伊能家の家運漸く恢復するに及びては忙中の少閑を以て各種の遊藝をも習得せしが常に量入爲出の語を守りてこれが爲めに多大の財資と時間を費すことなかりしを以て皆其蘊奥を極むるに至らず。然るに忠敬の性格として一旦事を始むるや娛樂の末技と雖も猶その妙所に達せざれば自ら以て慰樂となす能はず。是に於て翻然として覺りて曰く、諸種の遊藝の如き假令幾多の苦心を積みてこれに熟達するも世に益する所あるを見ず若かずこれを廢して専ら曆算の書を讀破し天地の理を究めて以て自ら樂まんにはと。この決心は實に他日老書生として笈を東都に負ふの萌芽をなせるものなりと。見聞録。溢川景祐

(六) 忠敬伊能家に入りてより後勉めて講學の念を制し専ら家業を修めたり。されども猶全くこれを禁し難く寸閑ある毎に直に書を手にし爲めに累を産業上に及ぼすことなきにあらざりしを以て家人屢これを諫争せり。忠敬其煩に堪へず即ち一計を案じ江戸新川に一店舗を設け米薪の類を鬻ぎ大に貨殖の途を講ずると共に時に家族の煩をこの店舗に避け以て讀書慾を満足せんことを期したり。然るに忠敬この店舗にあること旬日ならずして忽ち舞馬の災に罹り商品家具盡く鳥有に歸し一舉兩得と信じたる方案は大失敗に終りたり。これより以後忠敬は決して二兎を追ふの愚をなさず事を行ふや常に必ず全力を盡して

これに當りたりと云ふ。此の事は川景佑見聞録中に忠敬直話として記せるものなるが故に頗る信に六年内に江戸に薪問屋を設置し翌七年八月十一日にして類焼の難に罹り薪七萬餘段燒失し佐原にありたる忠敬は變な聞きて直に江戸に向ひたること明白なり。これな以て觀ればこの傳説は多少事實を潤色せしものなるべし。

(七) 忠敬の異常なる商才を具へ機智に富みたることはその能く伊能家の資産を恢復したことによりて察すべし。然も忠敬がその才能を發揮したる好例として觀るべきものは天明六七年に亘れる關東地方大飢饉の前後にあり。即ち忠敬は衆に先ち其災害の劇甚なるべきを觀破し米價の未だ騰貴せざる時に當り豊饒なる關西地方に移牒し巨多の米穀を購入してこれを廻漕貯藏し關東地方の米穀缺乏を告ぐるに及びて初めてこれを發しその一部を或は窮民の賑恤に充て或は低廉なる價格を以て村内及旁近村落の商賈に轉賣して庶民の需用に應せしめ大に救濟の途を講すると共に一部分はこれを江戸に轉送して暴騰せる時價を以て販賣したり。されば損益相償ひ家資を減することなくして村民救助の實を擧ぐるを得たりと云ふ。金鏡類錄による。

(八) 忠敬の機智に長せることはまた其文藻上にも表はれたり。忠敬壯年の頃和歌を學びしも形式に拘束せられ詠吟上自由を闊けりとしてこれを排し即興に乗じては専ら機才を揮ひて狂歌を作り以て自ら樂めり。今傳はれる二三のものを錄せん。忠敬書翰及上田宣珍記録等による。

文化五年伊豫國佐田岬にて

白髮の三千丈も何ならじ伊豫のおはなは十八里あり

文化七年豊前國小倉にて六十六歳の春を迎へたる時

測量の年も六十六箇國中國越にて西國の春

文化十年肥前國相神浦にて六十九歳の齡に達したる時

古來にも稀なる春に值賀の浦八十島かけて壹岐の松原

七十に近き春にぞあひの浦九十九島をいきの松原

(九) 諸書に傳へて曰く忠敬深川に寓して曆學の研究に從事せし頃太白星の太陽面を経過するを觀測したりと。按するに忠敬の一生中金星が太陽面を経過せしは僅にその十七才の時と二十五才の時との二回あるのみなり。若し忠敬にして深川にありたる五十才以上の時に於てこの現象を觀測したらんには實に天下の珍聞となすべきも固よりかゝる事の存すべき理無し。これ蓋し寛政九年の頃深川に於て忠敬が本邦に於て初めて白晝金星の南中を觀測しその事學者間に喧傳せしを後、一知半解の徒これを金星の太陽面経過と誤解し書に載せてより延いて惑を世に及ぼせしものなるべし。因に曰く當時日月五星の特殊の位置現象等の觀測は本邦星學者間に非常なる興味を以て迎へられしものにして忠敬が觀測に熱心なるの極白晝に金星の南中を測り得たるこの美談は寛政七年七月十三日高橋至時が間重富と相伴て某所に赴きし途上木星太陰の爲めに掩蔽せられんとするを觀て急遽紙片を割て紙捩線を造り線端に銅錢を附して振子となし以て掩蔽現象の起りし時刻を略定するを得たりと云ふ逸話と共に一百餘年前に於ける本邦學界の好話柄たりしなり。川景佑見聞録による。

(十) 忠敬嘗て測量の爲めに將に發足せんとし客を會して宴を張りしに會梁上に巣へる乳燕座に墜落して死せり。家人以て不祥となしその行を延べんことを請ふ。忠敬笑て曰く燕子誤り墜ちて死す何ぞ吾が事に關せんやと。起ちて草鞋の緒を結ばんとせしに緒忽ち斷ちたり。家人益以て不祥とし固くその行を止めんことを勧む。忠敬曰く鞋緒も金鐵にあらず時として斷つことあるも又怪むに足らざるなりと。行くこと數歩ならずして家に釀せる酒の大桶轟然として破裂せり。こゝに於て衆皆色を失ひ忠敬をして強て日を改めて發程せしめんとす。忠敬毫も意に介せずして曰く酒を釀して桶の破裂することは往々その例あり何ぞ行を延ぶるを要せんやと。遂に顧みずして發程せしが果して何事も無く使命を完うして歸りたり。

この傳説は伊能家をはじめとし汎く諸方に傳ふるのみならず忠敬が平素毫も迷信に捉はるゝことなかりしはその伊能家を嗣ぎし頃加持祈禱等の迷信的行爲に關して後見伊能豊秋と往々意見の衝突を起せる事實^{豊秋日記}によりても明なるを以て必しも盡く否認すべきにあらず。されども忠敬は測量毎に江戸深川黒江町の橋居より發程し^{唯文化のはじめ西受けたる際には出發に先ち佐原の本宅を訪ひたるも直に}國地方測量の命を黒江町に歸りて各種の準備を整へこの橋居より發程せり。この橋居にては酒を釀せしことなきを以て忠敬の發足に際して少くとも釀酒桶の破裂を見るの理なし。さればこの傳説は忠敬が迷信を排斥せることを傳へんが爲め種々の時期に起れるなどを恰も一時に發生せる如

くに綜合潤色せるものなるべし。

斯の如く忠敬は迷信を排除すること極めて嚴なりしと雖も學究者流の一部に於て往々見る如く信仰の中心を失ひたるにはあらず。忠敬は神佛を崇重すること頗る厚く殊に敬神の念強盛にして佐原にある日夙に伊勢神宮參拜の講社を結び其一團に長として報賽の素志を遂げ西國を測量するに及びても亦屢々兩宮を拜せり。忠敬は又寛政十二年はじめて蝦夷測量の爲めに出張してより文化八年第二回九州測量の爲め江戸を發するに至るまで前後八回の出張に際し必ず先づ門弟を率ゐて深川富岡八幡宮に賽して業務遂行上神明の加護を祈り夫より直に測量の途に上るを常としたり。是等の事は其迷信の排斥と相待ちて好箇の對照をなすものと云ふべし。^{伊能家傳説及忠敬測量日記等。}

(十一) 忠敬謙讓を以て人に接するの要義となし進退一として禮を失することなかりしも一度學事に關して議論を上下するに及んでは眼中貴賤尊卑の區別を見ず熱中の極往々にして腰刀を忘却するに至ることあり。これを以てその平素を知らざる人は屢忠敬を以て性急短慮の甚しきものと誤解したりと云ふ。^{深川景佑見聞錄。}

(十二) 忠敬根氣強く精力旺盛にして事に當りて倦む所を知らず。その書を讀むや早旦より深更に及んで猶平然たり。人嘗て忠敬の欠伸を發するを目撃せしことなしと云ふ。忠敬佐原にある日家業の傍ら兒童に句讀を授け壁間に諭人不倦の語を掲げて座右の銘となしたり。而して忠敬の最も嫌惡せるは茫然手を空しくしあること、事をなすに當り怠慢の態

度あることゝにして己れこれを欲せざるのみならず人をして又かくの如くならしむるを好ます。これを以て薄志弱行の徒は忠敬を目して一途に嚴峻苛酷なる人となしたりと云ふ

川能家口碑、謹
川景佑見聞錄。

(十三) 傳へて曰く、忠敬が事に當るや極めて精勵にして輿地全圖製作に際しては病危篤に瀕するまで猶親しく業に從ひ遂に定規を手にしたる儘地圖の上に俯して歿せりと。忠敬は其晩年に於ては専ら製圖の監督に任じ地圖描畫の如きは多く部下をしてこれに當らしめたればこの傳説は蓋し事實を誇大附會せしものなるべし。されどもかかる説の傳はれるは又以て忠敬の學に篤く職に忠なりしことを示すものと云ふべきなり。口碑に

(十四) 忠敬其師高橋至時の恩義に感すること深く奉するに父に對する禮を以てし尊重至らざるなく學術上唯一度方位盤の大小便否に關し其主張を異にしたる外嘗て至時の意に背きしことあらず。而して至時の歿するやその靈に仕ふること在ますが如く在府の時に淺草源空寺墳塋の方に向ひ西國出張中には東方に向ひ毎朝端座合掌して父母の靈位に對すると等しく禮拜敬意を表し一日と雖もこれを怠りたることなし。後病に罹り危篤に瀕するに及びて左右を顧み遺囑して曰く、余の幸にして日本實測の業務を遂行するを得て今日あるを致せしは皆先師が懇篤なる扶掖指導の賜たるに外ならず、願くは骸軀を先師の塋側に埋めてその鴻恩を忘れざるの意を明にせよと。忠敬空前の大事業を完うして自ら其功に居らずこれを先師に奉す。師弟の情實に掬すべく忠敬の人格茲に至て一層崇高を加ふる

を見るべし。伊能家傳説、謹 川景佑見聞錄。

(十五) 忠敬もと船を好まず。然も實測業務を行はんが爲めには風雨の際と雖も毫も乗船を辭せざりしのみならず舟子の躊躇するに當ては却てこれを叱咤激励し危険を冒したること少からず。嘗て天草諸島を測りたる時一日風波險惡にして舟子等出船を肯せず。忠敬即ち曰く、九州男子の勇悍なるは世に定評あり、然るに今何ぞ斯の如く怯懦なるやと。舟子等これを聞きて憤激し強て船を出したるに覆没せんとすること幾度なるを知らず。死力を盡して漸く一地に避難し事無きを得たりと。又或時風雲急にして舟子等船を出すを欲せず。忠敬曰く、余の見る處を以てすれば暴風雨の兆無し速に船を出すに若かずと。因て舟子を促して出船せしむ。然るに行くこと幾ならずして風雨大に來り航行頗る困難を感するに至りたれば舟子等不満に堪へずして曰く、先生は天文家なりと聞くに天氣に關する豫言の中らざること何ぞ斯の如く甚しきやと。忠敬自若として曰く、風も雨も中天の事なりその變動、動もすれば意外なることあり、余は天文家にして中天家にあらざるが故に中天の事或は時に中らざることありと。上田宣珍記、天草

(十六) 忠敬が頽齡の身を以て寒暑を冒して山海を跋涉すること十有餘年、足跡天下に普かりし事實は直に忠敬の體軀極めて強健にして脚力も亦人に優れたるべきを推想せしむ。然るにこれを文書に徵すれば事實はこれに反し忠敬の體格は甚しく羸弱と云ふべき程にはあらざるも又決して頑健と稱すべき素質を具へたりしにあらざるが如く、壯年の頃に於

ても往々病に罹り測量事業開始後には屢々病魔の乗する所となり更に晩年に及びては宿痾たる咳嗽及歯痛の發作頻繁にしてこれに困めらること甚しかりしなり。然も古稀の身を以て能く病苦に堪へ空前の事業を完成したるは所謂精神一旺百治これを侵す能はざる實例を示せるものと云ふべし。殊に忠敬の脚力は普通の人士よりも弱くして壯時にも山岳登攀の如きは最も不得意なる所なりしにこの脚力弱き人によりて日本全國の普く巡測せられたるは寧ろ奇と云ふべきなり。忠敬測量日記、伊能豐日記、久保木清淵西遊記。

(十七) 忠敬が東河と號せしは恰も師高橋至時の雅號たる東岡に因みて稱したるに似たりと雖も兩者全く相知らざりし時に於て已にこれを稱したこと諸文書に徵して明なれば單にこれ偶然に出でたるものなり。然も東河の東岡を得て始めて其真價を發揮し得たるはこの名の偶然にして猶且偶然にあらざるを覺えしむ諸記錄及東河の署名ある書翰による。